

令和 6 年 生坂村議会

第 3 回 定 例 会 会 議 錄

令和 6 年 9 月 10 日 開会

令和 6 年 9 月 19 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第25号

令和6年第3回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月5日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期日 令和6年9月10日

2. 場所 生坂村議会議場

令和 6 年第 3 回 生坂村議会定例会議事録（9 月定例会）

1 日目

○報告 5 件

- ・令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ・令和 5 年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
- ・令和 5 年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について
- ・令和 5 年度株式会社いくさかでらす の経営に関する書類の報告について
- ・専決処分の承認を求ることについて
(令和 6 年度生坂村一般会計補正予算【第 2 号】)

○事件案 3 件

- ・松本広域連合規約の変更について
- ・長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- ・生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○決算認定 1 件

- ・令和 5 年度生坂村歳入歳出決算の認定について

○条例案 3 件

- ・生坂村保育所条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○予算案 3 件

- ・令和 6 年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】
- ・令和 6 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 1 号】
- ・令和 6 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 1 号】

- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情について
- ・請願・陳情等の委員会付託
- ・散会

・開会	5 P
・村長挨拶・提案理由の説明	6 P
・報告 の朗読説明	12 P
・質疑・討論、報告分の採決	13 P
・事件案・決算認定の朗読説明	14 P
・監査報告	16 P
・条例案・予算案の朗読説明	18 P
・総括質疑	20 P

・議案の委員会付託	20 P
・請願・陳情の提出、委員会付託	21 P
・散会	21 P

令和6年第3回 生坂村議会定例会

令和6年9月10日 午前10時 開議

議事日程

【1日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		開会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告第6号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
4	報告第7号	令和5年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について	
5	報告第8号	令和5年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について	
6	報告第9号	令和5年度株式会社いくさかてらすの経営に関する書類の報告について	
7	報告第10号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度生坂村一般会計補正予算【第2号】)	
8	議案第35号	松本広域連合規約の変更について	総務建経委員会付託
9	議案第36号	長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	社会文教委員会付託
10	議案第37号	生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について	総務建経委員会付託
11	議案第38号	令和5年度生坂村歳入歳出決算の認定について	関係部分委員会付託
12	議案第39号	生坂村保育所条例の一部を改正する条例案	社会文教委員会付託
13	議案第40号	生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	社会文教委員会付託
14	議案第41号	生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案	社会文教委員会付託
15	議案第42号	令和6年度生坂村一般会計補正予算【第3号】	関係部分委員会付託
16	議案第43号	令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算【第1号】	総務建経委員会付託
17	議案第44号	令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第1号】	社会文教委員会付託
18		総括質疑	
19		議案の委員会付託	
20		請願・陳情について	
21		請願・陳情の委員会付託	
		散会	

出席議員（8名）

1番	島	幸	恵	君	2番	山	本	吉	人	君	
3番	藤	澤	幸	恵	君	4番	望	月	典	子	君
5番	太	田	譲	君	6番	字	引	文	威	君	
7番	平	田	勝	章	君	8番	吉	澤	弘	迪	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村	長	藤	澤	泰	彦	君	振	興	課	長	真	島	弘	光	君		
副	村	長	牛	越	宏	通	君	住	民	課	長	中	山	茂	也	君	
教	育	長	上	條	貴	春	君	健康	福	祉	課長	松	沢	昌	志	君	
総	務	課	長	藤	澤	正	司	君	教	育	次	長	坂	爪	浩	之	君
代表監査委員			池	本	貞	夫	君										

事務局職員出席者

議会事務局長 藤澤 保君 書記 田中翔太君

◎村民憲章唱和（午前10時00分）

○議長（太田譲君） 起立。礼。おはようございます。村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村 村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる 生坂村村民憲章を制定しております。

我々 生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。

ここに、村民憲章を議員全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」

○議長（太田譲君） 2番 山本議員の後にご唱和をお願いします。

○2番（山本吉人君） 朗読。

○議長（太田譲君） ありがとうございます。
お戻りいただいて着席ください。

◎開会及び開議の宣告

○議長（太田譲君） ただいまから令和6年第3回生坂村議会定例会を開会します。

○議長（太田譲君） 本日の会議に先立ち申し上げます。

本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、マスクの着用に関しては個人の判断とします。

○議長（太田譲君） これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は配付のとおりです。

◎諸般の報告

議長（太田譲君） はじめにご報告事項申し上げます。

監査委員から、令和6年7月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。

なお、本日は、令和5年度生坂村歳入歳出決算について監査報告のため、池本代表監査委員に出席を求め、ご出席をいただいております。

次に、「議員派遣の件」について、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣したのでご報告します。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君)　日程1・会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第125条の規定により、8番　吉澤議員、1番　島議員を指名します。

◎日程2・会期の決定

○議長(太田譲君)　日程2・会期の決定の件を議題にいたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日から9月19日までの10日間にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君)　異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月19日までの10日間に決定しました。

◎提出議案の報告

○議長(太田譲君)　本定例会に提出されている案件は、
報告第6号「令和5年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の報告について」
報告第7号「令和5年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について」
報告第8号「令和5年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について」
報告第9号「令和5年度株式会社いくさてらすの経営に関する書類の報告について」
報告第10号「専決処分の承認を求めるについて「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第2号）」」
議案第35号「松本広域連合規約の変更について」
議案第36号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」
議案第37号「生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について」
議案第38号「令和5年度生坂村歳入歳出決算の認定について」
議案第39号「生坂村保育所条例の一部を改正する条例」
議案第40号「生坂村家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
議案第41号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例」
議案第42号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」
議案第43号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」
議案第44号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」
の、報告5件、事件案1件、決算認定1件、条例案3件、予算案3件の計13件であります。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、村長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さんおはようございます。令和6年第3回議会9月定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

実りの秋を迎え生坂産ブドウのイクサカラットは例年どおりに生育が良く、今年も農家の皆さんの努力により糖度がのり、とても美味しい露地物の出荷が始まり、それぞれにブドウの集出荷、稲刈りなど、農作業に大変忙しい時期となりました。議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は、村政運営に対しまして、ご指導ご鞭撻をいただきいていますことに感謝を申し上げる次第でございます。また、9月定例会は、前年度の決算審査についてご意見を頂戴するために、池本代表監査委員さんにもご出席をいただいていますことに御礼を申し上げます。

それでは、9月定例会は決算議会と言われるように、令和5年度の歳入歳出決算の認定をお願いするわけでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和5年度決算における四つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告させていただき、公表することになっております。令和5年度は、村の全ての会計において黒字決算となりましたので、実質赤字比率や連結実質赤字比率の該当はありませんでした。

次に標準財政規模に対する普通会計の元利償還金および準元利償還金の割合の3年間の平均であります実質公債費比率は前年度より0.1パーセントを下回り、7.4パーセントでございました。また、起債償還金額、退職手当支給予定額などから、基金交付税算定額などを引いた自治体が将来負担すべき実質的な負債の割合の将来負担比率は、今年度も数値なしとなっております。よって、財政健全化判断比率の財政指標は良好に推移している状況でございます。

次に財政状況を示す指標につきましては、財政の硬直度を示す経常収支比率は、前年度より0.4ポイントを下回り、80.8パーセントでございました。また、公債費比率は5.2パーセント、起債制限比率は3.6パーセントとなっており、それぞれに良好な状況となっております。

よって、実質公債費比率につきましては、県営中山間総合整備事業や上水道老朽化対策などの過疎債等の償還が続いているが、繰り上げ償還など公債費対策を継続して進めており、3ヶ年平均の比率はほぼ昨年度並みとなり、良好な傾向を示しているところでございます。

昨年度までは各比率が改善されるように、臨時財政対策債においては減債基金を取り崩して繰上償還を実施するとともに、なるべく国、県の交付金事業の導入をすることにより、その補助裏に交付税措置の高い過疎債を中心とした起債の発行を図りながら、将来負担を下げる充当可能な基金の積み立てをしてまいりました。その結果、令和5年度の決算では、積立金現在高は23億3287万9000円、地方債現在高は28億3382万9000円となり、私が村長になってから5期目17年間で、村民の皆さんと議員各位のご理解とご協力、職員各位の努力により、基金が約15億円増やし、起債を約23億円減らすことが出来た次第でございます。

しかし、今年度は、環境省の脱炭素先行地域づくり事業が大きく動き出し、また防災行政無線、同報系デジタル化改修工事等も実施しており、今年度当初予算で前年度対比11億1700万円、55.3パーセントと大幅な増額となり、予算規模としては過去最大となっております。生坂村始まって以来の、最大の事業でございますので、財政状況の数値は下がっていくと思いますが、次世

代に繋ぐ持続可能な生坂村とレジリエンスの強化による災害に強い生坂村を構築するために取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いする次第でございます。

それでは、第6次総合計画の4年目を迎えた令和5年度は、将来像「確かな暮らしを明日につなぎ、明るく健やかに生きる村」の実現に向けて当計画と「過疎地域持続的発展計画」や「いくさか村づくり計画」に基づき、住民福祉の向上や産業振興等を図るための各種事業の実施と、人口減少対策における「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った施策を継続してまいりました。

「福祉の村づくり事業」では、昨年度も保健福祉事業を中心に積極的な取り組みを行い、介護保険事業では、家族介護用品支給事業の対象者と対象品目を拡大し、保健事業では健康管理センターを拠点に、各種研修や教室を通じた健康指導、訪問事業などを実施して充実を図りました。過疎対策事業債ソフト分を活用しました事業では、各種ワクチン接種や出産祝い金、入学祝い金事業を行い、子育て支援および人口減少対策等の事業の施策連携により、子供から高齢者までの安全・安心な暮らしのための支援や取り組みを展開してまいりました。

「子育て支援事業」では、子育て支援センターなのはなで未就学児の親子や親同士の交流の場として、ぴよぴよ広場を開所するとともに、病後児保育事業やファミリーサポートセンター事業の体制を整え保健士、保育士が常駐し、子育て支援の拠点として充実を図っております。

また、全ての子供とその家族および妊産婦等を対象に、専門的な相談や訪問により、総合的に支援するための子供家庭総合支援拠点としての機能も担ってきました。子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、保育料の軽減と無料化や、18歳までの子供を持つ世帯の水道料金の補助、保小中の給食費無償化に加え、学生のバス通学費の減免制度を新たに設けて支援を拡充しております。

「つながる」をテーマに、18歳以下の子育て世帯を対象とした繋がりの場事業、「居場所を見つけた！」を3回開催し、社会的孤立や孤独の軽減、子供の暮らし、見守り支援、子育てを地域で支え、応援する体制づくりに取り組みました。

また新たに妊産期から出産子育てまでの子育て家庭に寄り添い、伴走型の相談支援や経済支援を実施いたしました。

産業振興事業では、県営中山間総合整備事業で、昨年度は下生野地区のポンプ施設工事、取水施設工事、用水路工事、下生坂地区の集落道工事を実施し、農作業の効率化および維持管理の省力化を図りました。

農山漁村振興交付金最適土地利用総合対策事業では、地域ぐるみの話し合いにより、農地を含め、地域農業をどのように守っていくかを検討し、令和元年度にオープンしました道の駅いくさかの郷の運営も軌道に乗り、利用者が増える中、今後も村の農業振興や農家所得の向上、雇用の創出、交流人口の増加、地域住民の憩いの場としての一翼を担うものになるよう進めてまいります。

中山間地域直接支払事業は、9集落において47.9ヘクタールの農地を守る取り組みが行われており、多面的機能支払交付金事業では、農地維持および協働活動が8地区、施設の長寿命化のための活動が4地区で行われ、農地保全等に取り組みました。

生坂農業未来づくりプロジェクト会議では、より実践的な農業振興策について協議し、地域の課題や必要な施策、将来に向けた農業の方向性や道の駅いくさかの郷の運営についても協議を行い、農業従事者の高齢化や農業後継者不足、農産物の価格低迷、遊休荒廃地対策など、農業を取り巻く環境が厳しい中で、村の農業の維持・発展に向けた各事業を実施いたしました。

地域活性化対策等事業では、新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症法上5類に移行し、各行事イベント等も予定どおり開催され、コロナ禍前の日常生活に戻りつつありますが、物

価高騰に直面して影響を受けている村民の生活支援や地域経済の下支えとして、いくさかマル得商品券スーパー・プレミアムと物価高騰対策生活応援商品券をそれぞれ発行いたしました。

災害に強い村づくり対策としては、防災士の養成や昼間の火災や大規模災害に備え、特定の活動に従事する機能別消防団員制度の導入と日岐区に防災公園を整備し、防災力の更なる強化を図り、村民の生命と財産を守るための基盤づくりを推進しました。

昨年度に環境省の地域脱炭素移行再エネ推進交付金の採択を受けて、令和10年度までの交付金事業である脱炭素先行地域づくり事業を進めてまいりました。

昨年度は村と地域エネルギー会社の二つの事業主体により、各事業を実施していくために、昨年7月に新たな地域エネルギー会社として株式会社いくさかてらすを設立いたしました。株式会社いくさかてらすでは、PPA方式による民家、事業所、公共施設への太陽光発電設備と蓄電池設備の導入を進めていくための調査・設計業務を行いました。

また、村では実施する事業では、脱炭素先行地域づくり事業の計画作成、設備設計等の委託業務として、生坂ダム、小水力発電、GSMマイクログリッド、EV充放電、公共施設のバイオマス熱利用の設計業務の他、村内林業構築に向けた調査・設計を実施いたしました。事業に関する地区説明会も積極的に行い、脱炭素先行地域づくり事業事務局サポート業務として情報発信や問い合わせに関する窓口業務を行い、村民への合意形成を推進いたしました。

県の地域発元気づくり支援金事業は、村で3事業959万3000円の支援金の交付を受け、地域づくりや地域活性化を図るための取り組みを行いました。

また、村の「絆づくり支援金事業」では、村内3団体に68万9000円を交付し、地域活動の推進に繋げました。少子高齢化および人口流出等による人口減少の抑制と美しい集落環境を維持するため、移住・定住および空き家対策事業補助金を設けて、空き家バンク制度を利用した移住者や老朽空き家の所有者に、空き家の改修や解体費用の一部等を補助してまいりました。小規模である当村では、地域の特性を生かしたきめ細やかな住民サービスの提供と、各分野の横断的な取り組みによる地域活性化が、今後も重要となっております。

また、持続可能な村づくりのため、社会情勢等の変化にも柔軟に対応し、限られた財源を施策の目標達成のため、有効的かつ効率的に活用することが責務であり、これを念頭に重点事業および諸事業を遂行してまいりました。

普通会計の歳入決算は、村税1億5797万9000円、地方交付税で14億2941万4000円等となっており、地方交付税のうち、普通交付税は12億4659万7000円の交付を受けました。ふるさと納税寄附金を積み立てましたいくさか応援基金から4000万円を繰り入れ、村の創生事業や福祉分野等で財源として活用いたしました。財政運営の将来負担を軽減するため、減債基金を取り崩し、村債2件、8758万4000円の繰上償還を行いました。地方債の過疎対策事業債は総額1億1640万円を借り入れており、そのうちソフト分は3780万円となっております。

一般単独事業債等5000万円、臨時財政対策債542万7000円の借り入れで、地方債全体の繰り越し分を含む決算額は1億7242万7000円となりました。普通会計の歳入全体では、25億4659万円で普通建設事業費の減少に伴い国県支出金や地方債の発行も減り、前年度比4パーセント減の1億650万6000円の減額となりました。

歳出状況は、普通建設事業の脱炭素先行地域づくり事業、社会资本整備総合交付金事業の補助事業や県営中山間総合整備事業、緊急自然災害防止対策事業による道路改良等の単独事業を行いました。前年度、防災関連事業が完了したため、前年度対比1億2226万3000円の大幅な減額となりました。

また、義務的経費では人件費で会計年度任用職員の増員や、人勧等により975万7000円の増額、扶助費で725万8000円の増額、公債費では、繰上償還8758万4000円を除き、1334万3000円の増額となりました。

また、物件費で2323万5000円の減額、積立金では、財政調整基金、地域振興基金、ふるさとくさか応援基金等へ2億795万4000円の積み立てを行い、普通会計の基金残高では、前年度比9537万3000円の増額となりました。普通会計の歳出全体は25億1947万7000円で、前年度比3.8パーセント減、1億55万3000円の減額となっております。今後も、限られた財源を施策の目標達成のため、有効的かつ効率的に活用することが責務であり、これを念頭に、重点事業の推進および諸事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

令和5年度の各種村税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の収納状況につきましては、現年度分の収納率は前年度に比べ0.07ポイント上昇し、98.88パーセント、滞納繰越分は13.79ポイント上昇し、28.89パーセント合計では0.3ポイント低下し、97.06パーセントとなっております。昨年度は、滞納者との折衝機会を増やし、過年度分の滞納整理を中心に進めてまいりました。現在も日々決まった金額を分割納付していただくよう、引き続きお願いしてまいります。当村の貴重な自主財源であります村税や公共料金等は負担の公平性からも、滞納を極力なくすように各部署とも連携をして、滞納整理に力を入れ、差押さえや不納欠損等を適切に執行するよう進めていきたいと考えております。

そして、徴収困難な案件につきましては、長野県地方税滞納整理機構や中信県税事務所と連携を図りながら、折衝機会を増やすことによって、滞納者、滞納額の減少に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

今年度の普通交付税と臨時財政対策債が決定いたしました。今年度の普通交付税は前年度交付額より2.2パーセント増、2713万1000円増額の12億5912万円となりました。

また、臨時財政対策債につきましては、前年度比51.9パーセント減、281万7000円減額の261万円となり、普通交付税と臨時財政対策債の合計では、前年度比2パーセント増、2431万4000円増額の12億6173万円となり、安定的な財政運営を行うことに資する内容となっております。

村民の皆さん的安全で安心な住みよい生活を守るために、様々な分野で課題は尽きないところですが村民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、引き続きしっかりとした行財政運営を進めていかなければと考えております。どうか議員各位におかれましても、生坂村のために格別なるご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告5件、事件案3件、決算認定1件、条例案3件、予算案3件の計15件であります。

報告第6号「令和5年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の報告について」

この報告は、令和5年度の健全化判断比率および資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条第1項および第22条第1項の規定により報告するものであります。

報告第7号「令和5年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について」

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項に規定する法人について経営状況を説明する書類を作成し、報告するものであります。

報告第8号「令和5年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について」

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項に規定する法人について経営状況を説明する書類を作成し、報告するものであります。

報告第9号「令和5年度、株式会社いくさかでらすの経営に関する書類の報告について」

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項に規定する法人について経営状況を説明する書類を作成し、報告するものであります。

報告第10号 専決処分の承認を求めるについて

この報告は、「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第2号）」で、既定の額に56万8000円を追加し、総額を33億651万7000円とする補正予算であります。歳入で地方交付税56万8000円増額し、歳出で教育費15万円、災害復旧費41万8000円をそれぞれ増額する補正予算の専決処分であります。

議案第35号「松本広域連合規約の変更について」

この議案は、松本広域連合の処理する事務の変更を行うことについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により、規約の変更を行うもので、地方自治法第291条の11の規定により構成市町村の議会の議決をお願いするものであります。

議案第36号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

この議案は長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更を行うことについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により規約の変更を行うもので、地方自治法第291条の11の規定により、構成市町村の議決をお願いするものであります。

議案第37号「生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について」

この議案は生坂村認知症対応型デイサービスセンターについて、指定管理者を指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第38号「令和5年度生坂村歳入歳出決算の認定について」

この議案は、令和5年度各会計の歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものであります。

議案第39号「生坂村保育所条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の趣旨に合わせ、必要な改正を行う一部改正であります。

議案第40号「生坂村家庭的保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

この議案は関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第41号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第42号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」

この予算案は、既定額に6590万5000円を追加し、総額を33億7242万2000円とし、地方債の限度額を2281万円追加し、債務負担行為の設定1件を行う補正予算であります。主な内容は歳入では地方交付税2693万9000円、国庫支出金541万2000円、県支出金261万円、諸収入800万4000円、村債2281万円などを増額いたします。歳出では総務費2058万円、土木費2262万8000円、消防費534万2000円、災害復旧費671万円などを増額する補正予算であります。

議案第43号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定の額に70万円を追加し、総額を4870万円とする補正予算であります。主な内容は歳入で繰入金70万円を増額し、歳出では運行費を70万円増額する補正であります。

議案第44号「令和6年度介護保険特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は既定の額に1434万8000円を追加し、総額を3億154万8000円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で基金繰入金1434万8000円を増額し、歳出では諸支出金1434万8000円を増額する補正であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（太田譲君） 村長挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

先ほどの提出議案の報告について報告5件、事件案1件、決算認定1件、条例案3件、予算案3件の計13件と読み上げましたが、報告5件、事件案3件、決算認定1件、条例案3件、予算案3件、計15件でありましたので訂正をいたします。

◎日程3・報告第6号～報告第9号の一括上程

○議長(太田譲君) お諮りします。

日程3・報告第6号から日程6・報告第9号の4件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、報告第6号から報告第9号の4件を一括議題にいたします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) この報告第6号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項、および第22条第1項の規定に基づく報告。

また、報告第7号から第9号は、地方自治法243条の3 第2項の規定に基づく報告のため、いずれも採決は不要です。

◎日程7・報告第10号

○議長(太田譲君) 次に、日程7・報告第10号 専決処分の承認を求めるについて「令和6年度生坂村一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 報告第10号について朗読説明が終わりましたので、質疑・討論に入ります。

質疑・討論のある方の発言を許します。初めに質疑はありませんか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） まず、報告第7号から質疑をさせていただきたいんですけれども

○議長（太田譲君） すいません。それはできません。

○1番（島幸恵君） 報告は報告を聞くだけですか。

○議長（太田譲君） 先ほどご説明したとおり、いずれも採決は不要となっておりますので

○1番（島幸恵君） 採決はなくても質疑は質疑もできないんですか。

○議長（太田譲君） 質疑は今説明したとおり、報告第10号についての質疑となります。

○1番（島幸恵君） はい。わかりました。それでは報告第10号 専決処分の承認を求めるごとについて なんですけれども、3ページの教育費 目2 社会教育総務費 節の7 報償費についてなんですけれども、7月17日の全員協議会で各種競技会および発表会出場者激励金交付要綱というものが示されました。これに基づいた激励金の交付ということで15万円なんですけれども、この申請をした方で、ちょっとこの大会は違うよ、と認められなかった方がいらっしゃるんですけれども、9月1日の市民タイムスで、その方のお子さん入ってる団体の子供たちが激励金交付されたという記事が載っています。松本市、塩尻市、安曇野市あと山形村では、激励金が同じ団体に所属する子供たちに交付されたようなんですけれども、生坂村で激励金を交付する基準というのはどこにあるんでしょうか。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） 今のご質問にお答えいたします。一応ですね生坂村の要綱としまして、公益財団法人で主催するものについて交付するということで要綱に定めてありますので、今回は該当しないということでお答えしました。

○議長（太田譲君） 次に討論ありませんか。

○議長（太田譲君） なければ、質疑・討論を終結します。

◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

報告第10号 専決処分の承認を求めるについて

「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第2号）」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第10号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程8・議案第35号

○議長（太田譲君） 次に、日程8・議案第35号「松本広域連合規約の変更について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） それでは、議案第35号につきまして、朗読説明をいたします。議案第35号「松本広域連合規約の変更について」

地方自治法第291条の3第1項の規定により、令和7年4月1日から松本広域連合の処理する事務を変更し、松本広域連合規約を次のとおり変更する。

本日提出、村長名であります。

「松本広域連合規約の一部を変更する規約」

松本広域連合規約の一部を次のように変更する。

お手元に新旧対照表もお配りをさせていただきましたので、併せてご覧いただきたいと思います。議案書の朗読は、省略をさせていただきまして、概要を説明いたします。

今回の改正は、松本広域連合の消防費負担金の算出方法、負担割合について改正するもので、消防救急の活動件数と負担金額に乖離が起きており、東筑5村の負担金の割合が増加していくことから見直しを行うものであります。

これまでの、市特別負担金を廃止し、活動件数に比例する人口割を採用することとするものでこれまで負担金の10分の1を市の特別負担金、残りの10分の9を交付税の消防費の基準財政需要額の割合に応じ算出していたものを、基準財政需要額割を10の7.5、人口割を10分の2.5として算出するものとなります。

広域連合規約の変更につきましては、構成市村の議会の議決が必要であるため、今回審議をお願いし、今年度中に広域連合議会でお認めをいただきまして、県に申請し、令和7年度分の負担金の算出から、できるように進められているものであります。

施行期日は、令和7年4月1日からということであります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（太田譲君） 担当者の説明が終わりました。

◎日程9・報告第36号

○議長(太田譲君) 次に、日程9・議案第36号「長野県後期高齢者医療連合会規約の変更について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(中山茂也君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 担当者の朗読説明が終わりました。

◎日程10・報告第37号

○議長(太田譲君) 次に、日程10・議案第37号「生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 担当者の朗読説明が終わりました。

ここで換気のため休憩したいと思います。再開は11時10分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

◎日程11・報告第38号

○議長(太田譲君) 再開します。

日程11・議案第38号「令和5年度生坂村歳入歳出決算の認定について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

◎監査報告

○議長（太田譲君） ここで監査委員より監査報告を求めます。

○代表監査委員（池本貞夫君） 議長。

○議長（太田譲君） 池本代表監査委員

○代表監査委員（池本貞夫君） それでは監査報告をさせていただきます。生坂村歳入歳出決算書の表紙から2枚をめくっていただきまして、そこに監査意見書がありますので、ご覧いただきたいと思います。

令和5年度生坂村歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度生坂村一般会計および特別会計歳入歳出決算、並びに関係書類を審査した結果、その案件は下記のとおりでございます。

1、審査結果

- (1) 令和5年度 生坂村一般会計 歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (2) 令和5年度 生坂村営バス特別会計 歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (3) 令和5年度生坂村福祉センター特別会計 歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (4) 令和5年度生坂村簡易水道特別会計 歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (5) 令和5年度生坂村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (6) 令和5年度生坂村農業集落排水特別会計 歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (7) 令和5年度生坂村介護保険特別会計 歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (8) 令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算および関係帳簿、証書類であります。

2、審査期間 令和6年7月26日、29日、30日、31日の4日間であります。

3、審査の結果、総括意見を申し上げます。

各会計の予算および支出済額について歳入歳出簿、日計簿、領収書、証拠書類および出納証拠書類を余すところなく調査の上、さらにその内容についても検討を加え審査した結果、それぞれの決算は係数的に正確であり、内容も正当なものと認定いたしました。

また各種基金積立金の運用状況につきましても審査した結果、関係帳簿と通帳類は一致しており、適性であると認めました。

令和6年7月31日

監査委員 吉澤弘迪さんと私、池本貞夫でございます。

なお口頭でございますが、若干意見を述べさせていただきたいと思います。

村税をはじめ各種使用料の滞納について、若干意見を述べさせていただきます。

先程来からの村長の挨拶、説明、会計管理者と重複する点があろうかと存じますがご容赦をお願いしたいと思います。

最初に一般会計であります。

総務課関係では令和5年分の住宅料の収入未済額が、現年度分28万5500円、7名、過年度分6万7900円、7名、合計としまして、35万3400円でありました。

次に住民課関係であります。令和5年度村税の収入未済額は、現年分、過年度分を合わせた額になりますが

個人村民税で187万9019円、17名、法人住民税5万円、1名、固定資産税132万8600円、32名、軽自動車税は10万5100円、7名合計といたしまして、336万2719円でありました。

また、不納欠損の額につきましては、個人村民税1万1312円、1名、法人村民税は0でありました。固定資産税は79万8800円で3名되었습니다。

滞納者全体の人数は昨年より28名減少し、個人住民税と固定資産税で不納欠損があります。生坂村の貴重な自主財源であります村税につきましては、納税義務者に対し適切な事務処理をお願いいたします。

長期にわたり不納欠損を続ける納税者があり、今後、納税が不可能である場合には、条例改正等により消去することも必要であると考えます。

なお、困難案件につきましては、引き続き滞納整理機構など、専門家と協力し、対応をお願いしたいと思います。

続きまして特別会計について申し上げます。

最初に簡易水道であります。令和5年度の水道料未収額は現年分255万750円、757名、過年度分47万100円、13名、合計で302万850円であります。

企業会計への移行の関係による未収額でございますが、7月現在では現年分8万9250円、12名、過年分40万3550円、15名。合計49万2800円と大幅に改善されており努力の跡が認められました。これ以上増えないよう引き続き徴収率の維持向上に力を入れていただきたいと思います。

有収率は、昨年が69.89パーセント、令和5年度が76.27パーセントと改善されています。現時点では、83.28パーセントまで改善されているということで、漏水対策、有収率改善に取り組んでいるプロジェクトチームの努力がうかがえます。

ライフラインとして村民が安心して水道利用できるよう、今後の方向性について早期に検討し、事業を進めていただきたいと思います。

また、雲根、込地・重の地区水道を早期実施に向け検討をしていただきたいと思います。

次に国民健康保険であります。

令和5年度の国民健康保険税の未収額は、現年分50万800円、12名、過年度分293万936円、9名合計343万1736円で不納欠損はありませんでした。

次に、農業集落排水であります。

令和5年度、現年分と過年度分を合わせました未収額は、下水道使用料が156万9550円、314名、合併浄化槽使用料が2万2800円、1名、下水道と合併浄化槽の合計は159万2350円であります。

企業会計の移行の関係によります未収額でございますが7月現在は、下水道、使用料現年分、過年分合わせた未収額は26万2400円、合併浄化槽使用料は2万2800円であります。

次に、介護保険であります。令和5年度の介護保険料 未収額は、現年分16万2790円、5名、過年度分41万165円、5名であります。合計で57万2955円であります。

最後になりますが、予算執行上の大きな不用額は年々改善されております。今後も不用額が見込まれる場合には、その都度補正するなど早めに対処し、他事業への財源とすることを検討していただきたいと思います。

自主財源であります村税は、若干増額となりましたが、依然として、国や県からの交付税などに依存した状況は否めないところであります。

脱炭素事業は村民から注目されている事業であり、しっかりと事業運営や事業執行ができるようお願いします。

ふるさと応援寄附金につきましては、財源効果は顕著であります。今後一層増加に繋がるよう、対応の検討をお願いいたします。

今後、水道、学校、公共施設等の改修など多額な財源が必要となることが予想されるため、計画的な財政運営に知恵を尽くして努力をしていただくことを望みます。

今後も健全な財政運営に配慮しつつ、財源の有効な活用を心がけ、確実な事業執行ができることを願い、報告といたします。以上でございます。

○議長（太田譲君） 以上で監査報告を終わります。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は13時半とします。

休憩 午前12時14分

再開 午後1時30分

◎日程12・議案第39号～議案題40号の一括上程

○議長（太田譲君） 再開し、本会議を続けます。

○議長（太田譲君） お諮りします。

日程12・議案第39号「生坂村保育所条例の一部を改正する条例」から日程13・議案第40号「生坂村家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」の2件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 「異議なし」と認め、議案第39号から議案第40号の2件を一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） （教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 担当者の朗読説明が終わりました。

なお、今の新旧対照表については、モアノート（moreNOTE）の今見てもらってる議案の提出の一番上の《説明資料、4項目》っていうところのフォルダーというかファイルがあるんですけども、そちらの中に入っていますのでご確認お願いします。

◎日程14・議案第41号

○議長（太田譲君） 次に日程14・議案第41号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）（健康福祉課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 担当者の朗読説明が終わりました。

◎日程15・議案第42号

○議長（太田譲君） 次に日程15・議案第42号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君）（住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）（健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君）（振興課長 朗読説明）

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君）（教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程16・議案第43号

○議長（太田譲君） 次に、日程16・議案第43号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 議案の朗読説明を終わります。

◎日程17・議案第44号

○議長（太田譲君） 日程17・議案第44号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）（健康福祉課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 議案の朗読説明を終わります。

◎日程18・総括質疑

○議長（太田譲君） 日程18・これより総括質疑に入ります。

日程8・議案第35号から、日程10・議案第37号の事件案3件、日程11・議案第38号令和5年度決算の認定、日程12・議案第39号から日程14議案第41号までの条例案3件、日程15・議案第42号から日程17・議案第44号までの令和6年度補正予算3件の計10件について質疑のある方の発言を許します。最初に質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） 質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎日程19・議案の委員会付託

○議長（太田譲君） 次に日程19・議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。

ただ今、議題になっております日程8・議案第35号から日程17・議案第44号までの事件案3件、令和5年度決算の認定、条例案3件、令和6年度補正予算の3件、計10件について慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 「異議なし」と認めます。

よって10議案をそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程20・請願陳情の提出

○議長（太田譲君）　日程20・陳情6・第4号「母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望」
陳情6・第5号「刑事訴訟法の改正による冤罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての陳情」
陳情6・第6号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情」
陳情6・第7号「政府の責任で医療介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情」
陳情6・第8号「私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情」
陳情6第・9号「在沖縄米軍兵による少女誘拐暴行事件に抗議し、日米地位協定の改定を求める陳情」についてを議題にします。

◎日程21・請願陳情の委員会付託

○議長（太田譲君）　お諮りします。

ただ今、議題となっている日程20の陳情6件の内容は、お手元に配付のとおりです。
朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君）　「異議なし」と認めます。

よって、日程20の陳情6第4号から陳情6第9号までの計6件を所管の常任委員会に付託することに決定しました。

ここで事務局に常任委員会付託案件表を配布していただきますので、しばらくお待ちください。

◎散会の宣言

○議長（太田譲君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月11日水曜日の午前9時から再開し、一般質問を行います。

○議長（太田譲君）　本日はこれにて散会します。起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会　午後　2時13分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 6 年 9 月 10 日

議長

石川 俊

署名議員

鶴見 亮

署名議員

吉澤 久雄

令和 6 年第 3 回 生坂村議会定例会議事録（9 月定例会）

2 日目（9 月 11 日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 8 人
- ・散会

・一般質問	4 P
吉澤弘迪議員	4 P
字引文威員	12 P
藤澤幸恵議員	18 P
島幸恵議員	26 P
望月典子議員	38 P
平田勝章議員	41 P
山本吉人議員	52 P
太田譲議員	58 P
・散会	70 P

令和6年第3回 生坂村議会定例会

令和6年9月11日 午前9時 再開

議事日程 【2日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散会	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 中 山 茂 也 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 田 中 翔 太 君

開議 午前9時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長(太田譲君) これより令和6年第3回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、クールビズのため、暑いようでしたら上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

なお、マスクの着用に関しては個人の判断とします。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、2番 山本議員、3番 藤澤議員を指名します。

◎日程2・一般質問

○議長(太田譲君) 日程2・一般質問を行います。順番に発言を許可します。

はじめに、8番 吉澤議員

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 8番の吉澤弘迪です。私は、当村のふるさと納税についてというテーマで、一般質問を行います。

ふるさと納税は、生まれ故郷など地方を活性化するために、国が2009年に始めた制度です。この制度は発足以来より多くの給付金を集めたい自治体は豪華な返礼品を競うようになり、一部自治体に寄付金が集中し、制度にゆがみが生じたため、自治体間の格差を解消する目的で、2019年6月から返礼品は寄付額の50パーセント以下の地場商品とする、2023年10月には、募集経費の算定ルールの厳格化、2024年6月にはポイントを付与するサイトを通じて自治体が寄付を募ることは、2025年10月から禁止するなど制度に変更が行われました。

しかし、ふるさと納税は、村税とともに主要目的が限定されない自由財源で財政の弱い当村にとっては、村税1億5800万、令和5年度とほぼ同額の収入源で、返礼品の農産物の売り上げを考えると、ふるさと納税について全国的な賛否両論があったとしても、国の財政援助の少ない当村の実情を考えると、今後とも財政対策の重要項目として真剣に取り組む必要があると考えます。

私は、令和4年9月の定例会で、ふるさと納税について一般質問を行いましたが、その後、ふるさと納税の制度の変更、収入額の大きな減少など、変化が見られますので、再度ふるさと納税について、寄付額を増加するためには、どんな手立てがあるのか、総務課長、副村長、村長にお考えを伺います。

まず最初に、総務課長に寄付金の減少の原因について伺います。

当村のふるさと納税の収入額は、関係者のご努力で、令和元年、3300万であったものが、令和2年度、1億3400万、令和3年度、1億1320万と増加しましたが、令和4年度、7300万、令和5年度、5200万と急減していますが、その原因は何か、総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 8番 吉澤議員のふるさと納税に関するご質問の中で、寄付金減少の原因についてのお尋ねであります。ふるさと納税による寄付金は、村の自主財源が少ない本村においては、貴重な財源となるもので、全国から多くのご寄付をいただいている寄付者様、また返礼品をご用意いただいている、村内各事業者、農家の皆様に、感謝を申し上げるところであります。

村ではふるさと納税制度が始まった当初から導入をし、令和元年度からいくつかのポータルサイトの活用を始め、令和2年度には、吉澤議員からもありましたように、1億3000万円を超える寄付をいただいたところであります。このときは、シャインマスカットを中心に、ブドウを寄付年度の次の年度で返礼品としてお送りする先行予約を始めたことにより、前年度より1億円ほどの寄付額が増額となりました。この頃はシャインマスカットの需要は高まっていたものの、まだふるさと納税の返礼品として扱っている自治体が少なく、多くの寄付が集まつたものと考えられます。

その後、多くの自治体でシャインマスカットを返礼品として扱うようになり、寄付者の方は寄付額に対し、少しでも量が多いとかそういったところで比較がされているのではないかと思いますが、その辺で年々寄付額が減少している原因かと考えています。業務支援を委託しているレッドホースコーポレーション株式会社の担当者との打ち合わせの中でも、ふるさと納税のサイトの中でシャインマスカットバブルが起きていて、だぶつき気味であるという報告もいただいているところであります。本村の返礼品はシャインマスカット以外のブドウの件数はここにきて若干増えてはいるものの、ただいま申し上げましたとおり、シャインマスカットを中心とした返礼品に頼ってきてしまったというところがあり、そうしたことが減少の要因ではないかと考えているところであります。以上でございます。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 減少の原因は、今総務課長から説明がありましたように、他町村とのブドウの競合で目新しくなくなってしまっているとのお答えでございましたので、それについてまた後段で議論を進めたいと思います。

次に、再度総務課長に伺いますが、制度の変更についてお伺いします。当村は、ポイントを付加するサイトを通じて、ふるさと納税を募集しています。令和7年10月から、このサイトの使用

が禁止されることになっていますが、その影響をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） ポータルサイトでのポイント付与に係る制度変更の影響についてのお尋ねであります。

国、総務省からは、昨年あたりから特にふるさと納税制度についての運用について、厳格化を求めてきています。寄付額に対する返礼品調達費用は30パーセント以内、返礼品調達費用を含めた経費、ポータルサイトの委託料や、中間事業者の委託料、収納業務の委託料、また職員の人事費等の合計が50パーセント以内ということでされています。これは以前からありますが、令和5年度分の寄付につきましては、これまでの費用に含めこれまで含まれていなかった受領証明書やワンストップ特例申請書の発行に係る経費を含めることとなり、本村としましては、これまで返礼品をできるだけ良いものをお届けするため、調達費用ギリギリの30パーセントで、寄付額の設定をしてまいりましたが、この率を下げざるを得なくなりました。

これによります影響がどのくらいになっているかは、不明ですが、これらに加え、ポイント付与に関することが大きく報道されてくると、ふるさと納税制度全体に影響が出るのではないかと懸念をしております。まだポータルサイトごとに対応が示されておりませんので、不透明ではありますが、楽天ではポイント分を委託料に含めていないと発表がされていますが、ポイント分をサイトの手数料、委託料に含められていたとすれば、その分費用が減額となることはあるかもしれません、一方ではポイントを付与されないということによるふるさと納税離れ、寄付件数の減少が一番の懸念材料となります。

これに対する対応策は、現状では特にないと言わざるを得ませんが、委託料が減額されれば、その分を返礼品の調達費用に充てることが可能となります。しかし、あまり期待できる方法ではないと思います。今回の制度改正による影響が少なくなるよう、今後、国の動向や各ポータルサイトの扱いについて注意を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） いずれにせよ今、総務課長のお答えではポイントを付与するサイトを早く見分けて、来年度の事業計画をしなければ、取り組みが遅くなってしまうと思いますので、またそれについては後段で議論を進めたいと思います。

3番目の質問として、ふるさと納税を増加するには、サイトの拡充と、返礼品の拡充が必要と考えますが、お考えを総務課長から伺いたいと思います。

ふるさと納税の収入額を池田町、麻績村、筑北村、生坂村を比較すると、令和4年度、池田町は1億1300万、筑北村が2710万、麻績村が5880万、生坂村が7300万で、生坂村は関係者のご努力で、池田町に次いで高額の収入額であった。生坂村では、ふるさと納税をふるさとチョイス、楽天市場、ふるなびのポータルサイトに委託しているが、池田町は委託会社を追加して、ポータルサイトを拡大し、計7社体制とし、返礼品の拡充を図った結果、令和4年度には1億1300万の寄付を得ることができたとの報告があります。ふるさと納税の寄付額を増加するためには、ポータルサイトの拡充と返礼品の拡充が必要事項と考えますが、総務課長のお考えをお伺いしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） ポータルサイト、また返礼品の拡充についてのご提言でございます。

ポータルサイトの本村での現状を申し上げますと、レッドホースコーポレーション株式会社を中心事業者とし、村内返礼品の提供事業者との運用全般と、寄付者様への対応、これは証明書の発行、その他全ての対応になります。それと各ポータルサイトの運用に関する委託をしております。各ポータルサイトは、レッドホースコーポレーション株式会社が中間事業者となっているものといたしまして、ふるさとチョイス、ふるなび、楽天、au KDDI、ANA、セゾン、イオン、となっております。このうちANAは、令和4年から、イオンは本年度から追加したサイトとなっております。この他、レッドホースコーポレーションの中間事業者を経由しないものとしまして、さとふるの利用を行っており、こちらは令和5年度からの運用で、全8社との契約を行っております。

サイトの拡充のご提案をいただきましたが、多くの方々の目に留まることが、ふるさと納税は大切であると考えておりますので、経費が一般的な料金で済むサイトであれば、今後も増やしていきたいと考えているところであります。

また、返礼品の拡充につきましては、これまで村内の事業者様に個々にお話をさせていただいたこともあります、なかなか新たな返礼品の拡充には繋がっておりません。そうした中、昨年新たに返礼品用に製作いただいたエレキベースを追加し、寄付には至ってはいないものの、目に留まるものとして期待をしているところであります。その他、検討しているものといたしましては、村内でできる体験、パラグライダーやラフティング、またいくさかの郷にも協力をいただくことになりますが、いくさかの郷で商品としている野菜や山菜などの詰め合わせなどもできないか、考えているところでありますが、現在では返礼品につきまして、国に認めていただくということが必要となっておりますので、その辺の運用をどのようにできるか、その辺の国に認めていただくようクリアできるように、検討をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 今まで総務課長とふるさと納税についていろんな事項について議論をしてまいりましたが、総合的に総務課長にお聞きしたいことがありますので、お答え願いたいと思います。

今までの議論の中で、ふるさと納税を増加するためには、1、返礼品の拡充、2、ポータルサイトの拡充と有効利用の2つにつきると思います。

1、については、ブドウが主要品であったが、他町村との競合が始まり、目新しさが失われてしまい、寄付者の興味が失われてしまっている状況にあると思います。

これについては、当村のブドウが、他町村のものと比較して、美味しいという印象を与え、他町村と差別化することが必要です。残念ながら当村のサイトの掲載記事では、その工夫がされておらず、差別化するためには、ブドウを生産した生産者の紹介や、消費者の感想を載せる工夫が必要です。また当村のブドウを原料としたワインを委託製造して、ワインを返礼品に加えることも差別化に繋がると考えます。

2、については宣伝力のあるポータルサイトを数社選んで有効に利用しなくてはなりません。

これには令和7年10月にポイントを付与するサイトを通じて自治体が寄付を募ることが禁止されていますので、今まで利用したサイトを今後利用できるかどうか、早期に見わけなくてはなりま

せん。この作業を行って、来年度からふるさと納税の方針を早期に決定することが必要であると考えます。

いずれにせよ、1、2の工夫の他に、ふるさと納税について、片手間で行うことは不可能で、多くの人の知恵と努力が必要であり、今後の組織ぐるみ、新たな組織の構築が必要と考えますが、以上のことについて、総務課長はいかがお考えになるか、お伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） ふるさと納税のこれまでの私の答弁に対する総合的なご質問がありました。

まず、返礼品の関係でありますけども、議員おっしゃられるとおり、なかなか生坂村のブドウの良さというものが寄付者様には伝えることができない現状であるということは、把握を、承知をしております。そういった中でも一度ご利用いただいた方に、再度注文をしていただいておる、リピーターの方も多くいらっしゃいますし、ふるさと納税を利用しなくとも、直接農家にふるさと納税を機会にブドウの購入されている方も、お聞きしております。そういったことで生坂のブドウの良さというものを発信していくということは、大変重要なことかと考えておりますので、その辺につきましては、各サイトや、中間事業者とよく相談をいたしまして、そのサイトへの掲載方法等につきまして今後検討をしてまいりたいというふうに考えております。

来年度、次の年度に関わる早めに対応ということではあります、国のふるさと納税に対する国の認定というのは今年の10月から来年の9月、1年、またその次の年のふるさと納税の実行できるかどうかというのは、また10月から9月に認定の期間となります。その10月に向けての認定作業というのは、大体6月から7月に、こちらの方としては国に資料を提出し、認めていただくという方法になっておりまして、今年度、この10月から以降のものについては、既に返礼品等も含めまして、国の方に現在申請をしておるところであります。

新たなそういった返礼品を生み出すことですか、サイトへの掲載等の内容、金額も含めてですが、そういったことにつきましては、また来年10月以降の認定に向けて、多くの皆さんと検討していく必要があると、私も考えておりますので、それらについてはそうした対応をしていきたいというふうに考えております。

ポイント付与等のサイトのところであります、先ほども申し上げましたとおり、楽天はポイントは含まれていないというそういう見解であります、一方でふるさとチョイスだったかと思うんですが、チョイスは国の言うとおりだというそういう話も出ておりますので、その辺早めに全てのポータルサイトの業者の情報をつかみまして、早期に対応をしていきたいというふうに考えております。これは来年の10月以降の対応になりますが、できるだけ早くそういった情報も含めて今後の寄付額の増加に繋がるように検討してまいりたいと思います。以上であります。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 次に、副村長にふるさと納税のプロジェクトチームの結成を提案いたしますので、お伺いいたします。

ふるさと納税は、ふるさとや応援したい自治体に寄付する制度で、応援した人は、ポータルサイトの各自治体のふるさと納税掲載記事を見て、寄付するもので、その記事や写真は応援したいと思うものでなくてはならず、一言一句が大切なものです。私は池田町、筑北村、麻績村、生坂村のポータルサイトのふるさと納税の記事を比較して感じた生坂村の記事で、不足している点は

1、村の紹介記事では、一番大切と思う「合併せずに自立し、村民が自立・公助・共助で村を支えている」という村成立の理念がないこと

2、返礼品ではブドウが主要品であるが、生産者の顔が見えない。返礼品の中に先ほど申し上げました委託製造をしたワインを加えることも一考ではないか。

次に寄付金の運用では、他町村にはない当村だけの実施している事業を挙げて差別化することをしなくてはいけないと思います。小学校のＩＣＴ授業、給食費の無償化、自主交通、福祉センター、道の駅などを挙げることが必要ではないかと思います。

これはサイトの改善点ですが、その他にも、返礼品の拡充など、ふるさと納税の収入を増加させるためには、多くの人の知恵を結集して、対応策を考える必要があると考えます。知恵の輪委員会のメンバー、大好き隊員、返礼品の生産者などをメンバーとしたプロジェクトチームを結成して、対策を考えることを提案しますが、副村長はいかがお考えになるか、お伺いいたしたいと思います。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) 8番 吉澤議員からご提案をいただきましたプロジェクトチームの結成についてお答えをいたします。

ふるさと納税による納税額は、自主財源の少ない当村にとって重要な財源だと考えております。吉澤議員ご指摘の寄付者の心を動かして、当村に寄付をしていただくということ、また、当村が行っている事業に共感していただくこと、寄附金の返礼品を作っている方の状況が感じとられること、このようなことは私も必要ではないかと感じております。

先ほど、総務課長が答弁したサイトの拡充や返礼品の拡充の検討を行っていく際に、吉澤議員ご指摘の知恵の輪委員会のメンバーと返礼品の生産者をメンバーとしたプロジェクトチームを設置しての検討することについて、私も良い一案だと感じていますので、ふるさと納税の担当部署の総務課と検討をして対応していくように考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 副村長へ、再質問をいたします。これから質問することは、村長にもよく聞いておいていただきたいことでございます。

ふるさと納税は、当村の紹介や、当村がふるさと納税で行う事業が他町村とは違うことを表現して寄付者から寄付を受けることが必要です。残念ながら当村のサイトの掲載記事にはその工夫が見られません。私が、残念であると一番大きく感じることは、村の記事紹介の中に他町村にはない、村成立の理念が記載されていないということです。大切な、村成立の理念が若い村民や村外からの移住者が多くなって、行政と村民の間にも忘れてしまわれているというのが現状です。

平成13年に、村の進むべき道を当面の自立と決定して村成立の理念で行政サービスの基本は、自分でできることは自分でする「自助」、自分でできないことは周囲の人に協力してやってもらう「共助」、自分や周囲の人ができないことは、行政にやってもらう「公助」という大切な定めがあったはずです。村民と行政はことあるごとに初心に戻って、自分の村のこの理念が成立したということを確信して前進するべきであると考えますが、村のリーダーの1人である副村長はいかがお考えになるか、お伺いいたしたいと思います。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの当村での取り組み内容の紹介についてお答えをいたします。

当村は吉澤議員言われたとおり、平成の合併は行わず、自立の道を選択してまいりました。その際、今おっしゃられた自助・共助・公助を基本と考え、協働の村づくりを行ってまいりました。合併しなくとも、小さな村でも村民の皆様、議会、行政が協力し合い、取り組んでいけば、昨日の議会で提出した令和5年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の内容のように、健全な財政運営を保て、様々な事業を実施できているのだと、私は考えております。

このような村民の皆様と協働して行って取り組んで取り組みをふるさと納税に紹介して、ふるさと納税を行っている方が共感していただくことは、良い案ではないかというように感じております。先ほど答弁したように、担当課とこれからしっかり検討をして、生坂村の自主財源である必要なふるさと納税額の増額に努めていけばと考えております。またいろんな提言がありましたら、提言をしていただければと思います。よろしくお願ひをいたしまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 最後に、企業版ふるさと納税について、村長にお伺いいたします。

私共は8月23日に村主催の企業版ふるさと納税について、内閣府の笠井先生の勉強会に出席いたしました。生坂村として一般のふるさと納税にプラスして、企業版ふるさと納税に対し理解を深め、積極的に対応して、ふるさと納税の収入額を増額することが必要であると感じました。企業版ふるさと納税は、村長もご存知のとおり、企業の法人住民税、法人税、法人事業税を一般のふるさと納税と同様に地方を活性化するために企業が寄付したいと思う自治体に寄付する制度で、平成28年に始めた国の制度です。

この制度を実施するためには、地方自治体として必要な事項は

- 1、地方自治体は地域再生計画を国に提出し、国からの認可されること。
 - 2、自治体の事業に共感し、寄付したいと思う企業と寄付を受けたいと思う自治体とのマッチングが必要である。
 - 3、自治体は寄付を受けたい事業を明らかにして、企業への訴求と提案力の強化が必要
 - 4、自治体内では、寄付を受けるために庁舎内の連携や内部部署の強化、確立が必要以上のこと
- が挙げられています。

この事項について、当村としては、その対応について、1、については、直ちに計画書の提出をすること。

2、マッチングについては、国、県にお願いして、当村にふさわしい企業を紹介していただき、当村の企業の訴求と提案を強めるために、村長によるトップセールスをお願いすること。

3、寄付を受ける事業としては①脱炭素事業に関わる山林整備事業、②として、都市との交流事業で、当村の農業に対して、企業の社員、労働組合の援農、③としてスカイスポーツ公園の整備、観光事業の強化、④として、「一星亭」の再建、活用事業以上について提案をいたしますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。

まず、企業版ふるさと納税を受けるための国の認定についてというご質問でございますが、企業版ふるさと納税制度につきましては、吉澤議員言われるとおり、平成28年、国により創設をさ

れた制度でして、人口減少、少子高齢化が進み、地域の社会課題が複雑化する中で、地方公共団体だけで地域課題の解決が容易でなくなっていることから、企業、民の力を活用し、官民連携により、地方創生を進めていくことが必要となっております。

一方、SDGsへの関心の高まりなどを背景に、地域課題に積極的に取り組む企業や人材は増えていることから、こうした民間の資金や人材を地方に還流させていくことから始められた制度でございます。吉澤議員も出席いただきました本制度の勉強会は、本村においてはいろいろな地域課題がある中で、事業を効率よく進めていく上でも、自主財源の確保が必要であるため、早急に取り組みを始めたいと考えましたので、職員各位と議員各位にもお知らせし、開催をしたものでございます。

そこで質問にありました、直ちに計画書の提出をするべきという事であります。本制度を利用するには、地方公共団体は、国による計画の認定を受ける必要があり、本年度第2回の認定の受け付けは、本日9月11日までとなっておりまして、認定申請を行ったところでございます。

続きまして、企業とのマッチングのため、私によるトップセールスについてということでございますが、企業版ふるさと納税制度の利用のため、国の認定を受けている全国の自治体は95パーセントほどになっているようございますが、実際に寄付を受領されているのは、7割ほどでございまして、勉強会でもあったように、自治体では制度を活用するところまで十分熟慮が深まっている。企業側では、制度自体が認知されていない、ということで認定と活用には差が出ているようでございます。

本村は、脱炭素先行地域の選定や第2のふるさとづくりプロジェクトなど全国的に見ても、大型で注目される事業の取り組みを進めており、同時に身近なところでは、各種の子育て支援事業に取り組むなど、企業に関心を持つてもらえる事業があるということは強みである。そういうことを勉強会で講師を務めていただきました笠井先生にもお話をいただいたところでございます。

だからといって待ち受けているだけではなく、積極的に村をPRしていくことが重要だと考えるため、内閣府でマッチングアドバイザーをお務めいただいている笠井先生にアドバイスをいただきなどしまして、できるだけ早期に企業の皆さんとお会いできる機会を作っていくことを考えております。

続きまして、寄付受付のための事業についてということでございますが、村が企業版ふるさと納税制度の認定を受けるためには、地域再生計画を国に提出するわけでございますが、これは村の総合戦略をもとに作成することとされているため、総合戦略に記載のある事業が全て対象となります。村の総合戦略は、細かな事業を個々に記載はしておらず、大きな項目での記載としてあるため、企業側が関心を示していただける事業内容は、多くが対象となってくると思われます。

また、企業に関心を持っていただくため、村が提案または提示していく事業としましては、議員が挙げていただきました事業は、村の課題であり、解決をしていく必要のあるものでございます。同時に企業にとっても関心が高いもの、目にとまりやすいものであり、大変有効な事業であると考えます。企業に関心を持っていただくには、広い視点に立った事業を考えておく必要がございますので、企業の目に留まるようなPRやセールスに努めてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 以上の村長のご回答をいただきましたので、再度質問をいたします。

村長の回答や、笠井先生のお話では、企業版ふるさと納税の自治体、生坂村と企業とのマッチングを行う際には、他町村にはない事業をテーマにしてマッチングを行うことが必要であり、企業からもその事業に共感を持たれる事業ではなくてはならないとのことでした。幸いにも、当村

では、脱炭素事業や第2のふるさとづくりプロジェクトなど、社会や企業に関心を持つ事業の取り組みが進められております。

私は先日、村づくり推進室の依頼で、第2のふるさとプロジェクト計画を作成し提案する企業からヒアリングを受けました。その際、次の事項を提案いたしました。

1、として現在村の水田の遊休農地対策と、中山間直接支払い組合の労働力不足に対して、田植えから収穫までの長期間の企業の社員や労働組合のグループや家族の援農事業をやつたらどうか。

2、として、脱炭素授業に関わる山林整備を企業の社員、労働組合から支援を受ける、受けたらどうか。

これについては一定地域の区域を定めて、山林の伐採から植林までの長期間の事業を実施することを提案いたしました。

3番目として、援農事業と山林事業に用いる農機具、機材などトラクターだとかチップソー、それから山林の重機をEV、バッテリーとして、機材の実証実験をすることを提案いたしました。

4、として村外からの来客について、村の歴史、自然、動物を紹介できるガイドの養成と認定制度を確立したらどうかという4つについての提案をいたしました。

いずれにせよ、これらの事業に協力してくれた企業と社員、労働組合が、生坂村を第2のふるさとと考えて、長期間生坂村と事業に関わりを持ってもらい、ふるさと納税に協力してくれる関係の構築が必要と考えます。以上、ふるさと納税に関する企業との繋がりについて申し上げましたが、村長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 再質問にお答えをいたします。吉澤議員ご指摘のとおり、4つご提案をいただきました。

援農や、脱炭素の関係の山林整備またEVの実証実験、歴史・自然等のガイドの養成ということでございまして、前から吉澤議員からもご指摘をいただきまして、当村としましても、企業版ふるさと納税に生かしていければと考えております。

また、第2のふるさとづくりプロジェクトの関係の企業さんからヒアリングをいただいたということでございまして、そちらの方も提案してあるということでございますので、当村としてもその企業とも話し合いをしながらよい形で企業版ふるさと納税に繋げていければと思います。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) いずれにせよ、今の議論の中で、ふるさと納税については自由財源として重要な位置を占めておりますので、これについては生坂村の組織行政の中でさらにいろいろなことを考えて前進をしてほしいと考えます。以上で私の質問は終わります。

○議長(太田譲君) 一般質問を続けます。次に、6番 字引議員。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 6番 字引文威でございます。通告に基づき質問をさせていただきます。

質問は、こここのところの地震災害発生状況等の対応について質問いたします。8月8日午後4時43分に宮崎県南部、日向灘を震源の震度6弱地震が発生いたしました。また、翌9日の午後7時過ぎ、神奈川県中部を震源とする震度5弱の地震が連発しました。

新年1月元旦の能登半島地震があり、全国どこでも地震がいつ発生してもおかしくない状況であると再認識する状況です。気象庁から、初めて南海トラフ地震臨時情報注意が発令されました。事前避難は必要ないが、日頃から地震の備えの再確認に加え、すぐに避難できる準備をすると説明されており、その中で、日頃の備えを再確認として、家族の所在場所を把握、非常用袋やヘルメットを玄関に、枕元に靴を置いておく、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活を行う、とあり、個人個人が考え、避難できるようにしておいてほしいと警鐘を鳴らしております。このような災害が、いつどこで起こってもおかしくない地震列島に住んでいる我々でございます。

私は本年3月定例会で、定例会一般質問で能登半島地震を受け、下記の内容の質問をいたしました。当村の災害規模想定について、避難救助支援体制について、倒壊建物等からの救助訓練の必要性について避難所備品のあり方について、避難所等避難先での生活用水の確保の課題について、避難所生活への支援体制のあり方について、広域避難連携について、上水道下水道施設の復旧対応について、仮設住宅建設用地設置場所事前準備検討について、災害時の村民に対する協力依頼について、など、当村の地震災害対応についてお伺いいたしました。

今回の質問は、復旧復興時に必要となる生活用水確保について質問いたします。総務課長にお伺いいたします。災害発生時には、能登半島地震でもインフラ施設の給排水施設が損傷し、被災者並びに復興作業を担っていただくボランティアの皆さん的生活用水の長期間に渡り確保できない事例が発生し、復旧復興の足かせとなりました。生きていく上で、飲料水も大切ですが、人間は感染症予防などの手洗い、洗顔、口腔衛生、衛生上の入浴などに生活用水が必要とされます。当村には、シバウラ防災製作所製の非常用浄水装置、処理能力が、時間2000リットルが2台あると確認しております。この装置は、河川水や井戸水などの水源がある場所で利用できる浄水装置で、飲用に適するよう、ろ過、滅菌、浄化給水装置です。この装置も非常に、非常時にはとても大切な機材と考えます。先日、視察に行った（株）WOTA社では、「WOTA BOX（ウォーターボックス）循環シャワー」生活用水セットは給水水源がなくても、水循環ろ過浄化ユニットで、生活用水が給水でき、シャワーセットから温水を利用できるもので、今回の能登半島地震でも、被災地に搬入され、入浴などできない被災者の皆さん、並びに復興ボランティアの皆さん的生活用水並びに入浴用として重用されたと伺っております。3月一般質問では、避難所運営で、生活用水の確保が課題と質問しましたが、総務課長からは、避難物品や災害対応の消耗品なども含め、関係事業者等の災害時の連携協定の締結なども念頭に、迅速な手配ができるよう、検討してまいりますとの答弁をいただいております。

検討されている状況はどうなのでしょうか。あわせて広域互助ネットワークとして、災害時に活躍できる水循環浄化ユニットシステム購入自治体との連携で、緊急給水対応を補完し合える体制は、地震列島の我々に必要な連携体制ではないかと考えます。被災時に、他市町村から緊急応援隊機材として借り上げ、他市町村へは、貸し出し合える広域互助ネットワークに参加することは、糸魚川静岡構造線近くにある当村としてもWOTA・BOXを保有することは良いことではないでしょうか。総務課長のお考えをお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 6番 字引議員のご質問であります災害発生時の生活用水の確保についてのお尋ねでございます。

初めに、本年3月議会定例会での質問にありました避難物品や消耗品などの調達についての検討状況についてのお尋ねですが、既に応急生活物資の供給に係る協定を締結している団体もありますし、企業からの提案もあり、災害時の物資供給に係る協定を検討しているところもあります。長野県におきましても、様々な視点に立った協定が締結をされています。

また、能登半島地震での課題を教訓に、地震対策を総点検し、充実強化を図っていくため、県では6月に「地震防災対策アクションプラン検討ワーキング」を立ち上げ長野県における耐震化の促進、避難所環境の改善等を進めていく検討が始められています。

この中では、予防対策、応急対策、災害復興対策について検討され、プランの策定がされると聞いております。応急対策の項目で、避難所の運営力強化、支援物資の円滑な提供についても検討されているというところであります。こうしたことも踏まえまして、今後村としての対応をこれらのプランとあわせまして、検討をしてまいりたいと考えております。

生活用水の確保についてですが、水の供給が長期にわたりストップした能登半島地震において大きく取り上げられました。これまで飲料水に比べ、生活用水に対する意識は低かったとはいえ、村の地域防災計画では、風呂の残り湯の活用を習慣づける、自家用井戸等についてその維持確保に努める、とされていますが、住民の皆さんに十分浸透していたとは言えないと考えており、今後啓発に努めてまいりたいと考えております。

今年度、住民課では村内の井戸調査を行っており、その調査結果により、村内の井戸水について、災害時に活用させていただけるよう進めていくこととしております。生活用水の確保に関しては課題と考えており、水循環浄化ユニットシステムにつきましても、広域連携も視野に入れたご提案でありますので先ほど申し上げました県の検討の中に要望していくか、また県の皆さんと相談をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。ちょっと、再質問をさせていただきます。

本県では、市町村による災害時相互応援協定ということがあるようです。どのような協定内容で、どのような運用を目的に締結されているのか、内容を教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 県での県内での市町村の災害時相互応援協定についてのお尋ねであります。

長野県市町村災害時相互応援協定につきましては、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害対策基本法および互助友愛精神に基づき被災市町村に対し、総力を挙げて応援活動を行うものとされており、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるときは、応援による応急措置等を円滑に遂行するための必要事項について定められております。協定内容は、応援の内容、経費の負担、情報交換や訓練の参加などに努めることと規定がされております。

応援の内容といたしましては、物資等の提供あっせんとしまして、食料、飲料水、生活必需品また被災者の救援、必要な資機材等そういったあっせんから、ゴミ、し尿処理関係、避難収容施設など。また、人員の派遣といたしましては、応援に必要な職員や、消防団員の派遣、またその他ボランティアの斡旋や児童生徒の受け入れなども含まれた内容となっております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 同じ県内で起きた災害に対しての各市町村の協定ということで、具体的な話がだいぶあるかと思います。私は今回水の絡みのことで、今回質問している関係です。

また、再度再質問させていただきますが、避難所での応急生活物資の供給等については、当村でも備蓄体制をとり、企業団体との協定で供給体制が整いつつあるとのことでございます。断水時に必要となる生活用水の循環浄化ユニットの備蓄も大切と考えますが、救援資機材の一つに加えられることを提案しますけども総務課長いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 災害時総合応援資機材について、水の循環浄化ユニットというのも加えたらどうかというご提案であります。

水の循環浄化ユニットを救援資機材に加えることにつきましては、現在先ほども申し上げましたとおり村では今後活用を検討している村内の井戸の活用、それから日頃からの生活の中で、生活用水の確保に心がけていただくことにつきまして、まず村民の皆さんにお願いをしていきたいと考えております。

水の浄化につきましては、技術が進歩しております、今後さらにその活用が広まっていくものと考えられますので、議員ご提案の水の循環浄化ユニットなども含めまして、救援物資、救援資機材の一つとして協定などに含める、あるいは県にも提案をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） これ資機材を持つこと自体ですね、相互の支援体制というか、応援体制が密になる形になると思いますんで、ぜひご検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それと、もう1点総務課長にお伺いいたします。災害時の相互応援協定ですけども、県内で大規模災害が発生した場合、県内市町村相互の支援を受けにくくなることも考えられます。よって、当村としては、他の県など地域の離れているところとの連携協定をとっていくことも有益と考えられます。当村としては、友好関係のある北海道標津町との災害相互応援協定締結も考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 災害時相互応援協定の遠隔地との協定についてというご提案であります。

県の市町村災害時相互応援協定では県内を現在の地域振興局単位の10ブロックに分け、代表市町村、本村が入る松本ブロックでは松本市になりますが、そういった代表市町村を置き、被災ブロックに対する応援、その被災ブロックに対する応援ブロックが協定の中で指定されております。現行の指定は、被災ブロックと応援ブロックが隣接するブロックとなっておりまして、長野県は南北に長い地形であり、離れた地域との応援の方が有効であるとそういった観点から、先ほど申し上げました地震防災対策強化アクションプランでは、被災地への応援体制の充実、広域応援受援体制の強化が図られるように見直しが検討されているところと承知しております。

そうしたことも踏まえまして、村独自の遠隔の実態との応援協定についてであります、やはり協定を結ぶとなりますと、何らかの関係性がないというのは、すぐは難しいのかなと考えております。そういったところから、北海道標津町との協定も選択肢ではあるとは思いますが、ただ一方、海を渡っての応援になりますので、どのような支援が可能か、単にそういった事例もあれば参考にしながら、研究はしてまいりたいと思います。

また、隣接県の中にも、協定締結ができるような関係を築いていくことも大切かと思いますので、そういったことも今後考えていくべきだと思います。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。やはりこういう協定が、一つの市町村との、他の市町村との友好関係の絆になるようなことも大事なことなのかなというふうに感じますんで、ちょっとご提案させていただきました。

それでは、村長に質問させていただきます。

当村の簡易水道施設は南から北へと排水距離が長く、地震災害時の排水施設の損傷に伴う断水の発生が予想されます。また、その割に給水戸数の少ないこともあります。当村も喫緊の課題である水道老朽管の更新工事計画も進めているところですが、WOTA水循環システムは、ライフラインの小規模分散化にも対応しやすいシステムがあると説明を受けております。当村としても今後、簡易水道事業の給水方法の見直しなど、恒久的な計画を検討され、配管等更新工事の範囲など、決めていく必要があると考えます。

また、脱炭素事業の「創造の森」に建設予定のオフグリッドハウスの水利用、並びに雲根集落を取り込んだ給水設備の利用も良いことではないかと考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番 字引議員の質問にお答えをいたします。

簡易水道施設の老朽管更新対策並びに小規模集落への水循環システムの導入についてというご質問でございますが、議員ご存じのとおり、村の簡易水道施設は、ポンプ施設と配水池が多いえ管路も含め、老朽化が進んでいるため、施設の老朽化対策、耐震化対策は喫緊の課題となっているところでございます。人口減によります給水量の減少に伴う収入減と更新投資需要の増加により、水道財政収支のバランスがより一層厳しくなってきているところでもございます。

村では定期的に簡易水道有収率対策プロジェクト会議を開催しまして、現在の各ポンプ施設の、運転時間、排水量と使用量の比較、有収率および漏水状況等の把握を、状況を把握しつつ、更新しなければならない管路につきましては、国庫補助事業の活用を含めて、更新工事等の計画検討を行っているところでございます。

しかしながら、山間部などの場所は、積算・設計および工事に係る経費は膨大になると予測されますので、建設年度や重要度の高い箇所、そして費用対効果等を勘案しまして検討をしているところでございます。

また、雲根常会につきましては、現在地区水道により給水を行っておりますが、高齢化などにより、地区水道の維持管理が困難になってきたという申し出もあり、村簡易水道への接続計画を今検討しているところでございます。雲根の「創造の森」建設予定のオフグリッドハウスの給水手段としましても、「WOTA水循環システム」は再資源の観点からも、とても有効であると私は考えているところでございます。

そして、住宅規模の 全排水再生循環利用に対応しました小規模分散型水環境システムの実証に成功したということで、山間部の集落や小規模集落での給水が可能なのか今後、村全体の給水方法等としまして、給水車による配水池への定期的に運搬をする給水方法、並びにWOT A水循環システムを視野に入れ、イニシャルコストとランニングコストの面や効率的かつ効果的な手段を当プロジェクト会議で検討をし、次世代が安全で安心して水を使える持続可能な社会の実現を目指してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ポイントというのは、耐震化の件と、それからそれに伴って合理的な配水施設、給水施設の見直しという部分に引っかかってくるのかなというふうには考えますが、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

先ほど村長の答弁にもありました簡易水道事業の喫緊の課題である施設の老朽化対策、耐震化対策は今後の当村の水道事業のあり方に大きく影響することと思います。給水人口が少ない割に広範囲に点在する山間部の集落や小規模集落への給水は、導水管の布設延長が長く、災害時の復旧に長い時間を要し、また言われるとおり、工事費も多大にかかることが考えられます。

これらを鑑み、小規模分散型水環境システムによる給水方法も、検討材料の一つとして検討していただきたいと考えます。ただ、既存の給配水本管には、集落周辺に屋外消火栓が設置され、消防水利としての役割もあります。そのような消防水利の問題も含め、総合的に村民の生活のための安心できる合理的な水の供給体系の見直しを進めていただきたいと思いますが、村長のお考えを再度お伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、山間部などで災害によりまして給配水管が破損した場合には、復旧までかなりの時間も費用も要すると思います。そのようなことを想定しまして、小規模分散型水循環システムによる給水方法は、私は検討してまいりたいと考えております。また、村内の消防水利としましては、消火栓が220ヶ所、防火水槽は138ヶ所ございまして、消火栓につきましては、配水池から配水管を経由して火災の際には初期消火としてもとても重要な施設だと考えております。防災面からも現在ある配水池や給排水管はならなくてはならない施設でございますが今後更新を考えていく上で様々な状況が想定できますので、検討していきたいと思います。議員ご指摘のように、村民が生活をしていく上で、水はライフラインでございますので、安全で安心して暮らしていくようなことを重要視して進めてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 私が感じている水道のことについては、割と私も今までこだわってご質問させていただいたりしますけども、やはり村民の生活の一番基盤になる部分のことでございますので、一つ今なかなか難しい問題で、今即検討して解決できるという話だけじゃないと思います。多少時間もかかるでしょうけども、前向きにいろんな方法を検討して合理的な、将来に残す財産ですので、しっかりと検討していただいて、いいものを残していただきたいと思います。その辺お願いして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） ここで、換気のため休憩にしたいと思います。再開は10時半とします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時27分

○議長（太田譲君） 再開します。一般質問を続けます。次に3番 藤澤議員

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 3番 藤澤幸恵です。通告に基づき、一般質問をします。

今回は、子宮頸がんワクチンについてと、ゴミの減量化、再利用、再資源化についての質問をします。

初めに、子宮頸がんワクチンについてです。子宮頸がんワクチンHPVワクチンは子宮がんの原因であるヒトパピローマウイルスHPVの感染を予防するワクチンです。子宮頸がんのほとんどは、主に性交渉によって感染するHPVが原因のため、感染予防としてのワクチン接種が大切だと言われています。HPVは、性交渉の経験のある女性なら、誰でもかかる可能性があります。

また、子宮頸がんは検診で見つかりにくいがんでもあるため、できる限りウイルスに感染する前のワクチン接種が大切だと言われています。HPVワクチンは、2013年4月に定期接種化されました。公費で接種でき、その対象は小学校6年生から高校1年生の女の子です。ところが、HPVワクチンは定期接種化された2ヶ月後に積極的推奨の差し押さえになり、2019年頃までは接種率が1パーセント未満でした。

それというのは、副反応として体のしびれやだるさ、痙攣といったような症状が次々報道で発表したことが原因でもあります。そこから、子宮頸がんやワクチン接種についての認識や理解が広がっていき、2020年、2021年度と徐々に接種率が上がってきています。そういうもののなんですが、健康福祉課長にお伺いします。生坂村では積極的推奨が再開された令和4年度の接種率、令和5年度の接種率、また本年の現在までの接種率を教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 3番藤澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

令和4年度から現在までの接種率でありますけれども、公費で接種したキャッチアップ世代の接種者数は令和4年度は2名で接種率は5パーセント、令和5年度が2名で4パーセント、令和6年度は予定者数も含みますけれども、4名が接種を予定しております、8パーセントとなります。摂取率はキャッチアップ世代の対象者数をもとに計算しておりますけれども、対象者には、転入者も含めますので、この中には前住所地で接種している方も含まれているのかもしれません。

次に、定期接種の対象者、これは中学1年生から高校1年生までの状況でありますけれども、令和4年度は2名接種し接種率は6パーセント、令和5年度に接種した方は2名で7パーセントという状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） はい。それでは次の質問です。接種対象者に対して個別通知は、どのような形でしているのか、また通知と一緒にどんなものが同封されているのか、教えてください。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

個別通知の方法と内容でありますけれども、令和4年度には6月時点で未接種と思われる住民の方に向けて、6月に個別通知を発送いたしました。通知の内容につきましては、通知とリーフレットを同封し、それをもとに、ご連絡のあった方に予診票を別に送付をいたしました。

また、定期接種対象者に向けては、4月に個別通知を発送しております。内容は通知とリーフレットと説明書、それに予診票も同封をしております。令和5年度は、新しく中学1年生となる学年に定期接種の対象通知を発送しております。今年度は、4月の時点で未接種と思われるキャッチアップ対象者に向けて、個別通知を発送し、中学1年生にも同様に個別通知を発送いたしました。どちらも通知とリーフレット、説明書、予診票をお送りしております。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） ありがとうございます。その積極的接種が推奨されなかった期間に接種の機会を逃したと言われている平成9年から平成18年生まれのキャッチアップ世代へは、村としてはどのような周知方法を行ったのか教えてください。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

キャッチアップ世代へ向けての周知方法でありますけれども、令和4年度は広報いくさか5月号の12ページに「HPVワクチンのキャッチアップ接種開始」を掲載、6月に個別通知を発送しております。

令和5年度は、広報いくさか11月号の22ページに「お子さんの予防接種はお済みですか」を掲載12月号の16ページに「HPVワクチン（子宮頸がんの予防ワクチン）のキャッチアップ接種について」、3月号18ページに「予防接種のお知らせ」を掲載しております。

今年度は、4月に個別通知を発送しまして広報いくさか8月号の10ページに、「公費によるHPVワクチンのキャッチアップ接種は2025年3月までです」を掲載しております。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） キャッチアップ世代への周知ということで、この接種の対象者は今月ですね、今年の今月中に1回目の接種を済ませないと公費での3回接種は受けられないということで、もう、間近に迫ってきているところで、私もまだ子供がその年齢に達していないので、上の子たちの同級生のちょうどその辺りが、その年代の子にあたるので、女の子をもっている保護

者の方に少し聞いてみたんですけども、問題は、ワクチンは知っている、子宮頸がんワクチンのことは知っている、だけどあまり知識がなくて子供にもそういう話をしたり、一緒に話す機会っていうのがなくて、どうしようか迷ってる人もいるし、もうちょっと怖いからうちはもうそういうのは、っていうような話を聞きました。

個別通知を発送するんですけども、そういった発送後に、何か問い合わせとか、わからないこととかそういうような何か連絡みたいなものは、ありますか。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきます。

キャッチャップ世代、定期接種も含めまして問い合わせはきております。定期接種につきましても、今年度、問い合わせがありましてやはり1回目打ったとは聞いておるんですけども、結果を把握してないので先ほどの報告には含めませんでしたけれども、そういう動きはございます。以上で答弁とさせていただきます。

○3番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) 個別通知の中に説明書等リーフレットも一緒に同封されているので興味があって読んでくれる人は、大体それを読めば理解できるというふうに思います。ただ、実情広報いくさかに載せ、個別通知をしたとしても、保護者の目には留まつたり、保護者が受け取つたりするってことはあって、ただその子供、お子さんがそれを目にしたり、見たりっていう機会が本当に少ないんじゃないかなというふうに感じていますというのも、年齢が小学校6年生から高校1年生ということで、年齢は低いというのもあって、保護者の判断でその接種の機会を逃してしまった女の子も多いというふうに聞いています。

日本では本当に毎年1万1000人の女性が子宮がん、ということで診断されていて、そのうち200人が毎年亡くなっているという、もうそういう報告が出ていて、感染してしまうのが20歳から感染をして、30代から40代が子宮頸がんになる診断を受けるピークだと言われていて、本当に女性にとっては子供を妊娠したり出産したりっていう子育て中だったりっていうような、本当に一番活発で大事な時期に、そういったがんになってしまふということで、諸外国では本当にワクチン接種がとても進んでいて、8割ぐらいの接種率がある中で、日本はまだここに来てまだ12.8パーセントということなんですが、なので日本は遅れてるよっていうふうに、世界保健機構からも言われてきているわけなんですけれども、生坂村としては、このワクチンを推奨していく、できるだけ受けてほしい、というような姿勢を持っているのかどうか、その辺を教えてください。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきます。

村といたしましては、ワクチン接種はできるだけ受けていただきたいというふうには考えております。先ほど、キャッチャップ世代も含めまして、定期接種のお知らせが届いていないのではないかというご指摘でございますが、定期接種未成年の方につきましては、保護者の同意がどうしても要りますので、どうしても親御様の正しい判断に基づくものになろうかとは思います。キャッチャップ世代につきましては、その同意がいらないものですから、受ける、受けないというのは自己判断でされている世代となりますので、受けないという選択肢も一つではあろうかと思いますが、村といたしましては、できるだけ接種をお願いしたいと思います。キャッチャップ世

代が公費で受けられる期間というのは、先ほど議員が申されたとおり来年の3月までということです。このワクチンにつきましては、少し話をさせていただきたいんですが、3種類ございます。ワクチンの2価・4価・9価というワクチンがございます。

どちらにつきましても、3回の接種が必要になりますので、期間としては6ヶ月の期間が必要となります。そのため今月末に打ち始めないと、3月末には終わらないということになります。

3月を過ぎてしまうとどうなるのかというところであります。このワクチン接種につきましては定期接種ということで、全額自己負担に移行いたします。これはワクチンの種類によりまして単価が変わってくるということありますけれども、最大3回の接種で10万円かかると言われておりますので、それが今後かかるということが予想されますので、今のうちに受けられる方につきましては、受けておいていただきたいという姿勢であります。以上で答弁させていただきます。

○3番（藤澤幸恵君）議長。

○議長（太田譲君）藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君）今健康福祉課長の答弁にもあったように、本当に自費で接種しようとすると、高額なお金がかかります。その定期接種の期間に受けられなくて社会人になってから、やっぱり打とうかなって思った女の子たちが、やっぱり高額でそれも躊躇して、なかなかできないというような現状もあります。

これ、子宮頸がんワクチンのやっぱり一番の味噌というかポイントは、要は異性間との性交渉をする前に、接種するのが望ましいということで、中学生主体、中学生ぐらいがメインで接種をするっていう、そういったワクチンで、本当に親が知らなくて、前の報道の印象がものすごくあった、そういうのがずっと残っていて、私自身もそうだったんですけど、このワクチン怖いな、嫌だなっていうのがずっと頭の中に残っているやっぱ保護者の方が多くて、その辺の理解度を、昔の印象をアップデートして、今現在の情報、正しい情報というのを伝える機会っていうのを、もし村で本当にそのワクチンを推奨する姿勢があるのであれば、なかなかそういう機会を設けて、人を呼んでも数名しか集まらないような気がするので、もし中学校の性教育だとか、そういう保健の時間の中に、子宮頸がんという病気のことと、それからこのワクチンの効果、それからこういったリスクもあるよっていう部分、それをやっぱり中学生ぐらいになれば、子供もきちんと理解できていくし、自分でもどうしようかなっていうふうに考えられる年代になってきてると思うので、そういうことを実施していただきたいなというふうに思います。

本当は親子で参加していただくのが一番理想的かなと思うんですけども、そういうことをぜひやっていただきたいと思うんですけども、そちらについてはどのようにお考えになりますか。

○健康福祉課長（松沢昌志君）議長。

○議長（太田譲君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）お答えをさせていただきます。

中学校の性教育の中で取り上げてという内容でございますが、また関係部署と相談をさせていただいてちょっと検討させていただきたいと思います。

○3番（藤澤幸恵君）議長。

○議長（太田譲君）藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君）これは本当に大事な問題で、絶対打ってよってことではなくて、きちんと正しい知識を得て判断してもらえばいいことなので、決して定期接種に間に合わなかつ

たから、もう性交渉してしまったから、効果が全く出ないというものでもないですし、注射を打ったから100パーセント予防できるっていうのでもなく、20歳を超えた後定期検診も併せて行うというようなことも含めて、やっていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。生坂村ではゴミの減量化、再利用、再資源化を進めてきています。これまで、生ゴミ処理機、コンポスト、もったいないボックス、など村の取り組みとして進めてきていますが、効果など検証は行っているでしょうか。住民課長にお伺いします。

○住民課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(中山茂也君) 3番 藤澤議員のご質問にお答えをいたします。

ゴミの減量化、再利用、再資源化の成果、検証についてのご質問でございます。村ではこれまで豊かな自然環境を守るために、また住みよい生活環境の維持継続のために住民と村が一体となって村内の美化運動の実施やまたゴミの減量化対策等について進めてまいりました。以前には元気づくり支援金事業を活用しまして、生ゴミ水切り器の配布ですとか、ゴミ減量化の手引き書の作成など行い4Rの推奨やマイバック、マイ箸の普及啓発、ゴミ資源物の分別方法や削減のポイント紹介など事業の普及・啓発に努めてまいりました。

藤澤議員ご指摘のとおり、ゴミの減量化、再利用、再資源化を進める中、可燃ゴミの減量化を図るため、生ゴミ処理機やコンポストの購入補助も継続して進めております。また脱炭素先行地域事業の中でも環境に優しいエコな補助金として紹介をしまして、周知を図っているところでございます。

ここ数年の交付実績、申請いただいた実績でございますが、生ゴミ処理機が令和2年、4年、5年とそれぞれ年1件、コンポストについては毎年度、2件から3件の申請をいただいております。今年度につきましては生ゴミ処理機1件、コンポスト2件の申請をいただいているところでございます。

道の駅前にございますもったいないボックスでございますが、回収業者によりまして金属類やダンボール、雑誌などの紙類が資源物として回収をされております。藤澤議員ご質問の事業の成果、検証についてですが、穂高クリーンセンターへのゴミの搬入量が、ここ数年では230トン余りから、250トンほどで推移をしております。令和5年度につきましては、234トンと近年では最小値でございましたが、現在8月現在までの状況を見ますと若干増加をしている状況でございます。今後一層の普及啓発が必要であると考えているところでございます。以上答弁といたします。

○3番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) 今生ゴミ処理機とコンポストの補助をしているということで、それでも年間1件とか3件というちょっと少ないのかなという気がします。家庭ゴミの中で重量を占めるのが生ゴミかなというふうに私も自分の家のゴミも見ていて思います。量が増えるのはプラスチックや紙類なのかなというふうに感じています。私自身も生ゴミをポイポイ、可燃のゴミ袋に毎日毎日捨てるんですけれども、それが減ったら、だいぶその可燃ゴミは減るような気が。この質問をするのにちょっといろいろ調べてみて感じました。

コンポストっていうとなんか生坂のイメージだと畑に置いて庭に置いてっていうようなイメージで、生ゴミ処理機っていうとなんか大きな機械で、邪魔なのかなというような印象を受ける人が多いと思うんですけども、家庭用の生ゴミ処理機で、卓上にキッチンのスペースに置けるようなコンパクトなものもあって、調理をしながら残飯を直接そこの中に放り込めば乾燥して、小

さく少なく軽くなるっていうものがあるんですね。なので、何かそういった助成してますよっていうんではなくて、何種類もあるので、少しこう何種類かに絞って、こういうご家庭にはこんなものがいい、こういう家庭にはこんなものが合っている、量とかもいろいろなので、少しよく出ているものとかも出てくるので調べると、そういうのも絞って村民の皆さんに周知や、もう変な話、斡旋しちゃってもいいと思うんです。この機械はいくらで出します、この機械はいくらで出しますっていうような形でやってもいいと思うんですけど、生ゴミの処理機のイメージっていうものを村民の方に周知していけば、私も調べてこれだったらうちに置いてもいいな、生ゴミの変な臭いもしないし、水きらなくても簡単だし、楽だしつついうふうに思ったものがいくつかあったので、そういうことも必要かと思うんですが、いかがですか。

○住民課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(中山茂也君) 再質問にお答えをいたします。

今いただきました生ゴミ処理機の関係でございますが、先ほどご説明しましたこれまでもらつた申請をいただいてます生ごみ処理機の内容でございますけれども、議員ご指摘のとおりに大変小型でございまして、温風ヒーターを活用して攪拌をして乾燥状態にするというようなものが主だつております。大体金額からして2、3万円のもの安価なものもございますし、あと申請いただいてますのは、大体10万円ほどのものが多いように感じております。

そして今ご提案いただきました生ゴミ処理機、機種を絞って紹介してはというお話でございます。以前この生ゴミ処理機、補助制度を始めた頃につきましては村内の業者さんにお願いをして機種を絞ったあっせんというのも最初の頃、していたというふうに伺っております。それが、住民の方々がそれぞれ購入しやすいようにということで、どこで買っていただいても、書類を整備していただいて申請をいただくというような状況に変わってきたということでもございますので、またそこら辺も含めて皆さんに使いやすさですとか簡単に取り扱いができるような機械をということで啓発を進めてまいりたいと思います。

また、このゴミ減量化につきましては、啓発活動を進める中で、もっと事業を進めていくためにも、こういった機会を設ける他、また今言われました生ゴミ処理機の購入補助の紹介、例えば補助制度を使っていただいて、購入をしていただいた方のお声ですとかね、こんなふうに使ってますというようなご紹介も一緒にできればなということで事務レベルでも話をしているところでございます。以上答弁といたします。

○3番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) 当初の頃は、そういうことがあったということで、だんだんだんだん皆忘れていっちゃうので、環境問題とかも脱炭素いろいろやってますので、その辺をもう一度見直して今、課長おっしゃったようにやっていただいたらとてもいいと思います。

今後さらに住民1人1人の意識を高めていくために、何か今、その他にも考えていることがあれば教えてください。

○住民課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。このゴミ減量化4Rの普及・啓発ですが、村民1人1人がそれぞれ関心を持っていただいて意識を高めて取り組んでいただくことが非常に重要でございます。これまでにも、広報によります啓発活動ですとか、ゴミゼロ運動、ま

た美しい環境づくりということで、環境美化に沿った運動を進めてまいりました。こういったことも今後継続をしながら、今後はなお一層の啓発を図るために、先ほど申しました広報を使っての生ゴミ処理機の紹介ですとか、また家庭で取り組む具体的なこういったことをやればどうかというような具体的な取り組みの紹介ですね、そういったものを考えてまいりたいなというふうに思います。

また、それぞれリサイクルしやすい環境を作るということで、そういったことでゴミの収集、また資源物の回収等についても、見直しを含めて検討したいというふうに考えております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） そうですね。可燃ゴミを減らすことと、あとリサイクルですね。ペットボトルやプラスチックゴミ、そちらの方は分別して、きっちと捨てようと思うと、かさばったり回収が月一度だったり、衣類や瓶とかにしては2か月に1回ということで、よっぽど気にしてないとそのゴミの収集日を忘れてしまって、1回忘れると、もうとてつもない量になって、そういうことが重なってしまうと、思わず燃えるゴミの中に全部突っ込んでしまいたくなるそういう心理が人としては湧いてくるのは当然だと思うので、私はそうなんですけれども、そういうことがないように、プラやペットボトルの回収日については以前からもう少し増やしてほしいというような要望も村の方から出ていますので、回収日を増やすっていうことも一つ。それからあとは置く場所がないという人たちに対して、いつでもペットボトルとかそういうリサイクルできる全部じゃないんですけど、ペットボトル、紙はもったいないボックスでいけると思うんですけど、そう缶ですね、アルミ缶などは何かいつでも、ぽいぽいって捨てられる、持っていけるような場所をなかなか難しいんですけども、そういった場所を作ってもらうのもひとつ、リサイクルを進める手立てになるのかなというふうに感じていますので、その辺をぜひ検討していただきたいと思います。

あとはですね、洋服とか子供が使った洋服や学用品ですね、そういったものを、今児童館の方で年に1回か2回お下がり会っていうのをやっていると思うんですけども、なかなかまたその機会も逃してしまお母さんたちもいて、私なんかもう、子供が着れなくなってしまった服や使わなくなってしまったもの、でも、まだ十分に使えそうだな、勿体ないなっていうのがあるんですけど、それを常時持つていて、常時使いたい人が、持つて帰るというような、そういったスペースを、例えばどこか はるかぜ だと、児童館のちょっとしたスペース、少しのスペースがあればいいと思うんです。あんまり、たくさんになってしまふと、また管理が大変になってしまふので、ある程度決めて、こんなものだったらここに置いてもいいですよっていうようなちょっとルールを作つて、そういうのをやってもらえるとすごくお母さんたち助かると思うので、その辺も、そういったこともやってみてほしいんですが、いかがですか。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。

お話をいただきましたペットボトルですとか、アルミ缶の資源物の回収についてですが、本当に大変かさばるものでございまして、期間過ぎますとかなりの量になつてしまふということもございます。

また、お話をいただきましたとおり、村民アンケートのところで、特にプラゴミ、ペットボトルのゴミについては、回収の回数を増やしてほしいというようなアンケート結果もございまし

た。こういったことも踏まえまして、今後回数ですか、そういったもの、予算面も含めまして検討をしてまいりたいと思います。

また資源物回収と別に、どこか気楽にごみを集めていただける場所の設置ということでございますが、なかなか村の中でそういったところの設置が難しく、近隣ですとよくスーパーで、中にプラスチックゴミですか、そういった回収ボックスがございますが、生坂村で外に置いてしまいますと、本当にゴミ箱になってしまうようなおそれもありますので、道の駅の中とも思うんですが、なかなか場所も狭いようなこともあります、その辺も含めて関係部署と一緒に考えてまいりたいと思います。

また、お話をいただいた子供の学用品の関係についても、大変親御さんたちにとっては有意義なことにも繋がるのかなというふうにも思いますので、関係部署と相談をして検討したいというふうに思います。答弁以上です。

○3番（藤澤幸恵君）議長。

○議長（太田譲君）藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君）最後なんですけれども、高齢になってくると、ゴミ出しもなかなか大変で、小さな日常のゴミならまだいいのかもしれないんですけども、自宅で不用になった、もう使わない大きな不用品ですね、テーブルだとか布団だの椅子だの何だのっていう、そういったものの支援を「もりびと」とかでもやっていただけるとは思うんですけども、その辺の支援ももう少しやってほしいということと、あと例えば役場の関係でも、ゴミってたくさん出ると思うんですね、とか学校関係で不要になったものとか、行政関係でもちょっと不用品が多分たくさんあると思うんです。

以前、小学校の3階の物置の片付けをするっていったときに、ある程度使えそうな机だとか椅子だとかそういったものを、議長が欲しい人は持って行ってもらうようにしたらどうかっていう提案をしたときに、結構はけた。時間で、もう行ったら、もうなくなつたよっていう話も聞いて、やっぱゴミっていうかこっち側にしては、不用なものでも使いたい、欲しいという人がいるってことで。

何か自治体によってはこの辺だと大町市とかなんですかね、メルカリってご存知ですかね。売るんです。本当に私ちょっと見てみたら、自治体がメルカリで不用品になったものを出していて、本当にこんな、こんなものっていうようなものが売れちゃつてあったんですね。なんかそれで高齢者の方の不用品の回収を手伝ったり、あとはもう自治体で出る不用品だったりっていうのをそういうことでやって、ちょっと収入に変えることもできるのかなというふうに感じたんですが、そんなことはどうお感じになりますか。

○住民課長（中山茂也君）議長。

○議長（太田譲君）住民課長。

○住民課長（中山茂也君）お答えをいたします。

今お話をいただきましたゴミ出しの支援ですかね、特にお年寄り等、大型の不用品等についての回収等については、現在も年に1回行います粗大ゴミの回収がございますが、その際にお話をいただきました「もりびと」等のご支援をいただいて実施するご家庭もいらっしゃいます。

また、それ以外でご支援いただける方法等については、また今後検討してまいりたいと思いますし、先ほどの不用品の販売ですかね。メルカリ等の販売というご提言もいただきました。またこちらも財産の管理の部門の方とも、相談をしながら検討をしたいというふうに思います。以上、答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） ゴミの問題も不用品の問題も、子宮頸がんワクチンの問題も、本当に身近な村民、住民にとって身近なところですので、ぜひ日頃の啓発活動なんかをきちっとやっていただいて、いい成果が出るようにしていただきたいと思います。以上で私の質問を終わりにします。

○議長（太田譲君） 一般質問を続けます。次に1番 島議員。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。通告に基づき、一般質問をします。まず初めに、情報公開について伺います。

生坂村は、脱炭素先行地域に採択され、脱炭素社会を目指して様々な事業を行っています。脱炭素事業に関する疑問点などを、村の皆さんと問い合わせができるゼロカーボン事務局に、私も質問をしに行ったところ、村づくり推進室より議員さんとして議会の一般質問を通して質疑をお願いしたい、という返事しか返ってこなくって質問には答えられませんでした。ゼロカーボン事務局の運営を村から委託されているHITACHI SYOの斎藤博久代表からは、議員さんへの質問・回答に関しては、弊社業務外である旨仰せつかっておりますとの回答でした。私は、議員である前に村民であります。議員の質問にも答えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 1番 島議員からの質問についてお答えをいたします。

議員の方々からの質問については、議長に申し入れ、議長を通して質問を行うように議会と調整したと認識しております。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 私が質問に行ったり、資料をくださいというふうにいったりすることで、職員の方がストレスを抱え、病院から診断書を受けるまでになっているというふうに、昨年12月11日の全員協議会で副村長がおっしゃいました。私のどのような行動が、問題であったのか、個人が特定されるということで一切明かされてはいません。私は、いわれのことだというふうに申し上げましたけれども、職員の方がストレスを受けてはいけないということで、全ての質問は議長を通すということになりました。ただいま副村長が答弁された調整というのはこのことだと思います。

2月19日に議長を通して会計年度任用職員など、いわゆる非正規職員の方の数と、その中に占める女性の割合というのも議長を通して質問をしてあるんですけども、これについてもまだ返答がありません。ゼロカーボン事務局で回答されなかった質問を、今回の一般質問にも入れています。一般質問は年4回の定例会で行われます。議員がチェック機能を発揮するには、そこまで待っていられない、他市町村の議員の方からご指摘がありました。

そもそもいろいろなことを調べて、知っておかないと、一般質問というのは組み立てられないというふうに私は考えております。外部評価委員会の委員長を務められている信州大学の茅野恒

秀准教授に伺ったところ、議員だから一般質問を通して質疑を、という返答は筋違いだと思うというようなご意見をいただきました。

でも、昨日は、副村長が いくさかてらす の決算書の私の疑問点について本会議が終わってから時間を割いてくださって、丁寧に説明をしてくださいまして、私がいう議会の愚痴なんかも聞いてもらったりしたんですけども、また 8 月 3 日のあの村政懇談会脱炭素説明会では、託児があつたらいいという声に応えて、子育て世代向けの場を設定してくださいます。

そのときは保育士さんと子供たちが楽しく遊べて、村長がもう始終笑顔で和やかでとっても良い会だったと参加者の方がおっしゃってました。説明会の最後には、村長が「疑問点がありましたら、何なりと担当部署や、ゼロカーボン事務局へお問い合わせください」と挨拶されました。ぜひ議員の質問にも答えていただきたいんですけども、村長いかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番 島議員の再質問にお答えをいたしますが、職員の皆さんも、島議員の必要な質問に対して、お答えする時間というのも大変費やしているわけでございます。公文書の関係もいくつかご質問いただいておりますが、その仕事量も大変な量でございまして、それだけ質問されているのであれば、あえてまた個々に質問しなくて、また議長を通して質問をしていただければと思います。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) それでは、議長を通して、質問をこれからもさせていただきたいと思うんですけども、次に成果報告書の開示について質問いたします。

令和5年度に8399万8000円で株式会社エコロミに委託した小水力発電設計、マイクログリッド設計、EV充放電設備設計、バイオマス熱利用設計、林業構築に向けた調査検討の成果報告書。また1326万9500円で合同会社HITTSYONに委託したホームページ作成、問い合わせ対応、広報および広告宣伝、記録、関係文書の整理の成果報告書がまだ示されていません。いつ示されますでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 1番 島議員の成果報告書の開示についてのお尋ねであります。

開示請求がございました資料であります、大変資料の量が多く、報告書内の確認作業に時間を要してしまいましたが、確認作業が終了しておりますので、またあの日程を調整させていただき、お示しをさせていただきたいと思います。以上でございます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 成果報告書は脱炭素事業に係る経費の算定根拠になっていると考えますので、公開はとても大事なことだと思っています。村の皆さんにも示されるという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 資料の村民にも示すのかというお尋ねでありますけども、先ほど私答弁させていただいたのは、公開請求に対する答弁でありましたので、ご了解いただきたいと思います。その上で、村民の皆さんにもその資料を示されるのかということではあります、資料何冊もあるような膨大な資料であります。そこで明日の委員会では決算の審議をいただきますので、そこではまたさらにそれを絞った概要版という形で議員の皆様にはお示しをしていきたいと考えております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） そういうその概要版っていうのを、例えばどこかに閲覧ができるように図書室か何かに置くっていうことは可能でしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

議会でお示しをすることで、一定程度村民の皆さんにも開示をしているという理解でございますが、ホームページなのか、図書室に置くのか、そういった形で公開はしていきたいと考えております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） あの公開に向けて準備してくださるようなんですよかったです。続いてPPA方式による太陽光発電設備調査設計計画の成果報告書について伺います。

令和5年度に、4150万円税込でというのを昨日副村長さんに教えていただきまして、4150万円でいくさかてらすが平林建設に委託したPPA調査設計についての成果報告書は、いくさかてらすに存在するのでしょうか。それとも成果報告書の提出は平林建設に求めなかつたのでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 令和5年度生坂村内PPA方式による太陽光発電設備等調査設計計画の成果報告についてお答えをいたします。

令和5年度生坂村内のPPA方式による太陽光発電設備調査設計計画委託業務につきましては、6月の定例会の報告第5号で説明したとおり、繰り越し事業として行っておりますので、契約期間を令和6年8月30日まで延長して実施をしました。委託調査関係の成果品につきましては、8月30日に株式会社いくさかてらすに提出された事を確認しております。答弁は以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 先ほど言いました外部評価委員会の茅野恒秀准教授から、「いくさかてらすは第3セクターなので、主体的な情報公開が欠かせないと思います」というご意見をいただきました。いくさかてらすに提出された成果品というのはこれは公開されますでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの質問にお答えをいたします。

成果品の公開につきましては、今回出された成果品には個人情報がたくさん入っておりまます。このため、株式会社いくさかてらす の取締役会議で、この取り扱いについては協議し、またご報告をさせていただきたいと思います。答弁は以上です。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) もちろん個人情報を伏せて結構ですので、なるべく公開に向けて討議をしていただければと思います。

次に、公文書の公開方法についてお尋ねします。生坂村公文書公開条例第2条1の公文書に電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他)を入れる考えはありますでしょうか。小さな自治体でありますし職員の方の数っていうのは限られておりますので、会議録なんかに伴う文字起こしっていうのは大変なんじゃないかなというふうに思っています。録音データー等の電子媒体も、公文書に含めた方が合理的ではないでしょうか。それっていうのはペーパーレス化にも繋がるを考えるんですけども、いかがでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) はい。公文書の公開方法についてのお尋ねであります。

生坂村公文書公開条例第2条第1項で公文書は実施機関が作成、または取得した文書および図面(マイクロフィルム、写真を含む)で決裁または回覧等の手続きが終了し、実施機関が管理しているものとされております、本村での決裁回覧手続きにつきましては、電子決裁は現在のところ導入をしておりませんので、音声データも含め現状では導入の計画はありません。以上でございます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) ゼロカーボン推進プロジェクト会議では、皆さんパソコンを持参されて紙資料を使っていらっしゃいません。そういうふうに、ペーパーレス化に努めているわけですし、今のご時世、議員の方もタブレットを使っていろいろ今も一般質問の答弁書なんか見ておりますので、ぜひ検討していただきたいです。

続きまして、公文書公開請求者についてお尋ねいたします。広く情報公開し、事業の透明化を図る、また、諸活動についての説明する責務、アカウンタビリティを全うし、公正で民主的な行政の推進を目指すために、誰でも公文書公開請求ができるようになります。過去2回の総務課長の答弁では、住所が生坂村にない人からの請求にもなるべく応えるようにしているとのことでした。そうであるならば、誰が申請しても問題ないのではないかでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 文章公開請求者についてのお尋ねであります。

令和5年9月議会でも答弁をさせていただきましたとおり、生坂村公文書公開条例第5条第2項で、実施機関は、前項に規定するもの、これは村内に住所を有する、村内に、事業所がある、

また村内に勤務される方、村内に在学をされる方以外からの公文書の公開の請求があったときは、これに応ずるよう努めるものとするとされており、請求の内容を確認しまして条例に沿って適切な公開に努めており、村外の方であっても公開をしてきております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 近隣では、筑北村、池田町、安曇野市など、誰でも請求できるようになっています。国から大きな補助金をもらう事業をする上で広く情報を公開する必要性があると思います。ぜひ、どなたでも請求できるようにしていただきたいです。

次に、一般質問のICN放送時の編集についてお尋ねいたします。一般質問の動画が編集され、以前は議長が6月は行政側が必要ないと判断したところがカットされて流されています。行政サービスでやってくださってるんですけども、行政サービスであっても一方の判断でカットするのは公平ではないのではないかというふうに相談した弁護士の先生や他市町村の議員さんから指摘を受けました。編集せず、流すお考えはないでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 一般質問のICN放送時の編集についてのお尋ねであります。

議会一般質問の様子のICNでの放送は、平成19年から始められ、当初、放送を開始するにあたって、編集等について議会とも相談をした上で行ってきており、これまで、その範囲内で質疑内容や質疑応答の経過の状況や放送時間なども考慮し、一部を削除するなど編集をした上で、放送をしてまいりました。その際にはどちらか一方に偏った放送にならないよう意図的な運用にならないよう努めてまいりましたし、今後も引き続き適正な運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 6月議会の一般質問の録画編集は、総務課長が指示を出されたとのことでした。これは総務課長が、議会や議長に代わって指示できることではないのではないかなどというふうに私は考えます。意図的な運用にならないようにとのことですが、現状では発言議員に確認することもなくカットされている状況です。

前に児童館で議会の談話室やまびこをやっていたときに村民の方が来られて「一般質問の内容がカットされているようだ」というふうに何か話をされていて、それは前のその議員の方の放送だったみたいなんんですけども、そういうふうにもしかして意図的に編集をされてるんじゃないかなっていうような村民の方からの不信感っていうものに繋がる恐れっていうのはないでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、放送を始めるにあたりまして、議会ともその当時相談をした上で行ってきており、そこの範囲から出るようなそういういた編集はしていないということありますので、村民の方がそういうふうに感じられる方もいらっしゃるのかもしれません、放送する側としましては、相談にのつた内容で編集をしております。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 一般質問の編集っていうのは私としましては編集しないでいただきたいということ、またICN、村のローカルテレビで、ぜひ1回だけでなくお昼の時間とかいろんな時間に再放送をしていただきたいっていうふうに、私の意見を申し上げて次の質問に移ります。

脱炭素事業についてお尋ねいたします。ゼロカーボン推進プロジェクト会議には、課長級以上の職員、担当係長、正副議長、議会事務局長、関係企業の方が出席されています。ここで、株式会社 いくさてらす の電気代について話し合いがされました。脱炭素説明会では、村づくり推進室長が電気料金の説明をしていました。公務員が会社の電気代についても話し合ったりとか、会社の料金説明をしたりするのは、これは職務専念義務違反には当たらないのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 脱炭素事業についてのお尋ねの中で職員の職務専念義務についてのお尋ねであります。

ゼロカーボン推進プロジェクト会議は、環境省から村が脱炭素先行地域の選定を受け、村が事業を進めていく上で必要な事業の計画、円滑な事業推進を図っていくために民間、行政の関係者を構成員として行っている会議であり、事業の推進のために様々な角度から検討協議を行っています。職務専念義務違反ではないかとのお尋ねですが、今回のプロジェクト会議は、村が令和10年度まで進めていく大きな事業の推進に係る協議をする場であり、その会議の中で、関係企業に関する資料説明、検討協議をしていくことは、欠かすことのできない事項であります。村がなすべき席を有する職務に当たると考えますので特に問題はないものと考えております。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） いくさてらすは村が出資しておりますけれども、株式会社として設立されました。電気小売り事業は村ではなく、いくさてらすが行うものです。村役場の仕事と会社の業務というのはしっかり線引きをするべきだと私は考えます。小さな村ですので、役場職員の方っていうのも、そんなにたくさんはいらっしゃいません。ただでさえ、お1人お1人がいろいろな役を持ってお仕事をされていると思っています。

一方、計画されている脱炭素事業、本当にもういろいろな事業が多岐にわたっておりますし、この事業を本当に成し遂げるっていうには本当に多大な努力と仕事量が必要だと私は考えます。役場職員の方は、住民サービスのために、税金からお給料をもらって働いてくださっています。会社は社員を雇って、社員に電気料金の説明など会社の仕事をしてもらうべきではないでしょうか。これは、村長か、副村長お願いたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問にお答えをいたします。

職員の説明、今回の電気事業についての説明とかは、私も環境省に確認をするように職員にお願いをして聞いたんですけども、やっぱし、その脱炭素先行地域づくり事業の中の一環としてやっているということですので、その説明責任を果たす上でも重要なことだというような回答をいただいておりますし、法的には先ほど総務課長の答弁のとおりだと私も解しております。

また脱炭素じゃなくて、すいません、株式会社いくさかてらす のこれから電気事業に関する運営については、職員がやるべきではないと私も思っておりますので、現在も運営面のこととか、先ほど申し上げた報告書のチェックとか、それは私自身がやっております。私は代表取締役も兼ねておりますので、私は特別職の公務員となります、常勤ですので問題はないと思います。なるべく職員に負担をかけずに私の中で処理できるものには処理をさせていただきながら村民の皆さんにご理解していくように進めていきたいと思います。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 昨日いくさかてらす の決算書を副村長に説明していただいたときも、本当にいろいろなことがあって、私もその企業の会計とか決算書っていうのはあまり見たことがないもので、本当に大変だなというか、副村長もいろいろなお仕事をされていて、本当に役場の仕事っていうのとは本当に全く違うようなことだと思うので、なるべく会社の社員さんを早く雇つていただいて、お仕事がそちらの方でできるようになるといいのかなというふうに思います。

次に、いくさかてらす との契約の説明っていうのが9月24日から個別に始まる「龍と子」の8号8月号に書いてあります。違約金については、脱炭素説明会でエコロミの小峯社長から年間およそ大体7万円から8万円、17年契約で10年残して解約した場合は違約金が70万円から80万円くらいかなっていうような回答がありました。違約金の具体的な金額については、契約時に説明というふうに書いてあります。これから契約者を増やしていく上で村の皆さんに契約内容の広報はしていかないのでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） いくさかてらす との契約違約金の広報についてお答えをいたします。

解約時の違約金の取り扱いやその広報につきましては、株式会社いくさかてらすの取締役会議で検討して対応していくように考えております。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。続いて断熱リノベーションについて伺います。

今年度、断熱リノベーションをする5棟の予算が3月に付いてたんですけれども、その5棟は決まったのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はい今年度のリノベーション実施についてのお尋ねであります。

「龍と子」5月号のご案内をいたしましたところ、現在3件のご希望をいただいております。現在6月補正予算での間接補助への移行に伴いまして、環境省との変更協議を進めており、補助内容の詳細が決まった上で、希望者との調整をしまして実施の物件を決定していくこととしております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 今答弁いただきましたこの3件の方っていうのは個人の方で、今のところ村営住宅とか村の施設っていうのは考えていらっしゃらないのかどうか、あとは村に住民票はない人っていうのもこの補助の対象になるのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

この3件につきましては、村営住宅は入っておりません。村の住宅等につきましては、環境省の補助事業になりますので、該当はしないということになります。住民票の件につきましては、環境省との今調整をしている中に含まれておりますのでまたそれはまた協議をしてまいりたいと思います。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。そういうことは環境省との協議によっては不在地主の方とかも来年度から民家断熱リノベーションというのが本格的に始まるんですけれども、そういう方も対象になる可能性もあるということでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

断熱リノベーションですので、住んでいただかなければなりません。ですので、安易に村外の方がただリノベーションをするのがいいのかどうなのかということもございますので、その辺も含めて環境省とよくこれから調整をしてまいりたいと考えております。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 続けて断熱リノベーションについて伺います。3月の当初で出ていたときは、断熱リノベーション1件当たりの上限が198万円、200万円以内という説明だったんですけども、そのうち環境省の補助金が132万円、その差額の66万円っていうのが6月補正において、村の負担から個人負担になりました。

そこで、「龍と子」でリノベーションする古民家っていうのを先ほど5月の募集をしてたんですけども、自己負担ができたっていうことも、はっきりそこで広報されてたんでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） リノベーション事業の変更に関する周知のお尋ねであります。

「龍と子」5月号におきまして補助上限を3分の2、120万円までということで、お示しをさせていただきまして、その後段に自己負担が生じる旨を明記しております。今後、環境省との変更協議や補助内容の詳細が決まりまして、改めてご案内を、詳細についてご案内ができるようふうに考えております。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 議会にその断熱リノベーションの自己負担分が出るよっていうのが知らされたっていうのが6月の定例会です。「龍と子」、先ほど言っていただいた5月号っていうのは5月25日に配布、全戸配布されています。その中で補助3分の2、括弧上限120万円を予定していますというふうに書いてありました。私は、3月の議会で説明があった来年度から始まる民家リノベーション事業のことかなっていうふうにそのときは5月だったもので6月は知らなかつたので6月にはその差額分が自己負担になるっていうふうにわかったので、その令和7年からの断熱、民家断熱リノベーションのことと勘違いしてて、わかりにくくなっていうふうに思ったんですけれども、これもまた詳しく広報されるという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり環境省とも変更協議を進めております。その内容等、しっかり決まったところで改めて村民の皆様にはその内容を含めてお知らせをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。脱炭素説明会で質問があったことについてお尋ねいたします。

「龍と子」特別号の中の、このモデルケース①一軒家、両親と子供の4人世帯、モデルケース②一軒家、高齢者の2人暮らし、モデルケース③一軒家 祖父母と両親と子供の6人世帯、モデルケース④一軒家でオール電化、両親と子供の4人世帯について、①から④までのモデルケースの世帯は村の総世帯数のうちのそれぞれ何割ずつを占めるのでしょうか。また⑤としまして75歳以上の高齢者だけの世帯、⑥としまして75歳以上の高齢者の独居世帯っていうのはそれぞれ総世帯数の何割ぐらいでしょうか。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） 1番 島議員のご質問にお答えをいたします。

「龍と子」特別号での料金シミュレーションにありますモデルごとの対象世帯数および割合についてお答えをいたします。

なお、お答えします世帯数ですが、それぞれモデルケースにおおよそ近い世帯の人数をカウントしておりますので、ご承知をお願いします。

最初に料金シミュレーションのモデルケース①一軒家で両親と子供の4人世帯でございますが、2世代、4人以上の世帯としまして、74世帯ございます。全世帯数の10.4パーセントとなります。

モデルケース②一軒家で高齢者の2人暮らし世帯につきましては105世帯で14.7パーセント、モデルケース③一軒家で、祖父母と両親と子供の6人世帯では、3世代5人以上の世帯としまして24世帯3.4パーセント、モデルケース④一軒家のオール電化で、両親と子供の4人世帯につきましては、こちらでは把握できおりません。

また⑤75歳以上の高齢者だけの世帯につきましては、49世帯6.9パーセント、⑥75歳以上の高齢者の独居世帯では、113世帯15.9パーセントとなります。いずれも8月末現在の世帯数で全世帯数712世帯でございます。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 75歳以上のお一人暮らしの方っていうのは結構多いんだなというふうに思いました。75歳以上の高齢者だけの世帯、49世帯と75歳以上の高齢者の独居世帯113世帯を合わせると、162世帯になり、全体の約23パーセントになります。近所にも、高齢のお一人暮らしの方いらっしゃるんですけども、脱炭素、私には関係ないなみたいなこともおっしゃってるような方もいらして、太陽光パネルとか蓄電池を設置する世帯と比べると、今事業で使われる1人当たりの交付金というか税金っていうような額っていうのがすごく違ってくるのかなというふうに思うんですけども、75歳以上の方、これも皆さんシンプルプランっていうのには「龍と子」のいくさてらすの電気料金として申し込むことはできるんですけども、75歳以上の方も、ここがレジリエンスの強化とかいろいろあるんですけども、何か売り込みポイントというか、その恩恵っていうのは何かございますでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問にお答えいたします。

島議員言われるように、75歳以上の世帯の割合は多くなっているというふうに私も感じております。この世帯に対しては、いくさてらすといたしましては、何らかの恩恵といいますか、何らかの利便性がとれるようなことを今いくさてらすの中でも検討しております。また、それにつきましては、様々な状況等また75歳以上の高齢者の方がどのようなことを望んでいるかというようなことも調べながら、対応をしていかなければなというふうに感じております。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） しっかり75歳以上の方とか皆さんの方を考えていただいて事業をされている。みんなで作っていくっていうような事業にできたらいいのかなというふうに思っています。

次に、マイクログリッドに関して、お尋ねいたします。村政懇談会でマイクログリッドの進行状況について質問がありました。参加された方からは、公共事業をやったけれども、事業者の人、そのマイクログリッドを設計するとか作る人とか一部の人にしか良くないっていうふうになつたら残念だなっていうようなことをおっしゃって心配されていたんですけども、マイクログリッドについて、村民の皆さんに説明責任っていうのは果たされていると考えていらっしゃいますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） マイクログリッドに関する説明責任についてのお尋ねであります。

今回の脱炭素事業は、内容が多岐にわたり取り組む事業も新たなことが多く、そのため各地区に出向いての村民説明会を3回開催し、「龍と子」への掲載など、これまでにない丁寧な説明をしてきていると考えております。マイクログリッドに限っての説明責任ということではありますが、事業全体の中でこれまでも説明をし、質疑にも応じてきております。今後も事業の進捗に合

わせマイクログリッドも含め、各事業内容については、情報提供をしまして、説明してまいりたいと考えております。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） マイクログリッドに関しては、私は多額の税金を使う事業であるのに、説明があまり積極的にされてこなかったのかなというふうに個人的には思っております。6月議会で、債務負担行為として地域マイクログリッド構築に係る工事費として、上限8億8800万円が出てきたのは、私としてはちょっと唐突だなというふうに感じました。既に事業者っていうのはインターネット上で公募をされて、もう9月3日には審査が終わって、今定例会追加議案で事業者の承認について議題にされます。マイクログリッド構築も事業者ももう決まっているわけですし、もう作っていくというふうなことに決まってるんですけども、再三申し上げているように、費用対効果とか維持管理費などについて事前にもっとこう説明された方が良かったのではないかなというふうには、個人的に思って意見として述べさせていただきます。

次に、マイクログリッドの予算についてです。「龍と子」特別号Q & A Q1のマイクログリッドの予算について予算6.3億円とありますけれども、令和5年度調査設計費で1800万円、令和6年度当初予算で設計費1650万円、蓄電池購入で5500万円、6月議会一般会計補正予算で令和6年から8年までの債務負担行為として8億8800万円が上限として出されています。プロポーザル公募では8億6000万円が上限となって募集をされていました。3月当初予算で認められた設計費1650万円っていうのは、6月の議会で工事の費用と一緒になったっていうふうに要件が変わったんですけども8億6000万円に含まれたとしても9億3300万円かなっていうふうに計算したんですけども、この6.3億円っていうの、その差がちょっとわからなくってこの差っていうのは何なんでしょうか。

あとは、マイクログリッド全体の事業費としてはいくらと試算をされてますでしょうか。去年の2月17日に環境省に提出された申請書にはマイクログリッド設備投資額として10億5700万円と書いてありました。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） マイクログリッドの予算についてのお尋ねであります。

「龍と子」にありますQ & Aの1でありますが、マイクログリッド約6.3億円というのは、今回の最初にその回答の最初に記載があるとおり、企画提案時の金額であり、これまでも説明を申し上げているとおり、企画提案時の金額イコール予算額ではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。その上で、マイクログリッド全体の事業費は令和5年度に行った調査計画費1727万円と今年度から行う債務負担行為で示しました限度額8億8800万円等を合わせた9億527万円ということになります。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） この9億527万円には、3月の当初で認められた蓄電池購入5500万円っていうのは、入ってるんでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。蓄電池分も入ったものであります。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 今年度分の1650万円の設計費っていうのは、6月の補正で場所っていうか工事費と一緒にするっていうことが出てきたんですが、5500万円っていうのは出てきてないと思うんですけど、当初で認められた蓄電池の費用っていうのはそのままだと私は認識してるんですけど、いかがですか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はいお答えをいたします。

6月の補正予算は変更をしたものだけが、あの数字として出てきております。ですので当初委託でお願いをしようと思っていたものを、プロポーザルでやるということに変更しましたので、工事請負費に一括で行っていただくということで変更させていただいたものであります。蓄電池分につきましては、当初予算に含まれておりますので、6月の補正のときには補正としてあげてはございません。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 変更というふうに出てなかつたから、そのまま、こうなんだろう、いきてるっていうか5500万円の蓄電池っていうのも、9億527万円に足されるのかなっていうふうに思って、そうすると9億6027万円だなというふうに思ったんですけど、8億6000万円の方に入ってるということですかね、理解でよろしいですかね。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 8億6000万円っていうのはちょっとあれなんですが、予算上は限度額の8億8800万円となります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 昨日決算書を副村長と何か一緒に見て難しいなって言ってたのがちょっと思い出すんですけども、なかなかやっぱり事業も多岐にわたってますし、いろいろ予算も大きいので、なかなか、はい、またちょっと見直してみます。

次の質問に行きます。遊休農地の利用についてです。最近米不足とか値上がりっていうのが報道されています。農地があって、自分や家族が食べるお米や野菜を育てられるっていうことは、本当にありがたいなっていうふうに感じています。生坂村の皆さんのが代々守ってこられた農地が、過疎化高齢化で遊休化してしまうのはとても残念なことだなっていうふうに思っています。基幹産業のブドウというのはもちろん大切ですけれども、日本全体で38パーセントという食料自給率を上げていくこと、普段食べる米や野菜を作る小さな農家を守ることも大切だと考えています。村の田畠を守り、生かすことについて、村の考え方を伺いたいです。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 1番 島議員の遊休農地の利用についてのご質問にお答えいたします。

当村も含め、各地域において、高齢化や人口減少により、農業者の減少、耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約等に向けた取り組みを加速化することは、喫緊の課題となっております。

このため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定しなければなりません。これまで各地域の皆さんの努力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、農地を含め、地域農業をどのように維持発展していくかを営農集落ごとに地域農業の現状および課題、地域における農業のあり方などの話し合いを現在進めているところでございます。村としては、地域ごとの課題等に対してサポートするとともに、条件整備等、支援していきたいと考えております。答弁は以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 近所の方も、もう高齢で今年限りで田んぼをやめるかな、なんておっしゃってる方もいらっしゃって、私なりに遊休農地というかその農地を利用するため農業をやってみたけれども、1人では不安な方とか、農地がない方などと、その遊休農地、また生坂の農家の皆さんいろいろ知識とか技術を持ってらっしゃる方たちがマッチングできるようなシステムっていうか、仕組みができないかなっていうふうに考えています。

また、6月の一般質問でも触れましたけれども、遊休農地を活用して、有機野菜や有機米を給食に提供している松川町の事例があります。私自身としては、本当に農地があるっていうことは、本当にありがたいことだと思うので、耕作、私自身ももうすぐ稻刈りもあるんですけども、耕作をしながら遊休農地を生かす手立てっていうのを自分でも考えていきたいと思っています。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は13時20分とします。

休憩 午前12時06分

再開 午後1時19分

○議長（太田譲君） 再開します。

○議長（太田譲君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。次に4番 望月議員。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 4番 望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回は、親子山村留学の受け入れについてです。村の小・中学校は今年度から施設分離型の小中一貫校として発足しました。双方の先生たちによる交流と結束で生まれる教育が、授業が子供たちをどのように成長させていくか、期待を持って見守っていきたいと思います。

本題に入ります。今回私は、親子山村留学を村に受け入れていただきたいと思い、提案します。ぜひ、役場にその窓口を常設してほしいのです。昔の山村留学は、子供だけの留学がほとんどでした。地域の農家にホームステイしたり、留学のための宿泊施設で集団生活をしたり、学校内に寮が完備されていたりという例もあります。現在留学を受け入れている地域は、親子留学が主流だと私は思います。子供を手放して、心配しながら暮らすより、一緒に自然を満喫し、未知の世界を思いっきり体験しながら、不安のない生活を送れたら、そんな思いが、親子での留学に繋がっているのだと思います。

受け入れる方も様々な支援を惜しみません。引っ越し費用、住宅の用意、家賃の補助、生活家電品の補助等です。下伊那郡平谷村に親子留学したお母さんは、子供が、先生は自分をいつも見てくれている、と言って、前向きでとても活発な子になり、友達ともうまくやっている。私も畠で野菜を作ったり、おそらく分けを山ほどいただいたり、ごく自然にお隣の人とお喋りしたり、お金をあまり使わなくてもとても豊かな暮らしで、満たされているのは親の方かもとパソコンの資料の中で話されていました。

また、1泊2日の体験ツアーをしたときの印象がとても良く、親子留学を決めたという声もありました。受け入れ側は、オンライン説明会を開いています。

当村は、給食費の無償化に始まり、義務教育にかかる費用にも補助があります。子育て支援も手厚いです。ただ、一つの問題が働く場所が、今の段階では少ないということですが、女性がパートで働いてくれれば、やまなみ荘の人材不足の解消になるし、かあさん家の高齢化の解消、またおやきの継承に繋がると思うし、男性なら、テレワーク勤務か、例えば近隣の大きな市でも、30分で行けるので、それで考えるのも選択肢の一つではないかと思います。子供たちが豊かな自然の中で、様々な体験をしながら自由にのびのびと育ち、交流が生まれ、刺激も受け、競争力の向上に繋がる、それを楽しく見守る親、そんな留学制度をぜひ生坂村で実現させてほしいです。率直な意見を聞かせてください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 4番 望月議員の質問にお答えいたします。

山村留学は都市部の子供たちが自然豊かな農山村地域の共同宿泊施設や農家などで暮らし、地元の学校に通いながら自然体験や生活体験をする取り組みであります。昭和44年に全国に先駆けて旧八坂村で始まり県では山岳留学発祥の地として信州の豊かな自然環境を生かした活動を全国に広く発信するため、信州自然留学と名付け、大町市の八坂美麻学園、平谷村の平谷村農山村親子留学、南佐久郡北相木村の北相木村山村留学センターなど17団体が山村留学を実施しております。

議員ご指摘のとおり、当初は児童生徒のみが共同宿泊施設などで生活するセンター留学という形から始まりましたが、農家などでホームステイをするものや、親子同伴の親子留学という形も生まれ、期間も1年以上滞在するものから2泊3日や1週間程度といった短期間のものなど様々な形があると聞いております。

山村留学の効果ですが、都市部の児童生徒には自然や地域資源を生かした学びが提供でき、また、受け入れる側の地元の児童生徒には、交流を通じ相互に経験し、学び合う相乗効果を生み出す環境ができる他、児童生徒数が減少している地域では、児童生徒数の維持により教育環境を整えられるといった教育上の効果もあるのではないかと考えます。当村でもここ数年は1学年10名

程度で推移しておりますが、複式学級の基準となります8名を下回る学年も出てきております。

この4月から始めました保小中一貫教育では、豊かな人間関係を作っていただくため近隣の自治体の児童生徒や、北海道標津町の中学生との交流、異学年交流や合同行事を増やすことで、多様な人との関わり合いを増やしておりますが、山村留学で都市部の児童生徒と交流を行うことで、当村の児童生徒の人間関係づくりや成長の面でも、教育上の効果が期待でき、こうした効果を考えると山村留学という取り組みは大変魅力的な取り組みであると感じております。以上、答弁といたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月議員の質問にお答えをいたします。親子山村留学の受け入れについてというご質問でございますが、長野県によりますと、新型コロナウイルスの影響から地方回帰志向が強まり、山村留学の希望者は、2008年度の115人から2022年度には、172人に増加をしているなど親子留学も含めた山村留学には一定の需要が認められます。また、中山間地域の小規模自治体では、移住施策とセットで進めることで、親子留学をお試し移住に位置づけ、移住に繋げるといったことも期待できるのではないかと考えております。

一方、学校の教育環境の他、滞在する住居、施設、親が同伴する場合の親の就業先受け入れ団体の整備、受け入れる側の地域の皆さんの意識の醸成など、立ち上げや継続的な実施に向けた検討が必要な事項も多いと考えております。また、山村留学発祥の長野県だけでなく、全国各地でも山村留学の取り組みが行われているため、他地域との差別化や特徴、特色をどのようにしていくかとか、学校教育だけではなく、村内での様々な体験活動の実施に当たっては、地域の皆さんの関わりやご協力も必要になってくると思われますので、今後村が進めます移住施策をはじめとした地域振興施策の中で教育委員会と一緒に考えていくべきだと思います。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 村長並びに教育長には前向きな答弁をいただいたと認識しています。

中村団地にこの4月、横浜から4年生の女の子と2年生の男の子を連れた家族が転入してきました。友達と下校してきた彼女を見かけ、下の名前はわからなかったので、名字で「〇〇さんだよね。」と言ったら、「違います。うちは濁点がつくんです。〇〇と呼んでください。」と言われました。自分の考えをはっきり言える彼女に感心しました。冒頭でも言いましたが、村の子供たちの良い刺激になればいいなと思いました。

中学でも、生坂学という取り組みを始めています。生徒の主体性を重んじ、希望を募り、それをキャリア教育で実践する。1回目は確か豊科のイオンの売り場で接客の体験をする、そんな取り組みではなかったでしょうか。それとまた小中一貫校実行委員会の最終報告の中に、どういう経緯でその言葉が出たのかは、私にはわかりませんが、委員の方の意見として、山村留学という言葉が載っていました。今後、施設一体化が実現して、もし小学校が空いたというようなことになれば、親子留学の集合住宅を建てるという案もありだと思います。教育現場にはこれからも、自然や村の資源を生かした体験など、様々なメニューで、頑張ってほしいと思います。

次に、村長の答弁ですが、おっしゃっているとおり、課題は多々あります。複数の課が関わってきます。住宅問題、受け入れ団体、地域住民の協力、でも、先のことばかり心配していたら、なかなか前には進めません。そこで、村長に一つ再質問をします。村長もおっしゃってたよう

に、移住に繋がることだと言っています。まずは、第一歩を踏み出すということで、春休みや夏休みを利用して、親子留学を念頭に置いた体験ツアーを実施したらと思います。同時に、住宅を一棟用意しておいて、親子留学の受け入れ窓口をまず作るということは、どう思われましょうか。村長にお聞きします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 望月議員の再質問にお答えをいたします。

移住に繋がる第一歩として、春夏の体験ツアー、また住宅1棟を用意して受け入れの体制を整えたらどうかというご質問でございます。

当村今春夏秋と農業体験ツアーを行っておりまして、よく親子で来られる方もおいでになります。コロナ禍前はそういう親子連れがほとんどでありますましたが、今はちょっと少なくなっておりますけれど、やっぱり自然豊かな生坂村で農業体験をさせたいというご家族もありまして、ある程度の需要はございます。そういう中でちょっと声をかけてみて、親子体験留学はいかがですかっていうようなことも言えるかとは思いますが、まず教育委員会とも相談をしなければいけませんし、なかなか各部署との連携もありますんで、検討をさせていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 村長のおっしゃることはよくわかります。さまざまな課題は、これはと思う団体を集めて、説明会を開いて協力を願いする。例えば、私が所属する女・人竹っこくらぶなら、例えばですよ、特産の小麦粉を使って薄焼きお焼きをその親子に講習会を開いて体験してもらうとか、大城・京ヶ倉に登ってもらうとか、ラフティング体験をしてもらうとか、そういうことを団体の人たちの協力を得て、体験してもらって、住みたいな、こんな自然の中で暮らしたいなって思っていただけるように、こちらから仕向けていたらどうかって思うんです。私、生坂の自然大好きです。もう本当にもう惚れ込んでるって言っても過言ではないです。こういうところで都会では味わえないことを味わってもらって、それを喜んでもらって、それが移住に繋がる。最初は、もしかしたら母親と2人だけっていうようなこともあるかと思うんですけど、そのうちに男性の方もそんなに良いとこなら移住してみるか、来てみて働いてみるかっていうようなことに繋がっていただけたら、もう本当にいいんじゃないかなって思います。人口も増えるし、都会では体験できないことをする、した子供は視野も広がるし、将来のためにもなるんじゃないかなと思います。

いろいろ考えてたんですけど、今回の九州視察で、村の目玉になるヒントをもらったような気がしました。私もしっかり考えて、これから、このことについて、協力していきたいと思っております。村長、教育長にも、ぜひこれから前向きに検討していただきたいということをお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（太田譲君） 一般質問を続けます。次に7番 平田議員

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 7番 平田勝章です。一般質問を行います。

初めに昭和時代の民俗文化財がなくなりつつあるが、後世に残す考えはということで質問いたします。生坂村では、これまで民族文化財として明治から昭和にかけての農機具などの文化財などは、資料館などに保管、管理されておりますけども、昭和時代に発明された発動機とか、耕運機などの農機具や車や電気釜、洗濯機、家具調ブラウン管テレビ、真空管式ラジオとかオーディオ、フィルムカメラなどの電気製品が各家庭に広がり、電気のない生活から豊かな生活へと変わりました。奥様方の家事も朝早く起きて、手作業での洗濯やかまどでご飯を煮るなどの重労働の生活から少しづつ時間にゆとりが生まれるなど、暮らしが楽になりました。

しかし、これらの暮らしを楽にさせた製品が、次から次へと新製品に変わることで、社会の変化とともに、古いものは捨てられ、気が付けば身の回りからなくなっています。保管されている農機具は同様にこれらの暮らしを豊かに、また楽になった車や農機具それから電気製品はゴミとして捨てられ、歴史から忘れかけられています。

そこで質問なんですが、教育委員会では有形文化財、無形文化財、民俗文化財および記念物に対して、それぞれの文化財を今後村のためにどのように残していくのか基本理念と基本方針はあるのでしょうか、について質問いたします。現状と課題も含めて説明をお願いいたします。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 7番 平田議員の質問にお答えいたします。

村の文化財の保護継承の考え方でございますが、村独自には基本理念、基本方針を定めておりませんが、文化財保護法第3条では国地方公共団体は文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならないとあります。文化財は長い歴史の中で生まれ、今まで守り伝えられてきた貴重な財産と言えます。また、地域の歴史や文化を正しく理解するために欠くことができないものもあります。そのために我々が後世に守り伝えていかなければならぬと考えております。仮に文化財がなくなってしまったら、この地域がどのような地域であるのか、どのような方が暮らしてきたのかといった地域のアイデンティティが失われてしまうことにもなります。

このような考え方のもと村では後世に残すべき貴重な文化財を村の文化財として指定しております。現在村の指定文化財として建造物で23件、美術工芸品62件、有形民俗文化財10件、無形民俗文化財16件、史跡11件、名勝1件、天然記念物47件あり、他に国が登録をしております有形文化財が1件あります。課題といましましては、文化財は時間が経つにつれ傷んだり防湿、滅失したりしてしまいます。文化財の管理は所有者の方が実施していただくことが原則ではあります。人口減少や高齢化により、指定文化財の維持管理を担っていただく方が減ってきていていることや修理を始め、維持管理では多額の経費がかかることがあることが文化財の所有者の負担になっていることも挙げられます。

また、特に指定している文化財は将来も含めた村民の皆様の財産でもありますので、地域全体でこの貴重な財産を守り、継承していく意識の醸成も必要だと感じております。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） これまでいわゆる文化財っていうのは石仏とか、お宮とか、お寺とかそういう建物が結構多かったんですよね。ですから、そういうものについては、地域が守

っていかなければいけないということであったんですけども、今私の言ってるのは、もうちょっと小さなもので、身の回りにあるもの、先ほどね、電気製品、例えば電気釜も、ガス釜いわゆる「くど」から薪を炊いて燃やしたかまどからガス釜になり、それから電気がまが昔のやつから多分皆さんあんまり記憶ないですかね、新しいものに徐々に変わってきて、また、ごはんもだいぶ、ごはんの味ひとつでもだいぶ美味しくなってるっていうのが今現状みたいなんんですけども、そういうものっていうのは、いわゆるものが小さいもんですね、捨てやすいんですね。ですから今自分の今身の回りにあるのを洗濯機でも冷蔵庫でも、電気釜でもそうですけども、もういくつも実際には捨てて身の回りにはないんです。だから今になって大事だな、何か村としてね、そういうのを取っておけば、宝になるんじゃないかな、だから今の子供たちが、見たときに、自分の親とかじいさんとかばあさんとかこういうものを使ったなっていうそういうものが、何もない。今それを逆に今集めようとしてもなかなか集めること自体も難しいと思うんです。

そのことを今私は今ちょっと憂いでいまして、何とかしたいっていうことを今思っておりまます。今教育長からとおり一辺倒のご回答でございましたけども、一言と言わせてもらいますと、いわゆる人間の生活も日々変化をしておりますし、それに伴って身の回りの生活用品も変化を遂げて不用なものが捨てられています。30年40年と過ぎたときに、村の宝が何もないっていうふうになります。電化製品などの細かなものは、お宮の石仏などを守ることと違い、地域全体で貴重な財産を守ることは実際には不可能なんですけども、こういうようなことも、個人もそうなんですけども、やっぱり行政が何かの目的を持ってやらなければ、そういうものも継承できない。

また、生坂村は本当にそういうお宝があんまりないと思うんですけども、人材です。昔の例えば加藤正治さんだとそういうような人たち、生野臨犀だとそういうような人、人間の歴史の残る人もある程度ね、残してかないけないだろうし、こういうものも歴史の中でいっしょの中で培ってきたもんですから、残していくかなければいけないというように、私は思っております。

そこで、次の質問にかわりたいと思いますが、その中で今文化財の委員会のメンバーの人選は、地区から選ばれていると思うんですけども、今後時代とともに失われていくものが多くなっていくと考えられるので、重要な役割があると思います。委員会のメンバーは、若い人や高齢の幅広い中から、専属の人を人選し、会の内容を充実させることや、報酬をあげる事も必要と考えます。

今後についての考え方で質問します。民俗文化財は現在明治から昭和にかけての農機具などが展示されておりますけども、昭和時代の生活に関わった農具や電気製品などの展示することで、小学生や中学生、昭和の40年後半に生まれた人や平成生まれの方の関心を引くことが、昭和初期から昭和20年30年生まれの方などは、また逆に懐かしく思うと考えられます。

そこで文化財についての内容や管理方法などについても、村民の意見を聞くことも必要であり、懇談会やアンケートを取ることも必要と考えますが、今後についての考え方についての2項目について質問いたします。

また、内容としてはいろいろ冊子を作ったりするにもそういう元気づくりだとか、そういうような支援金を使って、作ってもらいたいなっていうような要望も含めてお願いしたいと思います。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 7番 平田議員の質問にお答えします。2点ほど質問いただきました。

まず文化財保護委員につきましては、村では文化財の指定および保護に関してご意見をお聞きするため、文化財保護委員会を設けておりまして、10名の委員を委嘱しております。10名につき

ましては、各区から1名ずつ選出をしていただいておりますが、各区の事情に応じまして順番で選出されている場合が多いと認識をしております。文化財保護委員の主な業務は各区内にあります指定文化財の状況確認や点検、これ文化財パトロールと呼んでおりますが、そうしたものでありますとか、あと簡単な管理作業ということで周囲の草刈り等を行っていただいております。

なお文化財パトロール結果につきましては集約の上、文化財所有者に適切な維持管理の要請をしたり修理等が必要で、多額の経費がかかるものについては村の補助金の予算化に繋がったりしております。文化財保護委員につきましては自治体によりましては文化財の指定を念頭に置いて文化種類ごとの専門家、大学教授等を委員に委嘱している例もあります。当村では文化財保護委員には指定文化財の保護や維持管理の点検など、重要な役割を担っていただいており議員ご指摘のとおり専属の人への委員の委嘱や会議内容の充実なども大切なことと考えております。

ご提案につきましては、委員の選出方法の見直し、適任者の発掘や育成がなかなか難しいことであること、それから委員の負担の増加、あと報酬につきましては他の審議会の委員等の報酬との均衡でありますとか、予算の増加に繋がるといった面もありますので、慎重に検討させていただければと思います。

次に、懇談会アンケート等の実施についてということでございますが、文化財の保存保護継承のためには所有者や行政の力だけでは限界があり、今後は地域住民の皆様のご理解やご協力が過分に必要となってきますので、ご提案のように文化財に対し村民の皆様の意見や感想などをお聞きする、また、村内にどんな文化財があるかといったことを紹介するような取り組みは大切なことだと感じております。特に地域住民の皆様のご理解やご協力をいただくためには、どういった文化財が村内にあり、これらが守り、継承すべき貴重な地域の財産であるということをまずは知っていただく必要があると考えます。

冊子といたしましては、ちょっと前になりますが、平成23年に村の指定文化財を掲載した「郷土の誇り 生坂のお宝見聞録」といった冊子を制作したと聞いておりますが、現在村のホームページ上で「生坂生涯学習マップわが生坂」という冊子3冊を掲載しております。この冊子は当村の文化財も含め、自然や歴史文化を探訪できるようかつて生坂中学校で教鞭を執りその後、文化財保護委員会に学識経験者として携わっていただきました山越正義先生を中心に作成されたものと聞いております。図や絵がふんだんに掲載されており、大変読みやすく見やすい冊子であると思っておりますが、残念ながらご覧になられたことがない住民の皆様が多いのではないかと思います。せっかく作成した冊子でございますので、既にあるこうした冊子の活用から、まずは始めていくことで、住民の皆様の文化財に対する理解の促進、理解を深めていくことができればと考えております。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） まず生坂村史なんですけども、歴史民俗編は平成9年の3月に作られてますし、文化財編は平成11年に発行されています

先ほどの「生涯学習マップわが生坂」は3回に発行されてっていうことなんですが、これ第3回目ですよね。中もカラーでいろいろのっかっているんですけども、非常に見やすくなっています。

ただこれのいけないのは今、山越先生が作ったとか編集したとか、そういうのは載ってない。できればこれに、村長の意見も一個こうやって入れてほしい、だから生坂村長藤澤村長になってから、こういう歴史のところへも少し顔を出してほしいんです。自分の20年たったとき村長、自分のやつその時の意見も何もなく、そういうときに村長の孫が読んだとき、うちのじいちゃんなんにも書いてない、村長、名を売れてっていうわけでもない、残せというわけでもないが、やっぱ

りそのときのこと、こういうものも最終的に歴史っていうの残るんですよ。だからこういうものを私は大事にしてほしいなというふうに今思っております。

そこで今「生涯学習わが生坂」は3回にわたって発行されておりますけれども、今回質問内容の昭和時代の生活に関して関わった、要するに機械化された農機具や電気製品などについては今実際どこにも載っていません。したがってこういうものを作るならば、そういう電気製品とか、そういうものを主にして、こういう写真を豊富に入れて、そういうものを編集してほしいという思いを私は思うんですが、教育長その辺の今後についての教育長の考えはぜひ、やめる前に残してほしいなと思います。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問の方いただきました。

私もその冊子があるということは昨年ですかね、ちょっとこういうのがあるよってことを聞いて、確かになんか巻頭に普通であれば村長とか教育長の何か挨拶的なものがあるんですけど、そういうものが無いとか、誰が作ったかっていうのも、いつ作ったかってのもちょっと書いてなくて、本当に中身だけあるっていうものですが、確かに議員さんおっしゃられるように、例えば農村資料館にあるものであるとか、それから山清路の郷資料館にあるようなものを保管して展示もしてありますが、まとめた形でこういうものがあるっていうのを確かに紹介できるものが何もないのが今の状態です。議員さんおっしゃられるように今昭和の時代のその生活家電ですか、そういうものもどんどんどんどん今、家電新しくなってきているので、当然古いものは皆さん捨てられるのでなくなってしまうと、そういうものを誰かがおそらくとつとかないと、気がついたらこの世からなくなってしまうということもありますので、そういうものも取っておくことも考えなきゃいけないなと思っております。

冊子につきましては、まずは現状あるものをうまく広報とかいろんなものを使って、少しずつ皆さんに紹介をしていくことをまず優先に考えていきたいと思っております。それが終わった段階で、例えば少しそれをリニューアルするとか、もうちょっと今の生活家電みたいなものを紹介できるようなページを新しく付け加えるとか、大幅にリニューアルするのはなかなか人が今あまりおりませんので、できないと思いますが、そういう若干のリニューアルっていうんですか、少しページを追加するとか別冊みたいのを作るとか、そういうことはやってもいいんではないかと思っております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 要するに生坂村史を作るときに、たまたま私も興味があって、そのとき最初は夜やったんです。そのときにほとんどの人は、自分の親だとかそういう年代の人が多くて、そういう人たちは、夜はもう嫌だっていう話になって。私は村史の方で、結局サラリーマンだったもんですから出れなくなっちゃったんですよね。確かに自分とあと安田さんがいたかな、若い方ではね、そういう思いがあって、こういう村史を作られたんですけども。だから、こういう今の家電を編集したり何かするってこと、冊子をするってことはですね、いわゆる文化財委員を集めのもいいんですが、やっぱり興味のある人をある程度集めて、その中でいろいろ何ていうか提案をしたり、それからそういうこういう意見を聞くっていうのもまた私はいいじゃないかなっていうふうに感じるんですけども、まずそこからやった方が私はいいと思うんですが、どう思います。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問をいただきました。

文化財保護委員さんにつきましては現状各地区から、ほぼおそらく当番という形で順番で選ばれてるっていうふうに我々認識しておるんですが、そういった方とは別に何か文化財に本当に造詣のある方とか、興味のある方を集めてご意見を伺うという機会は確かにあった方がいいかなと思ってます。

村史につきましても、今県の方で県の県史、そういったものをまた後編を、後編っていいですか継ぎを作るっていうようなこと今始まったようですが、村の村史についてもまたいずれかのタイミングでやはりまた新しい部分を追加はしていかなきゃいけませんし、そういったときに原動力となって動くのは文化財保護委員さんもそうなんですが、やはり村の歴史とか文化に詳しい方が、やっぱりご協力いただくのが一番いいかと思いますので、そういった機会といいますか、そういったものを作っていくように考えていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問にいきたいと思います。

身近な民族文化財は、村の観光にも繋がると思うので、現状の資料館の内容ではあまり関心のない人が多いと思います。要は、機械化された農機具や電化製品は現在生活の中で使っているものであり、関心も高いと思います。そういうことで、関心が高いということは見学者も増えるということになると思います。

しかし、新たな文化財を集めても、なかなか置く場所がなかったりとかそういう倉庫の施設が必要になってくるとか、そういうようなことが出てきますけども、そこで今「一星亭」のこと、蔵があったり母屋があったりしてますけども、あそこもこういうようなどこから活用したらどうかなというように、とりあえずは、そこからやったらどうかということについて質問したいと思います。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 7番 平田議員の質問にお答えいたします。

民族文化財は、私達の祖先が各地で長く伝えてきた生活や生業に関わるものであり、形があります有形民俗文化財と、形のない無形民俗文化財に分けられます。特に有形民俗文化財は衣類、衣服、生活の中で使用していた用具、祭で使われる衣装などの道具、古くから人々の信仰の対象となっているものなどがあります。村では日置神社の絵馬など10件を有形民俗文化財に指定しています。また、これらの他、農村資料館や山清路の郷資料館でも民具や農具などを保管展示しております。

「一星亭」につきましては、昨年度から「一星亭」周知再生プロジェクトで整備に着手したところであります、今後の検討の中でご提案内容も含めて考えていくべきか、基準を定めておりません。

民族文化財も含め、文化財についてはどういったものを残していくべきか、基準を定めておりません。ただ古いというだけで残してしまうと、保管場所はいくらあっても足りないと考えます。また、その時々の教育委員会の担当者や文化財保護委員会の委員によって考え方にはらつきが生じる恐れもあります。さらに保管に当たっては経費や労力もかかります。保管場所の検討と併せ

て、例えば、当村の歴史や文化の理解に役立つものを優先して保存するなど、保管に係る基準を作る必要があるのではないかと感じております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今のお答え、お言葉ですけども、いわゆるなんでも集めればいいというようなことになっちゃったらどうしようもなくなっちゃうということになります。

そこで最初に聞いたのは、いわゆる文化財に対しての基本理念とか基本方針、そういうものがないってこともいけないのかなというように思っておりまます。そういうものを作つて、そこから次へというようにステップして行くのがそうしないと先ほど言ったように人が変わつたりすればまた考え方も変わって、内容もまた変わつくると、そんな具合になりますので、やはりその辺のところも、もう1回見直した方がいいじゃないかなというように思つております。

また資料館ですけども、山清路の郷もそうですし、こちらの原の資料館もそうなんですが、今あれですか学校、生徒だとか、そういう人たちが、例えばそういうある授業の課題の中で、子供たちに見せるとかってそういうようなことは1年に1回とかやっておりますか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問をいただきました。

農村資料館であるとか山清路の郷資料館、児童生徒が見学とかしてゐるかという問い合わせでございますけど、詳しいことは把握しておりませんが、おそらく1年に1回見てるか見てないかというような程度であるかと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 多分資料館はせっかく作ったもんで、できれば議員の人たちも多分行つてないと思うんですが、役場の皆さんもそうだと思うんですが、やっぱりどっかで1年に1回ぐらいはね、せっかく作ったんだから、1回ぐらい開けて、この中ですと多分若い人々は、あそこにあって知らないものもあると思います。

でも私だと知つてゐる古いものは知つてゐるかもしれないけど、そうやってまた受け継ぐこともまた大事だなと思いますので、何かそうやって少しでも活用することもいいなっていうように思います。そうしないと、年がら年中閉鎖したままで、そのまま10年20年って経つていてそのうち何かまた村長も何十年先にこう変わってっちゃつたら、今度は不用なものになってるかもしれないし、その辺もわからないんで、やはり1年に1回は、お互いにそういうものを確認し合つてことも大事だと思いますので、ぜひそういうことをやってほしいなというように提案したいと思います。

そこで今先にちょっと言つてしまつたけども、要するに資料館の運営なんですけども、同じものが動かずして展示されておりますけども、そういうものもこちらですと別の展示品を飾ることも必要かというように思つております。向こうの方は、なかなか出し入れも大変でしょうし、こちらの方はまだスペース的には飾れるものあると思いますので、少しでも今言ったそういう電気製品など細かいもの、例えばステレオとか、蓄音機でもいいですよね、そういうものがある程度の台数を揃えて展示して、少し変わつたよっていうことでみんなに見てもらつていうのは、そういうことを提案したいと思いますが、どうですか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問をいただきました。

資料館のいわゆるリニューアルっていったことだと思いますけど確かに博物館とか資料館というのは、1回作って展示をそのままずっと未来永劫やってくってことはありえないと思ってます。当村の資料館につきましては、昔の用具とか民具を保管・展示しているものでございますで、あまり大幅なリニューアルはできないと思いますが、ただし少し時代を新しくしたものを集めて、それを展示するといったことは可能ではないかと思ってます。この部分につきましては、少し研究の方をさせてください。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） これ文化財もそうですし、1年に1回、文化祭の中でいろいろ陶器とか、竹細工とかそういう作ったものありますよね。それも赤とんぼの前に表彰式とかそういうやってますけども、それで片付けじゃなくて、あそこなんか利用して、商工会のどこでもいいですし、少しある程度期間を置いて飾っておくのも必要かなと。せっかく作って、早く片付けられてもなんかあれですし、いや作る人、竹細工も結構難しいんですよ、やってみれば。だからそれをある程度見てもらいたいっていうのもありますので、ぜひそんなようなとこ考えてほしいなというふうに思います。

次の質問なんですが、身近な民族文化財は物として集めるのも非常に難しくなっております。今後集める方法も考えなければならないですし、写真などで撮ったデータ管理することも考えられますので、予算や人的な要素も重要となりますので、実施に向けて検討してみてはどうでしょうかということについて質問いたします。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 7番 平田議員の質問にお答えします。

民族文化財は地域の歴史や文化、地域に暮らしていた方々の生活などを語る上で不可欠な文化財です。議員ご指摘のとおり将来文化財に指定して保存しておくべき文化財が年々失われてしまっていることもあるかと思います。

一方収集や保管に当たっては、保管場所、経費、労力といったことも考える必要があります。このため先ほど答弁いたしましたとおり基準といったものを作る必要があるかと考えております。こうした基準を設けますと、収集や保管から漏れてくる民族文化財もあると思われますので、議員ご提案の資料のデジタル化の活用も検討してまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 文化財については、少しでも前へ進めるように、こう言ってる間にも貴重なものっていうかそういうものがどんどん失われていきますので、何とか早めに検討してほしいというように私は思います。次の質問に行きたいと思います。

生坂中学校開校80周年に向けての記念行事開催実施に向けての考えということで生坂中学校は昭和22年に旧中央小学校で開校後、昭和26年に旧専売公社の跡地に現在の中学校が建てられました。その後2回の改修工事が行われ現在の校舎に改築されました。初期の昭和22年ですと、令和9年には開校80周年となります。そこで中学校同窓会は過去にもあまり活動された様子はありま

せんが、同窓会40周年記念が行われたときには、学校入口には立派な校歌の碑が建立されておりまます。そのような記念行事は行われておらず、文化伝統を考えると、これらの授業も必要と考えます。

そこで質問なんですが、他町村では学校創立100年とか150年などの記念行事が行われておりますけども当村の学校はですね、古いものが存在していましたけども、昭和32年の村の合併や小学校の統一などで旧学校校舎は取り壊されてありません。若い人には、学校の存在、歴史も忘れられております。記念行事を行う費用もかかりますし、専属にまとめる人も必要となります。本来ならば同窓会が音頭を取り、行政や教育委員会が協力して記念行事が行われるのが良いと考えますけども、現在同窓会の活動が見えない状況です。

そこで村や教育委員会が、先頭に立って役割を行うべきと考えますが、卒業生は年々古くなると懐かしく思うので、そういう同窓会会報なども一緒に編集発行を私としては願うものです。そこで、これについての質問をしたいと思います。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 7番 平田議員の質問にお答えいたします。

小学校、中学校等の開校記念行事につきましては学校の歴史を大切にし、地域との繋がりを含め、児童生徒たちの成長を促しながら、未来の新しい一歩を踏み出すための大切な行事であると考えます。記念行事は、学校がこれまで歩んできた歴史を振り返る機会となり、先輩たちの努力や成功を知ることで、学校がどんな道を歩んできたのかを理解し、学校の伝統を大切にする気持ちを育むとともに、学校の歴史を知ることで、学校への愛着や誇りを育みます。また、記念行事は、学校のこれからを考えるきっかけにもなります。これからどんな学校にしていくのか、目標をみんなで共有し、新しいスタートを切る大切な機会になると考えられます。

また、学校は地域社会の一部であり、記念行事を通じて地域の人々や卒業生、保護者の皆様が集まることで学校と地域の繋がりを強めることができ、学校と地域が一緒に成長していく力が生まれ、さらには記念行事には在校生の参加が見込まれ、行事や準備を通じて、協力する力やリーダーシップが学べると考えます。

このように、開校記念行事の開催意義は大きいものでございますが、ご提案の趣旨については、中学校の教員やPTAなどの学校関係者にも投げかけてまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番 平田議員の質問にお答えをいたします。

中学校開校80周年の記念行事の開催についてというご質問でございますが、先ほど教育長から答弁がありましたとおり学校の周年記念行事は、学校と地域の絆を深めるたいへん良い機会であり、在校生にとっても成長に繋がる行事だと考えております。生坂村立の小学校中学校では平成30年10月に小学校で開校40周年記念式典と記念音楽会を開催をしております。この記念行事は、PTAと学校が主体となって開催され、式典と音楽会の他、記念誌の発行、校舎の全景写真撮影なども行われております。

また、これより10年前に行われました開校30周年の記念行事についても同様に実施をされております。

さらに、その10年前の開校20周年記念行事のときには、ちょうど私がPTA会長を務めておりまして、あわせて東筑摩塩尻PTA連合会の常任委員と当連合会の研修会の発表校になっており

まして、夜遅くまでPTAの役員の皆さんや先生方と話し合って大変な思い出でございます。大変だったなということでございました。その20周年の記念行事のときは、PTAが資源物回収で収入を得ていました特別会計から100万円、村から150万円を補助していただきまして、現在も使われております体育館の暖房機4台、玄関用からくり時計1台、村内全戸に記念誌を配り、児童に航空写真入り下敷きや、記念てぬぐいの記念品も配りました。それから歴代PTA会長により遊具、遊動円木という寄贈もあり、記念式典、アトラクション、祝宴と盛大に開催をしたことを懐かしく思い出されます。

このように小学校につきましては、10年ごとにこうした記念行事を開催する仕組みが学校とPTAの間にあったかと思われます。中学校の同窓会活動は、コロナ禍から総会も開かれていない状況であり、また中学校では長年小学校のような記念行事が開催をされておらず、ご質問の趣旨は理解できますが、小学校での記念行事の先例も踏まえ、我々生坂中学校卒業生はこちらにも何人もおいでになりますが、同窓会員でございますので、まずは同窓会、中学校、PTAなどに相談をしていくことがよろしいかと考えます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 昭和32年に生坂村立、今の生坂村が合併して、広津村とそれからこちらの方の村が一緒になったということですけども、その前は下生野の人たちは小立野の学校（分校）へ行ってたんですよね。川向こうの昔の南小学校は陸郷村の小学校だったもんですから、生坂の人たちは行かなかつたんです。辺地の人たちは生坂を回って辺地の学校へ行ったということです。それでまんなかは下生坂とか上生坂の人たちは、今の社協のところですね。あそこに学校があって、そこへ行ったということですし、今度は北小学校というのが宇留賀の地区にあって、あちらの方は宇留賀だとか大日向の人たちはそっち側の方へ行ったということで、そのことも多分今の人たちも校舎がなくなったりして何か記憶もなくなっていくと思いますけども、まずそういうのはどんどん失われていくのが今現状だと思います。

今度は中学校なんすけども、昭和26年で私が4歳のときに、たまたま餅拾いまでしたがって、まだその辺の記憶もあったりして覚えているんですけども、最初のときはだいぶ校舎も傷んで、あと2階の改築です。多分、副村長が教育委員会にいるときだよね、最後の、今その前かな。なんかそういう時だったような気がするけども。今村長言われたように、村長が小学校のPTA会長やったときに、そういう動く人がいてくれて、いわゆるそういう誰かをリードしてくれる人がいて、今の村長の言葉の中でも大変苦労したっておっしゃってましたけど、これを中学校で今、仮に80周年でそういう時代をやろうとすると、誰かがもう全くゼロからスタートに近いもんですから、それを誰がやるだって話したときに、どうも会長になった人は、ずっとなんか歴代のPTA会長辞めた人が、会の会長みたいになって引き継がれているようですけども、今實際には何もしてないのが現状です。こういうものをできれば村長もよく村へ帰ってくるように言われたU.I.Jとか、そうやってやるにも、やっぱりそういうような学校の行事だとかねそういうのも、竹にもこうやって節があるように、村にもこういう節があって、10年20年というこういうもので、やっぱりそういうものを作つて忘れないようになっていうのも大事だなというふうに私は思いますので、今の村長のまず言葉ですけども、ちょっと再質問したいと思います。

先ほど村長は村の人口減少問題では、卒業、都会などで生活した人たちが再び村に戻ってくるシステムでU.I.Jタウン制度に力を入れていくのも大事だっていうふうにおっしゃってたと思うんですけども、やっぱりそれには何かの仕掛けが必要だと思います。その一つは村の魅力をみんなで考えることや、中学校の節目節目の記念行事を行い、招待して一緒に祝うことも魅力の一つと考えます。村で同窓会、中学校、PTAなど音頭を取っていただきたい、できれば村でPTA

とかそういうのを村と、それから教育委員会で、できればそういうものの音頭をとってもらいたいと思いますけども、再度そのことについて質問したいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番 平田議員の質問にお答えをいたします。

確かに周年行事をやりますと村外に出られた方にも通知を差し上げて同窓会員の皆さんになるべく存在のわかる方には通知を差し上げているのが今までの形だと思います。新校舎できたときに、旧校舎の前で、私も同級会を開きまして、記念撮影をいたしました。そういう節目があると、村外から大勢の方がまた懐かしいと思って生坂村を訪れていただいたのが、またリターンに繋がっていく可能性もございますが、80周年の記念事業って言いますと、なかなか中学校のPTAの皆さんも30数名の生徒数で、30人はご家族いないと思うんですね。

そうしますと、やっぱり村の方で何らかのそれは援助をしなければいけないと思いますんで、同窓会やPTAでそのような動きがあれば、村としては支援をしていきたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今、村長としての立場の返答だと思いますので、教育長まずそこでいわゆるPTAだとか同窓会の会長、歴代ある程度呼んでそういう話をしてもらうのはどうですか。前へ進めてほしいんです。私としては。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問をいただきました。

教育委員会が主体とはなかなか難しいんですがまず、取っかかりとして先ほど答弁申し上げたとおりですが、教員とかPTAとかそういったところに、まず投げかけたいというような答弁させていただきましたので、大勢の方を集めて会議やるってのはなかなか難しいと思うんですけど、まずは今の教員とか、PTAの関係者とかそういったところにまず投げかけるのがスタートかなと思っておりますので、先ほどの答弁のとおりしたいと思っております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 生坂中学校も私の時代には440人ですかね、一番いたということになりますけども、その思いもあってまた自分も年を取って、皆さんに比べると皆さんよりもあとはそんなに長く生きるわけじゃないと思いますけども、そういう中で目の前にある中学校の歴史っていうのはあるもんですから、何とかねそういうものに光を当てて、今停滞しているものを少しでも動かしてもらいたいなというように私の思いもありますので、ぜひ実現に向けて苦労もあるかと思いますけれども、実現に向けて何とかやってほしいなっていうのは私の願いでありますので、叶えられるようにお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（太田譲君） ここで、換気のため休憩にしたいと思います。

再開は14時40分とします。

休憩

午後2時28分

再開

午後2時40分

○議長（太田譲君） 再開し、一般質問を続けます。次に、2番 山本議員。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 2番 山本吉人です。通告どおり、これから一般質問をしたいと思います。

質問事項ですが、今回はやまなみ荘周辺のスポーツ施設、公園の維持管理について質問したいと思います。生坂村の観光拠点とも言うべきやまなみ荘。いくさかの郷と並び生坂の顔と言ってもいいやまなみ荘です。その周辺のスポーツ施設、公園の維持管理について、今後の利用方法について以下の質問をしたいと思います。

まず一つ目ですが、私も長年利用させていただいてますやまなみ荘のテニスコート。残念なことに、1年以上前からコート内に亀裂ができておりました。私の方も今の立場になり、少しテニス離れたりもしまして経過を見てはいなかっただんですけども、今年また改めてコートを見たときに、亀裂が非常に大きくなって、テニスプレーをするのにも支障が出る大きさになっておりました。この点ですけども、修繕の予定はこれからあるのかご質問したいと思います。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） 2番 山本議員のご質問についてお答えいたします。

テニスコートの維持管理についてというご質問でございます。やまなみ荘の下のファミリースポーツパークですが、平成22年度から23年度にかけて、全面改修の工事を行っております。その際、テニスコートの人工芝への張替えを行っております。議員ご指摘のとおり、4面あるテニスコートのうち、1面で亀裂箇所を確認しております。確認しましたところ、人工芝のシートの継ぎ目が剥がれ、隙間ができたことによるものと思われます。通常の修繕費用で対応可能な場合には、修繕を行ってまいりますが、修繕方法などについて、部分改修で対応できるものなのか、または全面的に改修が必要になるのかを含めまして専門の業者に調査をしていただきながら、対応の方、考えてまいりたいと思っております。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 今のご回答いただきましたが、私の問題にしてるところは、まず第1点、もう一度再質問させていただきますが、1年以上も亀裂が入ってるのは明確だったんですが、私のこれ予測ですけども、通年の管理維持というところで、チェック機能があったのかどうか、それが非常に気になります。確かに周りの芝生とかは刈られていますが、コート内のチェック等が本当にできてたのかというところが、私のテニスの関係の人に言われますけどもちろん見てているのかというところを、まずお聞きしたいです。通年管理してたのかどうかですね。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） 再質問をいただきました。

通年管理していたかということでございますが、通年というかでは、管理はしていません。今議員おっしゃられたとおり利用者から報告があって、こちらで確認をしていくというものでございました。私管理者として責任を感じているところではございますが、職員体制についても今後考えていきまして、そういうチェック機能、ただ周りの芝刈るだけではなくて、チェックシートなり作成しまして、重点的にあのその都度チェックを行っていきたいと今後考えております。以上です。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 管理をされてなかつたっていうことは、正直言っていただき、それはとてもいいことだと思いますが、なにぶん、次長の方も知ってるかと思いますがテニスコート1面、専門用語で言ったらオムニコートですね、A B C Dまであった4面の中のDコートは私も通年見てますけども、一番東屋があって、一番使用頻度の高いところ、要は人気のあるところなんですね。私も時々言わされましたけど、やはり利用者の方はなかなか遠慮して、気にはいるけどなかなか言葉に出せない。あの管理してるんだろうということで私の方もいつも「します。」という形で言ってたんですけども、残念ながらちょっともう亀裂があまりにも大きくなってるんで、これは一般質問で聞いて、直す段階にきているかなと思って質問しますが、なにぶんせっかく多額を使ったテニスコートですし、皆さんご存知だと思いますが、パラリンピックでも金銀とっていますし、まだまだテニスのブームは止まないですし、これからも引き続きテニスというものは残っていくと思います。一番大事なのはやはりテニスコートを作つて終わりではなくて、テニスコートをどう維持していくかっていうところが、一番大事かなと思って、質問いたしました。

オムニコートですね、オムニコートは大体7年から10年ぐらいで、耐久年数に入つてくるそうです。やはりその前に、メンテナンスしながら芝生の管理、砂の巻き方、また修復、修復の方もYouTubeとかも見ますと、安上がりにやるには部分的なところをカットして、その部分に新しい芝生を入れてやるというのを作業者もしくはD I Yでもやってる方もいます。業者の人も当然いるんですけども、価格の設定っていうのは、そのやり方次第で、十分抑えられるかなと思います。テニスプレーヤーから見たら、要は見た目よりもテニスができる状態であれば、大半の人はOKなんです。だから今の状態であれば、その部分を直して使用すれば、まだまだこれから先いけると思います。この場を借りてですけども、あとA B Cのところもかなり毛羽だつてきて、コート状態悪くなりつつあるので、ぜひともこれは早急に対策つて、まず1面は駄目でも残りの3面は通常どおり使えるような状態にすべきかと思います。

それで、これとしたら今現状としては亀裂が増えていっててしまうんですけども、そういうふうな対応をするつもりですかね、そのコートの使用をやめるのかそれとも養生するのか。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） 再質問いただきました。

コートの使用を制限するのかというところでして、修繕で今お聞きしたとおり金額抑えて修繕できるようであれば、修繕費で充てていきたいとは思つております。当面ちょっと私も見た限り

では、足、つま先が引っかかるぐらいの亀裂ですので、その修繕をするにあたっては、D面だけは使用を避けていただくというような対策をとっていきたいと思っております。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ではぜひ迅速に行動してDコート、やはり人気なんで、これ以上傷つけずに他の3面でやるような指示、お願いいいたします。

それでは、次の質問させていただきたいと思います。総合グラウンドの照明で水銀灯が長期切れていますが、今後修理の予定はあるのでしょうか。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） 2番 山本議員のご質問についてお答えいたします。

総合グラウンドの照明の維持ということでございます。総合グラウンドの照明、現在6基あります。議員ご指摘のとおり、水銀灯が切れているものもありますが、2基が漏電により使用できない状況となっております。現在残りの4基の照明を使用している状態でございます。水銀灯については、水銀による環境の汚染の防止に関する法律により、使用の制限や輸出入、製造が禁止されているため、水銀灯を交換することができなくなっています。交換が必要な水銀灯は、脱炭素先行地域づくり事業の公共施設への省エネ機器導入の中で、LED照明に切り替えることも可能であると聞いておりますが、現時点では事業計画に盛り込まれていないため、LED化に向けて環境省と調整の上、交付金の活用を視野に検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答ありがとうございました。先ほど水銀が輸出入、製造が禁止されているため、水銀灯を交換することができなくなっているというような中で、LED化を考えているとおっしゃっていましたが、これで脱炭素地域づくりの事業と合わせるというよりも、水銀灯が使えないっていうことはもうLED化の選択しか今、ないということだと思うんです。そうすると脱炭素の事業にあてはまるかどうかではなく、LED化をしていくという事業転化ですね、前向きていうか、確実にLED化をしていくという基本理念じゃないと、水銀灯の漏電の部分直らないと思いますし、一番危険だなと思うのはこのままほっておくと、もしも赤とんぼフェスティバルとかいろんなところに対して、水銀灯が切れるかもしれないということもあるのでLEDの照明にするということで計画を作ってくれっていうことはできないんでしょうか。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） LED化ということで再質問をいただきました。

コロナ禍が始まる前に応LED化ということで計画を上げまして、見積もりを当時の担当者がとっているそうです。その際、2000万円前後、全体でLED化するのに2000万円前後という見積もりが出てきたということで聞いております。今現在物価等もありますので金額的にはもう少し上がるかなと思うんですけども、それも踏まえまして、先ほど答弁でも申し上げましたが、できれば、交付金と抱き合わせてそれで設置できれば一番村にとってもいいのかなと思いますので、また検討してまいりたいと思います。以上答弁とします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） では再確認ですけども、脱炭素先行地域づくりの事業というよりは、単独のLEDについていう事業という形で交付金等探し作っていきたいということでいいですかね、そうなると。ちょっとあれなんですけども。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） すいません。うまく伝えられなくてすいません。できれば脱炭素先行地域づくりの事業の中で設置できれば一番いいのかなと考えております。他のスポーツ振興交付金ですとか、何かあるはあるんですけども、補助率がちょっと低いもんですから、その辺もちょっと加味した中で、脱炭素の方でいければと思います。以上です。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ちょっと私もちょっと今少しどう言ってくれるかなっていうのは、ちょっと私もちょっと少し言い方間違えましたけども、何を危惧したっていうのは、さっき言った万が一があればいけないということで、1日も早くのLED化ということで、今ちょっときつい質問しちゃったんですけども、万が一あったらまずいので、やっぱりLED化の対象と、もうすぐ予算が下りたら替えるような状況にしていくことかなというところで、ぜひ進めていただければなと思います。

では次の質問に入りたいと思います。やまなみ荘のマレットゴルフ場の芝生等の管理・整備が、あまりできていないように感じるけども、整備等はしているのかという質問をさせていただきます。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） 2番 山本議員のご質問にお答えいたします。

マレットゴルフ場の維持管理についてでございます。マレットゴルフ場の管理ですが、いくさか大好き隊員に依頼し、定期的なスポーツパーク全体の草刈り作業の中での整備、またシルバーセンターへ草刈りを依頼して行っております。この7月下旬から8月上旬にかけてシルバーセンター、いくさか大好き隊員、社会教育係の職員によりまして、マレットゴルフ場の全ホールの草刈り、また、除草剤の散布、整地作業を実施いたしました。団体利用の予定がある場合については、集中的に管理作業も実施しております。こうして管理等実施してきているわけでございますが、気温の状況等により、草の生育が早くなってしまい、草刈りなどの整備が追いついていない場合もあると認識しております。

村民の皆様が安心安全に、また気持ちよくマレットゴルフ場をご利用いただけるよう、今後しっかりと維持管理を努めてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 大好き隊等に芝刈りとか頼んで、そして整備してくれてるということはよくわかるんですけども、現状、今見たところでも、草は伸びっぱなしとか、あとは他の自治体のマレットゴルフをやる場所等を見ると、やはりグリーンはグリーン、土は土という、明確な

わかりやすい、美しい外観になっているんですね。やまなみ荘の中でもマレットゴルフというのを観光という形でも1点ありますし、また村民の方が楽しむ場所もありますので、やはりここはマレットゴルフをやるところだっていうふうに一目瞭然な形の整備ができることが、非常にやまなみ荘にとっても村民の愛好家の人にとってみても、非常に大切なと思っております。

生坂村過疎地域持続的発展計画というのは令和3年度から令和7年度のもの、資料あるんですけども、その中でもやはり、観光拠点になるような施設等は、修繕もしくは美化を進めるということを書いてありますし、そういった中ではやはり今のようなマレットゴルフ場みたいな形のちょっと素人なんで私わからないですけどもあまりゴルフ場みたいな形でグリーンと土の部分、またプレイしたくなるような環境づくりっていうのは非常に村民の方または観光、来られる方にメリットがあるなと思いますので、ぜひそこはしてもらいたいんですけども、その辺はどうでしょうか。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） はい。再質問いただきました。

そうですね。コース周りの草自体、教育委員会にいる職員だけはちょっと手が回りませんで、どうしても大好き隊ですかシルバー周りの人たちにお願いをして草刈り等をお願いしているところではございます。そこでちょっと職員の体制も整えていかなければいけないなとは思うんですけども、コース内についても私、何回か見るんですけど草はちょっと伸びてきてはいます。

あともう一つ利用者がいれば、その利用者が使う分だけその草減ってくのかなと、ちょっとコース上、草も減っていくのかなと思いますので、利用者増に向けても何か、PRできるところがあれば考えていきたいと思います。以上です。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ありがとうございました。やはり先ほど今次長も言いましたけども、やはり利用者が増えるということが一番私も大事だと思います。村民の方、またあのやまなみ荘に来られた方そのためにハゲるとこはしょうがないですけども、必ず美しいプレーしたくなるようなマレットゴルフ場を目指して、ぜひともこれからは整備をやっていただければなと思います。

もし整備におって、せっかくだったらコースをちょっと変えてみて、今までと違うレイアウトにしてみるとか、そういったこともやはり、やまなみ荘、マレットゴルフ場リニューアル、コースリニューアルっていうことで宣伝にもなると思いますし、とにかく村民の方、観光に来られた方両方が、ああいいな、プレーしたいなっていうところを目指して作っていただければなと思います。

では続きまして4番目、時代の流れに沿ったスポーツ施設、公園のあり方を考えていくべきであり、これからやまなみ荘周辺のスポーツ施設、公園のあり方をどうしていくかということをお聞きしたいです。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 2番 山本議員の質問にお答えいたします。

時代の流れに沿ったスポーツ施設・公園のあり方についてご質問をいただきました。現在やまなみ荘周辺には、先ほどご質問にもありましたが、総合グラウンド、テニスコート、マレットゴ

ルフ場の他、屋内ゲートボール場や遊具が設置されている公園があり、これら以外にも近隣にはB & G海洋センターやスカイスポーツ公園などの施設があります。現在新たな施設や設備の設置要望等は聞いておりませんので、現在のところスポーツ施設・公園の具体的なあり方の検討はしておりませんが、引き続き村民の皆様の健康づくりやスポーツ、運動活動のため、安心安全にご利用していただけるようしっかりと維持・管理をしながら老朽化している施設や設備については、施設や設備の利用状況や設置の趣旨などを改めて確認した上で、計画的に更新ができるよう検討してまいります。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） もう一度再質問、1つ目ですけども、村民の声等を聞くという機会というのは、これからは何か用意されていますか。そういう改めて公園どうしてこうかなっていうのは、あるかないかを教えていただければなと思います。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問いただきました。

具体的にどういった形で聞くかというのは現在考えておりませんが、例えば村政アンケートとか、そういう際にお聞きをするとか、あと各施設を使われた方にアンケートをちょっと最後に書いていただくとか、そういう形で何かね声を聞ければいいのかなというふうに考えております。答弁以上です。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） これからそういう機会を作っていくことでよろしいですかね。であるならば、私としても公園のあり方というのがいろいろありますて、ここは提言ではありませんけども、例えばですね、細いところでも都会は非常に狭い地区でも上手に使ってそこを公園のように使ってます。今観光客もまた朝夕、上生坂ですね、村民の方、犬を連れて散歩されてる方が非常に多く見られます。

生坂村にあるかなと思うと無いものがドッグラン。ドッグランのようなものを作ることで、村民の方も愛犬家として、遊ばせることもできますし、やまなみ荘に訪れた方も、または生坂村に訪れた方もドッグランがあるなら、遊ばせてみようかなというところで。場所は私考えてますけど、テニス場の横の、わずかな芝生のところでもいいと思います。いろんな細いところを使ってですね、またはパターゴルフの部分をちょっと、そんなところも使用するのもいいかなとも考えてます。

また、生坂村の中に村民の方、憩いの公園というのはやはり、今公園あるんですけどもう少し規模を大きくして誰が見ても何か素晴らしい公園だなっていうのも、やまなみ荘のまた一つの売りにもなりますし、村民の人の、集まつていろいろお話ができる場所にもなるかなと思いますので、その辺も含めてこれからやまなみ荘周辺の公園、スポーツのやり方、犀川もありますので、その辺のことも考えながらやっていった方がいいと思いますけども、その辺はどうでしょうか。これからそういう計画等は、アンケートの後にあるのか、進めていくかを教えてください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問をいただきました。

ファミリースポーツパークにつきましては、平成22年度から23年度で、大きな全面改修工事を行っておりまして、またいずれかの時期でまた大きな改修工事を行うかと思いますので、その際それまでに例えば村民の皆様に何かいろいろお聞きをして、例えば今議員さんテニスっていう話ありましたけど、例えばもっと違う施設がいいんじゃないとか、そういったあれば新しくちょっと増やすのはなかなかね、難しいと思うんですけど、既存の施設を変えるとか。あと先ほどご提案にありましたように、ちょっと狭いスペースを使って、何かドッグランみたいなものを使うとか、そういったものは考えられるではないかと思って、具体的な時期はまた今後、検討ということになりますが、大きな改修工事やる際には、少し皆様の意見をお聞きして、その時代に合ったまた施設に新しくリニューアルしていくといったことが必要ではないかと思っております。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） それでは、先ほどテニスコートの方も含めてですけども、私は今回、どうしてやまなみ荘周辺の維持・管理ということを質問したかといいますと、テニスコートを大筆頭に、作ったきりという感じがだいぶしてるといます。作ったものを大事に使うっていうことは、結局は、これから未来を皆さん使えるものだと思いますので、作ったかぎりは維持管理というところを非常に重点的にやらないと、損失する金額が大きくなっちゃうと思いますので、テニスコートも本当にやると、1000万とか、かかる可能性もありますし、わずかだったら本当に100万とかね、もしくはうん10万で終わっちゃうときもあると思うので、できればそういう傷口を大きくせずに、せっかく村の財産なので、その辺の維持管理の徹底の仕方をぜひともよろしくお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（太田譲君） これより私が一般質問を行いたいと思いますので、議長を副議長と交代いたします。

○副議長（藤澤幸恵君） 議長を交代いたしました。一般質問を続けます。次に5番 太田議員。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 5番 太田譲です。通告のとおり一般質問を行います。今回、概ね大枠3点について質問をお願いいたします。

村民運動会の開催が困難ということで、今年は初めて「いくスポ」を企画開催したと思います。運動会がなくなったことに対し、寂しいという声も聞こえる中、村民が一堂に会する場、また健康維持、住民交流を考え、「いくスポ」を企画したと推測します。

そこで、最初の質問ですけれども、今回の運動会から「いくスポ」へ日程も含め変更した経緯と、各競技の選定理由についてお伺いします。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 5番 太田議員の質問にお答えいたします。

村民運動会から生坂健康スポーツフェスティバル「いくスポ」への変更の経緯と種目の選定理由についてご質問いただきました。

村民運動会は、村民の皆様の運動スポーツの推進、健康づくりのきっかけとして、また移住者も増えている中、住民皆様同士の交流や絆作りの場として、途中コロナ禍による中断もありましたが、令和5年度までに56回開催してまいりました。一方、分館長、社会教育委員、スポーツ推進委員の合同会議では、運動会や分館対抗形式をとっていることで参加が強制され、区代表としての重責などを感じる住民もおり、各区の参加者確保が困難であることが、住民の多い少ないに関係なく共通の悩みとして寄せられました。

また、開催時期を5月中旬にしてきたことで、農作業や仕事、子供の行事等で参加ができない住民もおり、不公平感や参加者の固定に繋がっていることや、体力面での心配、運動やスポーツができず、運動会の参加を諦めてしまうのではといった意見も出されました。

こうしたことから、これまでの運動会を継続していくことは、各区の役員や分館長はもとより、住民の皆様の負担、また参加できないことによる不公平感などにも繋がってしまうことから、合同会議で協議を重ね、村民誰もが自由に参加しやすく、無理負担が少ない運動スポーツ系行事に転換し、開催することといたしました。

会場につきましては、5月開催でも屋外では暑かったり、雨天時でも開催できることも考慮して屋内に変更し、開催時期はあまり行事等が重ならない7月上旬で試行開催することといたしました。

種目につきましては、子供や女性、高齢者でも安全に楽しく参加できるものということで障害者スポーツなどからは、ボッチャとモルックをこれまでの村民運動会でも松本山雅FCにご協力いただいた関係から、サッカーボーリング、キックターゲット、トレーニングミニ講座を、また当村出身でブラインドフットボール日本代表に選ばれた平林太一選手のパラリンピックパリ大会出場に合わせたブラインドフットボール、サッカーボードをさらに一昨年のB&G海洋センタープール改修に合わせて配備されましたサップ、スタンドアップパドルボードの普及も兼ねたサッップ体験などの種目を選びました。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 私も分館の役員をした経験がありますので、競技参加者の確保や、そういう面での苦労はわかっているつもりです。今の答弁にあったような意見があることも存じ上げておりますが、その声が村民のニーズに沿っていると判断して、「いくスポ」への変更をした理由になっているのか、再度確認のためにお答えください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問にお答えいたします。

本来でありますとアンケートとかをとって住民の皆様の気持ちであるとか意見考え方を確認する方法をとることが、ひとつは望ましかったではないかと今私も感じております。

今回分館長と社会教育委員とそれからスポーツ推進委員合同会議ということで協議を進めてまいりましたが、出席された各委員さんもそれぞれ個人という立場よりも、それぞれの役職の立場ということで住民の皆様の意見であるとか考え方、雰囲気などをそれぞれが感じ取った上で合同会議の方に臨んでいただけたんではないかと思っております。今後ですね、また会議の今回の大会の検証などやるような際にも、ぜひ各委員さんには住民の皆様の思いなどを汲み取った上で、会議の方に参加していただければと思っております。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） もうひとつすみません、お答えいただきたいなと思うんですが、答弁の中に参加できることによる不公平感っていう言葉が入っていたんですけども、今回の日程、協議内容の中でその不公平感というのは解消されたとお考えでしょうか、お答えください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問いただきました。

村民運動会につきましては5月の20日前後に開催日の設定を例年させていただいたということで、どうしてもその時期だと出れない、毎年出れないといったような声もあるということで、今回比較的行事等が少ない時期ということで7月に上旬に時期の方をずらさせていただいていることで、若干の不公平感の解消が図られたのではないかと思っております。

ただまたこれは7月上旬に固定してしまうとおそらくそこで出れないという方もおりますので、村の行事の開催時期などいろいろありますので、そういうのを見ながら開催時期については7月上旬でいいのか、違う時期にすべきなのかっていうとこを、検証をしていきたいと考えております。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 教育委員会、スポーツ推進委員とか様々なそういう関連の人たちが、いろいろそういうことを考えながら、今回の時期や日程・内容等考えて「いくスポ」というものを行ったということは理解ができました。

生坂村、先ほども言いました「生坂村過疎地域持続的発展計画」に記載もあるように内容や運営に工夫を凝らした各種スポーツ大会を開催し、住民のスポーツの意識の高揚と関係各団体との連携強化を図るというような一文が入っています。

また、その関連でそういうホームタウンですね、山雅との連携をし、住民が興味を持って参加できる講座や様々なスポーツ振興を図ると、その内容に沿って今回進んでいるように思うんですけども、今回村民運動会の参加者と、今回の「いくスポ」の参加者は村外者の参加というものも認められているような内容でしたので、顔ぶれや年代も変わったように感じているんですが、そのあたり教育委員会としてどのように捉えているでしょうか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問の方いただきました。

この後の質問とも関連ありますが、詳しく今回の「いくスポ」の参加者の分析等はしなければいけないんですが、顔ぶれについては検証で明らかにしていきたいと思いますが、私が見た感じは、同じような方もいれば、新しい方もいたのかなと思っております。

ただ、村外からの方はあまり多くはなかったんではないかというのが私の印象でございます。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 次の質問、ちょっと今の質問と少し関連があるんで、次の質問にいきま
すけれども、今回の開催後に教育委員会、スポーツ推進委員会等で検証を行っていると思うんで
すが、その結果についてお伺いしたいです。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 5番 太田議員の質問にお答えいたします。「いくスポ」実施後の
検証結果についてご質問いただきました。

分館長、社会教育委員、スポーツ推進委員の合同会議につきましては、この後11月に開催する
予定のイクランの準備でありますとか、公民館事業の中間報告に合わせて今後開催する予定とし
ており、現在のところ開催いたしました「いくスポ」について分館長、社会教育委員、スポーツ
推進委員と教育委員会の間では検証の方はできておりません。

会場で「いくスポ」の参加者にアンケートを実施したところ、普段経験できないスポーツが楽
しみた、体が動くのがちょっと不安だったが、それなりに動かせたなど、おおむね肯定的な意見
が多かったところですが、当日は天気が良く、気温が上昇したため暑かった、順番待ちに工夫が
欲しかったといった意見もいただいております。今後参加者からの意見はもとより参加されなか
った方、また参加できなかつた方などの意見も、分館長、社会教育委員、スポーツ推進委員さん
が各区で聞いていただき、次回のこの会議の開催に向けて協議できるようにしてまいります。

また、今回「いくスポ」の来場者数はアンケートの回収ベースで108人であり、当初目標とし
てました150人から200人程度には届かず、広報周知の面でも少し課題があったかなと感じており
ます。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） これも検証を行っていくことですので、その辺のまた検証結果に
ついても、ご報告いただけると嬉しいなと思います。当日でのアンケートでは、様々な意見が寄
せられていたということで、そちらも参考にしながらいろいろ今後に向けて考えていくた
だければと思うんですけども、初めての開催ということもあったので、待機列の対応とか、そ
ういうのは仕方ない部分もあると思います。今後修正していくけば、そういうところは改善されるの
ではないかなと思っております。

今答弁の中にもありました、広報の周知というかその辺のとこなんんですけど、村民運動会の
中止を皆さん知っていたと思うんですよ、当然ね。その後の「いくスポ」に変更した開催案内も
広報や同報無線でも流し、他の事業と変わりなく周知していたと思うんですけども、どの部分
が周知の徹底ができないという課題として捉えているのか、もしわかれれば。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問をいただきました。

周知につきましては、広報いくさかであるとか無線とかそういったものでさせていただいており
ますが、中身が今回大幅に変わっておりますので、その辺の、こういうところを変えたよとか、
こういうふうになったので参加してくださいよといったそういう何か積極的な広報とか周知が今
回あまりできてなかったのかと思っております。その前の年まで実施してきた運動会と同じよう
な広報をやってしまったがため、少し村民の皆様、住民の皆様に周知が図られてなかった部分も

あるのかなと思っております。初回ですので、もう少し大々的にいろいろできたらなと考えております。

松本山雅さんにご協力いただいて、何かホームページにも少し情報アップできるという方法もあったようなんですが、ただそれをやりますと、村外の方からガンズくん目当てにとか、松本山雅のJリーガーのOBの方目当てに来られる方が増えてしまうということを危惧されてしまったので、松本山雅さんのホームページにアップするというのは、少し見送った関係もありまして、若干そういった面も少し今回広報があまりよくなかったのかなと思っています。7月にやるということも、おそらく住民の方、直前になって知ったんじゃないかなというふうに思っておりますので、広報のやり方、内容、いろいろ反省すべき点が多かったかなと思っています。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 答弁いただきました。

確かに広報だと多分開催の1週か2週間ですかね1週間ちょっと前の配布であったりとかね、あと内容についても、聞き慣れない競技内容だったりそういうものもあったりすると、なかなかそういう説明を言葉だけで伝えるのも難しいので、もしそういうことをまた行うようであればそういう目で見てわかるようなものになるべく早めに周知することが村民の皆さんとの理解に繋がる可能性もあると思いますので、検討していただければなと思います。

次の質問ですけれども、私ももう常々前から言ってて、教育長にしてみれば耳タコの話になるかもしれないんですが、今後運動会戻す考えはあるのかが一点と、もう一つが私もそうだし村民からも声が上がってる部分もあるんですけど小学校の運動会での同時開催、合同開催というものについてのお考え2点についてお願ひいたします。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 5番 太田議員の質問にお答えいたします。

先ほど答弁申し上げたとおり、運動会という形での開催継続が困難な状況にあります、村民誰もが自由に参加しやすく、無理負担が少ない運動スポーツ系の行事に転換したところであります、今後分館長、社会教育委員、スポーツ推進員合同会議で「いくスポ」の開催状況を検証の上、「いくスポ」の継続開催を視野に検討してまいりたいと考えております。

また小学校の運動会との合同開催につきましては、小学校の運動会は学校教育活動の成果の場、「いくスポ」は入退場も含めて自由に自分のペースで運動や健康づくりにチャレンジしてもらう場、と行事の趣旨や内容が異なる形となりましたので、合同で開催する考えはございませんが、例えば午前と午後に分けて同じ日に開催するといったことは、今後検討の余地があるのではないかと感じております。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） ご答弁いただいた中で「いくスポ」の継続開催を視野に入れてという教育委員会としてはお考えがあるということで、そうなってくると小学校の運動会との合同というのはなかなか内容もずれてきちゃいますし、難しいっていうのは私も感じます。とりあえずその合同開催の話は一旦置いといて今継続開催ってことなんですかね、第6次総合計画にはです

ね、スポーツ祭と運動会を試験的に隔年開催していくということで記載があるんですが、今の答弁でいくとその試験期間は終わり、という認識でよろしいですか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問をいただきました。

運動会とスポーツ祭を交互で開催していくことは当面の間という形でしたが、それを当面の間というのは一応終了したというふうに考えております。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 今、その当面の期間は終了したというような考え方ということで教育委員会から今ご答弁いただいたんですけれども、そうなってくるとね、こういう計画にも載っている教育長先ほど言ったように、村民に対してのアンケートであったりとか、行政とのすり合わせであったりとか、そういうことがやはりないと、そうなかなかちょっと違うんじゃないかなと思う部分が私は感じます。これまで56回を重ねてきたね、村民運動会っていうものを「いくスポ」として続けていくっていうのは。

だから今のお話のように私的に少し違和感というか、違うような、またそれはそれ、運動会は運動会で何か考えるっていうような気もするんですけども、その辺について教育長並びに村長にもお考えをお伺いしたいと思います。まず教育長の方から。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議副議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問をいただきました。

今回いろいろ合同会議でなかなか運動会の運営といいますか、そういうのが非常に厳しいというようなご意見をいろいろいただきました。私、昨年度56回目の運動会、来賓で参加させていただいて、意外と出てる方は皆さん楽しそうに参加されてたので、全然聞いてる話と何か違うんじゃないかなというふうに思ったんですが、ただ後でいろいろ会議に出ると、「もう駄目だ」みたいな意見がすごくあります。これは今ここで変えないと駄目でしょ、みたいなことまでその会議の席上で言われまして、これはもう皆さんおそらくそういうことなんだなってことで、舵を切った次第です。なかなか運動会とこの「いくスポ」をいわゆる両方やってくってことですかね。ことですかね。今回はおそらく運動会はもうなかなか難しいと、この村でやっていくのは難しいと、もちろん運動会やりたいとかやるべきだっていう声がある人はいるかと思いますが、なかなか実際教育委員会なり公民館なり、各委員さんが本当に運動会を運営できるかというと、もうなかなかもう無理じゃないかなと思っておりますので、今後は先ほど「いくスポ」の開催継続も視野にという答弁いたしましたけど、先ほどの答弁のとおり、私は運動会を「いくスポ」に転換したという今年スタートをしたということになるんじゃないかなと思っております。以上答弁といたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番 太田議員の質問にお答えをいたします。

合同会議で教育長が答弁したような話が出て、今回「いくスポ」になったということでございます。これは前から村民運動会というのは継続すべきかという話があって、スポーツ祭と村民運動会を交互に開催をしたという経過がございます。

それから村民のスポーツ祭についても野球もやらなくなつた、ソフトボールもやらなくなつた、ソフトバレーもやらなくなつたということで村民運動会しかできないだろうということで昨年度実施をしたところでございます。

分館長さんたちは、本当に選手集め、大変だと思います。前からそういう話が出て、アンケートもやつたことがありまして、そのときは、村民運動会やりたいって人の方が多かったもんですから継続で進めてきました。

今回、合同会議でそういう話になりましたんで、村民の総意かどうかちょっとわかりませんので、先ほど教育長が言ったように今後、総合戦略を策定するのに、近々アンケートをやりたいと思いますんで、その中に一つの項目として入れられたらどうか、検討したいと思います。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） はい今教育長、村長両方から答弁いただきました。

確かに本当に繰り返しになりますけど、分館の役員の皆さんのご苦労ってのは私も本当によく存じておりますし、そのスポーツ祭がなかなかできなくなつた経緯もわかりますし、その中で村民運動会ね、やっぱり大変だけどみんな集まれば、やっぱり1日、半日か、笑顔で楽しくやっているっていう現状もありますので、ぜひしっかりとその辺、今村長もアンケートの方に盛り込めればということですので、そちらの方も教育委員会と行政と調整しながら、皆さんのご意見をまた伺った中で一番良い形を探していただいて、何かしら村民が集えて、さらに体を動かして健康の促進、交流の増加に繋がるように行っていただければなと考えております。

次の質問に移ります。脱炭素先行地域づくり事業についてですけれども、この中で事業多岐にわたって行っているわけですけれども、その中で今回PPAのことについて少しお話というか質問をさせてもらいたいと思います。カーポート型のPPAという形で私はちょっと今通告には書かせてもらつてあるんですけども、このPPA事業っていうのはオンサイトとオフサイトの2種類が大きく2つにわかれています、契約希望者世帯や事業所などがいくさかてらすと契約締結を行つて、オンサイトPPAが可能なところでは、建屋、車庫、屋根または敷地内の空きスペースに、いくさかてらすが太陽光パネルと蓄電池を設置し、発電した電気を使用してその使用電気量を料金として支払うという形になるかと思います。それらの場所にパネルを設置できない場合は、オフサイトPPA、要は空いている場所とか、いろんな場所を活用したところで発電をしている電気を利用する形態になっていると思います。

脱炭素事業の点から見ても、景観への配慮、または余分な架線を使用しない方が、コストも削減でき、併せて各契約者としてもオンサイトPPAの方が敷地内で発電できた方が停電時の電気の確保や料金の点でもメリットがあると私は考えています。

しかしながらオンサイトを希望しても、建屋の築年数や耐荷重のない車庫では、新たに車庫を設置しなければ契約ができなかつたり、設置ができなかつたり、今年度から、そうですね設置ができないということなんですねけれども、ただ今年度から家屋と分離さえしていれば小規模型のカーポートも対象に含まれるではないかというようなお話もあり、その詳細については今調整をしていると思うんですけども、環境省の方と。これは本事業の促進において非常にプラスになると考えます。

そこで、質問をいたします。脱炭素事業を推進していく村の立場としてお答えをいただければと思います。村としては、オンサイト、オフサイトどちらが設置として好ましいと考えているかお願ひいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番 太田議員の質問にお答えをいたします。

オンサイト、オフサイトのどちらが設置として好ましいかというご質問でございますが、脱炭素推進の観点から、村内で作られた電気を村内で消費することはオンサイト、オフサイトいずれもPPA事業として進めていく方針でございます。その上で、これまで実施しました説明会の中では、自然景観への配慮等の観点から、野立てのパネル設置について、消極的なご意見もいただいているところでございます。オンサイトには民家の敷地等の設置が多く進めば、オフサイトによる野立ての設置は少なくなります。説明会でのご意見も踏まえ、まずはオンサイトによる民家の屋根また、設置が困難な場合は敷地内での倉庫、車庫、野立て等のオンサイトで設置できる方法を推奨してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 答弁いただきました。

私も推進の観点からどちらも進めていくことが当然望ましい、必要に応じて選んでいくってことが望ましいと考えてます。その中でも、次の質問にも関連してくるんですけども、なるべくオンサイトを活用した方が先ほど私言ったように余計な架線ですね、オフサイトPPAからその電気供給のところまでの架線ですね、もうそういうのも減れば事業費の当然削減にも繋がりますし、生坂の綺麗な景観をできる限り残すことにも繋がると思います。

ただ、なかなか整備が行き届かなく、人目につく住民であったり、観光客だったり通過する車の車窓から見える景色が見えるような場所においてはあまりパネルがない方がいいみたいなご意見もありましたが、オフサイトにより逆に景観に良くなるケースもあるかなと思います。先月視察に立ち寄ったところのサービスエリアでは、施設を太陽光発電した電力でまかなくて駐車場に隣接する斜面にパネルがバっと貼ってあったんですよね。本来であれば藪が繁茂していて、その手入れであったり、そういうものにすごく多分労力であったり、手間そういうものがかかると思うんですけども、本当にパネルをやることによってすごくすっきりして見えたんですね。そこにたまたま私達以外にも立ち寄ってた人がいたのでね、ちょっと話しさせてもらって、ちょうど同じパネルの看板を見てたもんですから、これすごいですねなんて話してたら、やっぱり景色も、パネルにはなってはいるけども藪がボーボーと生えているよりはすっきりして、景観はいいよねっていうような話をされている利用者もいました。そういうことで、上手にパネルを活用して発電と景観ともにプラスになる事業推進をオフサイトの場合には、考えて行ってもらえればなというふうに私も感じています。

次の質問に入りますが、小規模カーポートでのオンサイトPPAが可能となった場合、それを設置して欲しいというような契約世帯が出た場合に、一応今の補助率でいけば多分3分の2が補助であるとはいえ、それを残りの3分の1が当然必要になってくるんですけども、なかなか普通の家で車庫作るってなると3分の1とはいえる結構な金額にかさばると思うんですよね、なってくるときに躯体部分の3分の1についても、当然事業主体であるいくさかてらすが負担をして全部いくさかてらすの方でやりますよっていう企業努力をすることも必要と考えますけれども、いろいろこれからそういう調整はすると思うんですが、脱炭素事業を推進していく村として

も、景観の維持事業促進などの点から独自支援みたいなものを、もしする考えが、もしあるようであればちょっとお答えいただければと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番 太田議員の質問にお答えをいたします。

小規模カーポートへの村の独自支援についてというご質問でございますが、PPA事業の推進に当たりオンサイトでの設置手法としてカーポートは有効な手段であると考えております。環境省の脱炭素先行地域事業交付金では議員ご指摘のとおり、令和6年度から小規模カーポートは交付金対象経費として追加要件となっております。事業を導入していく場合、環境省との変更協議が必要なこと、また、オンサイトPPAの推進施策として、実施主体であります株式会社いくさかてらすが、カーポートを含む設備投資の増額を含めて行うのかの実施の可否、民家の敷地等に設置する場合に設置する土地や設備の管理に関するルールなど、村と株式会社いくさかてらすで十分な調整を行って、方針を決定してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 当然今お答えいただいたように様々な調整、ルールの制定やいろんなものが必要になってくるかと思いますけれども、本当に設置手法としては有効な手段であると思いますので、その辺何とか上手に進めていっていただければなと思います。そうすることによって、高齢者世帯とかそういう人たちも、例えばそういう高齢者世帯独居とかの家ってどうしても古い家、昔からの家が多い場合もありますので、多々。そうするとパネルがあげられないとか、また年齢的な制限が出てきて契約者年齢に。ところでプランがどうしても限られたプランになってしまうような場合もありますけれども、もしこういうことがうまく調整できるようであれば、そこでの敷地の借地やそういうもののルールさえちゃんと決めれば、そういう年齢の人たちでも十分割安な料金のプランに加入することが見込めると思うんですね。そうすると、なかなか高齢者にはあまり得じやないとかそういうようなネガティブキャンペーンじゃないんですけど、そういうようなことね、出ている意見をしている方もいますけれども、そういう面でも、そういうところのフォローアップというか回収にも繋がりますし、プラスになってくると思うので、うまく進めていっていただきたいと思います。

先ほども言ったように、オフサイトが増えると余分な架線が必要になって事業費も増えるようになってしまいますけれども、今話したような古い家屋とかそういうところにおいても、低い架台でなくてちょっと高い架台で設定してもらってやればその下で農作業ができたり、車を停められたり、また降雪時には雪かきの手間がなくなったりということでメリットとしても結構あげられる部分が多くなってくると思いますので、いくさかてらすとしても、余分の架線の費用より、架台の方が遥かに安価なことが予想されますので、敷地を借りてパネル蓄電池架台の費用はいくさかてらすが負担して、事業推進を図るということが望ましいと私は考えています。答弁で今後協議していくといたしますので住民の負担軽減、事業費の削減、事業推進に向けた企業努力というものを期待したいなと思っております。

2点目ですけれども、EVカーシェアリングについて。この事業の中に公用車のEVカー導入と、時間外でのEVカーの活用としてカーシェアリングを計画していると思います。村民に広くEVカーに触れてもらい、将来の購入について検討してもらうには有効な手段と考えますがア、として利用するために役場まで自家用車で来て、乗り換えをしなければならない。

イ、予約システムなど導入すると思うが、台数に限りがあるため、一部の利用者が独占し、希望の方が必要なときに利用できないという問題が発生しかねない。

ウ、基本的に役場で使用しない時間にシェアをするので夜間休日のみの貸し出しになる可能性があり、しかし利用者としてはせっかく借りるなら長距離ドライブ、例えば小旅行とかで利用したいという村民も一定数いると思いますが、業務使用以外を想定しているため短期の貸し出しになる可能性が高いというような課題も見えてきます。

そこでこのアからウに示した予測されるであろう課題についてどのようにお考えか、お答えをお聞きしたいです。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 5番 太田議員のカーシェアリングについてのお尋ねであります。カーシェアリングの課題について三つの課題についてのお尋ねがありました。

1つ目といたしまして、乗り換え拠点についてでありますけども、乗り換える拠点につきましては、役場だけでなく各地域に分散して配備することが利用増進に繋がるものと考えておりますので、運用や管理について検討を行っているところであります。

2つ目ですが、公平性のある利用についてであります、利用ニーズに応じた台数の確保や、公平に利用をしていただけるような運用システムの割り振り等、検討をしております。

3つ目のウであります、役場業務とシェアとの関係性についてであります。

平日における役場での業務使用につきましては、全ての車両が常に利用されているわけではございません。平日での利用ニーズにつきましては、計画的な運用は対応可能であると考えているところであります。これらの課題につきまして、利用者が利用しやすい車両の確保や、分散した配備は重要であると考えます。

一方で、事業の採算性や車両、設備導入における費用対効果も十分検討する必要があるため、現在EVカーシェアリングについては、当初の企画提案に対して本村に見合った事業規模への事業変更や他事業への変更調整等を環境省と協議をしているところであります。

運輸部門でのCO₂排出は、生坂村の脱炭素ロードマップにも示されているとおり村のCO₂排出の48パーセントを占めており、2050年までの当村のカーボンニュートラルの達成に向けて、脱炭素の重要な施策と認識をしております。9月のゼロカーボン推進プロジェクト会議では、現在検討しているEVカーシェアリング事業の内容をお示しし、協議をしていくこととしております。以上答弁とさせていただきます。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 答弁いただきました。

アからウについては、それぞれ課題クリアのためのご意見いただきました。その後段の方で一方、費用対効果や採算性とか、いろんな面で事業変更や他事業への変更調整というような答えもいただきました。

そこで私から提案というか、やり方というか、提案があるんですけれども、EV公用車を当然何台か毎年更新していくわけですけれども、その一部を地域の足として使うような計画変更ができるかということです。今現在、村でも有償運送っていうのと村バスあるんですけども、その有償運送も一定数使う方利用者はいるんですよね。ただそれ料金も結構いい値段もしますし、それに出払ってるときには結局社協の事務の職員さんとかそういう人たちも他のところに

お手伝いに行ったりとか、そういうところで手が奪われてしまって、そういう職員にしわ寄せが生じている部分もあるっていう話も聞いています。

一方、村バスは朝夕の乗車率は非常に高くて、通勤通学の足として本当に必要不可欠な存在なんですけれども、やはり日中の乗車が著しく低い、そういう現状があります。この際、このEVカーを利用してデマンドタクシー事業っていうのを新たに構築して、有償運送のデメリットである料金問題やそういう人手の問題、あとバスの高効率化そういうことによってバスの方の運営委託料がどのくらいまで削減できるかわかりませんが、そちらの方もそういう事業に充てることもできますし、そういうようなシステムの構築をやってみてはどうかなと思いますので、これはあくまでも提案というか、私の案なので参考にしていただければなと思います。

次の質問に移ります。グリーンスローモビリティについてということで、この5月にゴルフカートを公道走行できるように仮装した車両を関東化成工業さんという会社があるんですけども、そちらのご厚意により私お借りしまして、村内各所を実際に走行して走行の機能性を検証してみました。これは、村で取り組んでいる脱炭素の事業の趣旨とも近く、これから地域交通などに生かせるのではないかということで個人的に行ったものなんですけれども、化石燃料に頼らないエコな車両で坂道も結構力強く登ったり、急な下り坂もしっかり電子制御入っておりまして、安定されていい走行ができることがわかりました。充電においても家庭用コンセントの充電が可能で、使い勝手も良かったです。このような車両は今後活用されていくことが予想され、先進自治体では地域の足、観光の移動手段などで導入されているところも増えてきていることが、乗ってみて納得できました。

そこでEVカートについて、率直な感想をお伺いできればなと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番 太田議員の質問にお答えをいたします。

EVカート、グリーンスローモビリティについてという感想でございますが、EVカートグリーンスローモビリティにつきましては、太田議員ご指摘のとおり、関東化成工業株式会社さんのご厚意によりましてお借りし、太田議員が村内を走行して機能性を立証されたと認識をしております。性能につきましては自動車関係の仕事をされている太田議員が検証した内容は確かだと感じております。

当村は、ゼロカーボンシティ宣言により2050年までにカーボンニュートラルを目指しております。まずは、環境省の脱炭素先行地域づくり事業を着実に進め、民生部門での排出削減に取り組んでまいりたいと考えております。このEVカートについてもカーボンニュートラルに繋がっていきますので、免許証を返納した方や、交通不便者の対応など、関東化成工業株式会社さんからのご協力をいただいて、研究ができたらしいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） このEVカートについて、村長の方からも今後の可能性についていい答弁というか、ご理解を示していただけるような答弁をいただいて、私としても実証実験した価値があったかなと感じております。今また今後そういう取り組み、関東化成のご協力を得てということなんんですけど、今も実際にこのブドウ棚で使えるような作業用カートを作成していただいておりまして、それが出来上がり次第、ちょっと試験的にブドウ農家さんで使ってもらおうかな

というような今計画もしているところですので、またその辺の効果についてもご報告ができるような機会ができればなと思っております。

このような取り組みをしている企業とタイアップして地域の課題解決や、更なる脱炭素へのアクションを取り組んでいくのがすごく望ましいかなと、先ほど答弁にもいただいたますけど、改めてそれについてご意見、お考えをいただければと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番 太田議員の質問にお答えをいたします。

企業と協力して更なる脱炭素へのアクションについてというご質問でございますが、当村の課題解決や更なる脱炭素に繋がる事業を展開していくには、企業のご協力をいただくことが必要だと考えております。現在太田議員からご協力いただきました高津屋森林公園周辺の森の里親制度について関東化成工業株式会社さんと契約に向け進めているところでございます。支援いただける企業から里親になっていただくことにより、企業側としては環境活動への取り組みを各種メディアを利用して積極的にPRできることや、アダプトサインの設置による企業イメージアップなど、社会貢献にも繋がると考えております。

また、村としては企業から支援金を活用し、森林整備を行うことで、CO₂吸収量のアップに繋がるものと考えますので、契約に向け更なるご協力をお願いしたいと思います。そして、全国で様々な企業がカーボンニュートラルに向けて取り組んでおります。当村も小さな村ではありますが、脱炭素先行地域づくり事業に採択され、カーボンニュートラルに向けて取り組んでいるところでございます。この事業を村民の皆さん、議員各位からご協力をいただき、成し遂げていくことにより、企業からも注目され、課題解決に向けての協力や先ほど吉澤議員からもご提言いただきました企業版のふるさと納税にも繋がっていくのではないかと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） この関東化成工業さん、本当に積極的にご協力いただいてて、先ほど答弁にもいただいたように里親の方にも名乗りを上げていただき、これからもこういう企業が、こういう地方を盛り上げていくっていうような考えを持っている企業は他にもいると思いますので、関東化成さんもそうですけれども、それ以外の企業ともいろいろ協力しながら、村のためにうまくイメージアップに繋がっていけばなと思います。私も自分にできることとして、何かできないかなと思うことで今回こういうような取り組みをさせていただいて、いいように、たまたまうまく繋がったので、今回はあれなんですけれども、とにかくこういう企業とのタイアップは本当に大事だと思いますので、またその他、今回の里親以外でも、いろんなところでこういう積極的な企業は協力してくれると思いますので、何かしらしっかり話しするテーブルを作りたいなと思いますので、そのときにはぜひ村としても前向きに話を進めていただければなと考えております。

今回脱炭素のこと、「いくスロ」のこと、どちらも村のこれから未来に繋がることについて、私なりに思うところを今回質問させていただきました。とにかくこの1人1人、村民もそうですし我々議員も、いつも行政もそうですけれども、村がこれから継続的に進むように、また特に私達、私もそうですけども村で生まれて育って、これからも住み続けていこうと思っている村民の人たちがいっぱいいると思いますので、そういう人と協力しながらしっかりとまたいろ

いろいろ提言し、協力できることはやっていきたいなと考えることをお伝えして、私の質問を終わりとします。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員の質問が終わりました。ここで、議長を交代いたします。

◎散会

○議長（太田譲君） 以上で、一般質問を終了し、本日の日程を全て終了しました。
次の本会議は19日木曜日の午前10時から再開し、委員長報告の提出並びに討論・採決等を行います。
本日はこれにて散会いたします。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後4時1分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年9月11日

議長

石田 浩

署名議員

山本 告人

署名議員

藤澤 幸恵

令和6年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

10日目（9月19日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・追加日程

議案第45号 建設工事請負契約の締結について

（生坂村防災行政無線（同報系）デジタル化改修工事）

議案第46号 建設工事請負契約の締結について

（生坂村脱炭素先行地域自営線マイクログリッド構築事業）

議員提出第2号 県道上生坂信濃松川停車場線（県道275号線）のトンネル整備を求める
決議について

発議第6号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提
出について

発議第7号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について

発議第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上
げや人員増を求める意見書の提出について

発議第9号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について

議員派遣の件

- ・閉会中の継続審査及び調査の申出

- ・閉会

・委員長報告、質疑・討論・採決	5 P
・追加議案の説明、質疑・討論・採決	15 P
・継続審査の申出	30 P
・村長あいさつ	31 P
・閉会の宣言	32 P

令和6年第3回 生坂村議会定例会

令和6年9月19日 午前10時 再開

議事日程

【10日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉会	

令和6年第3回 生坂村議会定例会

令和6年9月19日

追 加 議 事 日 程

【10日目-追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第45号	建設工事請負契約の締結について (生坂村防災行政無線(同報系)デジタル化改修工事)	
2	議案第46号	建設工事請負契約の締結について (生坂村脱炭素先行地域自営線マイクログリッド構築事業)	
3	議員提出 第 2 号	県道上生坂信濃松川停車場線(県道275号線)のトンネル整備を求める決議について	
4	発議第6号	刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出について	
5	発議第7号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について	
6	発議第8号	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について	
7	発議第9号	私立高校への公費助成に関する意見書の提出について	
		質疑・討論・採決	
8		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 中 山 茂 也 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 田 中 翔 太 君

開議午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長(太田譲君) これより令和6年第3回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のため適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

なお、マスクの着用に関しては個人判断とします。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、4番 望月議員、6番 字引議員を指名します。

◎日程2・委員長報告

○議長(太田譲君) 日程2・この10日に常任委員会に付託した議案第35号から議案第44号までの事件案3件、令和5年度決算の認定、条例案3件、補正予算案3件、陳情6件を一括議題とし各常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) はじめに総務建経常任委員長、山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 総務建経常任委員長 山本吉人です。

ただいまより、総務建経常任委員会審査報告をいたします。

総務建経常任委員会は、9月10日にて、事件案3件、予算案2件について、付託された議案審査を9月12日午前9時から第2会議室にて、出席議員山本、平田、吉澤、太田、また令和5年度の決算認定もあり、社会文教常任委員会議員、島、望月、藤澤、字引での連合審査になりました。行政からは藤澤村長、牛越副村長、総務課は藤澤総務課長と担当係長、振興課は真島振興課長と担当係長の出席で開催いたしました。

総務関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第35号「松本広域連合規約の変更について」

この議案は、松本広域連合の処理する事務の変更を行うことについて、地方自治法第291条の3 第1項の規定により規約の変更を行うもので、地方自治法第291条の11の規定により、構成市村の議会の議決をお願いするものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は人口割に変更することで、どう変わらるのかの問い合わせには、村の消防費負担金は、今までに比べ少なくなり、財政負担が減少することです。

続きまして、議案第37号「生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について」

この議案は、生坂村認知症対応型デイサービスセンターについて、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、はるかぜを利用した住民サービスをしていくことは良いが、社協の収益を出していくけるのか、赤字になることが心配になる。土地を提供している地域への説明も必要ではないか、との問い合わせです。令和8年4月から、重層的支援体制設備事業をしていきたい。その中心拠点として、はるかぜを利用していきたい。これから1年半かけて収益の出せる事業内容を検討していく。また、地域の方にこれからのはるかぜの利用についてきちんと説明していくことです。

議案第38号「令和5年度生坂村歳入歳出決算の認定について」

これは連合審査となりました。この議案は、令和5年度各会計の歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すものです。採決の結果、生坂村脱炭素先行地域事業計画内の森林調査について、次の附帯決議を付け加えることで、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

附帯決議の内容は、村内林業構築に向けた調査・検討、ペレット原料、森の伐採、山林整備の事業実施は、

- 1、山林の伐採に当たっては、山林の土砂崩落、流出など災害発生に留意すること
- 2、住民の水道の水源地天然記念物文化財遺跡に支障のないよう配慮すること
- 3、希少動物の生息、希少植物の植生に配慮し、景観と自然保護に留意すること
- 4、住民の家屋、田畠、構築物、道路など生活関連施設への被害防止に留意すること
- 5、登山道、鳥獣防止柵、墓地、電気通信施設を破壊しないよう留意すること
- 6、木材の伐採と山林整備にあたっては、該当区域の住民と事前に計画説明と話し合いを実施すること

以上の事項の調査資料を精査し加えることを提案し、附帯決議とする。

総務課関係の主な質疑は、提案した附帯決議の内容のとおり生坂村の自然、文化財を大事にしながら、脱炭素事業を進めてもらいたい。森林調査では、70年分の資源があるということなので、適正な使用をしていってもらいたい。

振興課関係の主な質疑は、いくさかの郷の生産者の手数料が、村内の方と村外の方が同じであるが、村内と村外で差をつけた方がいいのでは、の問い合わせに、規約の見直しも含め検討していきたいとのことです。

道の駅の電気料金が年間で変動が大きいのはどうしてかの問い合わせには、冬のトイレ用の暖房の温度調整を勝手に上げる使用者があり、電気料金が高くなっている。現在では温度調整できないように対応しているとのことです。

水道関係は、公益企業会計になったので、公益企業として収支をきちんとやっていってもらいたいとの意見がありました。

水道関係の不納欠損はどうしていくのかの問い合わせには、上水道については条例化していく。下水道については現行のまま処理していくことです。

議案第42号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」関係部門。

この予算は規定の額に6590万5000円を追加し、総額を33億7242万2000円とし、地方債の限度額を2281万円追加し、債務負担行為の設定1件を行う補正予算です。

主な内容は、歳入では、地方交付税2693万9000円、国庫支出金541万2000円、県支出金261万円、諸収入800万4000円、村債2281万円などを増額します。

歳出では、総務費2058万円、土木費2262万8000円、消防費534万2000円、災害復旧費671万円などを増額する補正です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

総務課関係の主な質疑は、振り込み手数料は上がっているが、の問い合わせには、JAの振り込み手数料の見直しがあり、金額が上がっているとのことです。

振興課関係の主な質疑は、生坂村農産加工施設の冷却ユニット更新工事であるが、20年間、壊れず使用できていたことは大変素晴らしいと思うという意見をいただきました。冷却ユニットは最新のものを使うのかの問い合わせには、性能が良いものを入れる予定ということです。

何度も崩れている高鼻地籍について、現在の工事内容で大丈夫なのかの問い合わせには今回は崩落現場の下からしっかりと地盤工事しているので大丈夫ということです。

議案第43号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は規定の額に70万円を追加し、総額を4870万円とする補正予算です。

主な内容は、歳入で繰入金70万円を増額し、歳出では運行費を70万円増額する補正です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

続きまして、陳情6第4号「母王乖彦は中国で不法に逮捕されている件に関する要望」

これにつきましては国家間の問題であり、小さな地方自治体が介入できる問題ではないということから、採決の結果、資料配付で全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

陳情6・第5号「刑事訴訟法の改正による冤罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての陳情」

こちらは法律がからんでおり難しい問題でもある。県また他の地方自治体の動向に採決の結果、意見書提出で全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

陳情6・第9号「在沖縄米軍兵による少女誘拐・暴行事件に抗議し、日米地位協定の改定を求める陳情」

こちらは国会で取り上げるような問題であり、地方自治体はそこに介入できるかどうか全くわからないことなどもあり、採決の結果、継続審議で全員賛成、可とすべきと決定いたしました。以上で総務建経常任委員会の報告を終わりたいと思います。

○議長（太田譲君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ、次に社会文教常任委員長、島議員。

○社会文教常任委員長（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○社会文教常任委員長（島幸恵君） 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長 太田譲殿

社会文教常任委員会委員長 島幸恵

社会文教常任委員会は、9月10日本会議において、社会文教常任委員会に付託された事件案1件、決算認定1件、条例案3件、予算案2件、陳情3件の案件について、この13日午前9時から第2会議室において、委員議員 島、望月、藤澤、字引の4名が出席し、委員会を開催いたしました。出席者は藤澤村長、牛越副村長、総務建経常任委員議員4名、説明者には中山住民課長、松沢健康福祉課長、上條教育長、坂爪教育次長、関係係長他7名で詳細に説明を受け、審査を行いました。なお、決算認定は連合審査で行いました。

慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決定いたしましたので、議会規則第76条の規定によりご報告いたします。

議案第36号「長野県後期高齢者医療広域連合規約変更について」マイナンバー法等の改正により、今年12月2日以降、保険証が発行されなくなります。後期高齢者連合会および関係市町村が行う事務を定め、規約の変更を行うものです。全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容としてマイナンバーカードに保険証機能をついている人の割合はという質問に対して、生坂村でのマイナンバーカード自体の交付率は83.09パーセントで、長野県内では20番目、カードに保険証機能が付いた方の数は各保険者が違うので把握できていないとの回答でした。後期高齢者の方がマイナ保険証を持っている率は、長野県全体では53パーセント、全国で44番目とのことでした。

現在使っている紙の保険証が12月2日以降は発行されなくなりますが、マイナ保険証に対応した機械を置いていない医療機関、または機械が壊れている場合などのためにカードがある方に資格情報のお知らせを、ない方には、保険証の代わりとなる資格確認書を全員に送る予定との回答でした。

議案第38号「令和5年度生坂村歳入歳出決算の認定について」

この議案は、令和5年度各会計の歳入歳出予算を地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものです。社会文教常任委員会部分について、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

住民課関係では、ゴミの回収でいくさかの郷前にコンテナを置いて集めている金属ゴミやダンボールなどの古紙の引き取り料は村に入ってくるのかという質問に対して、業者が設置しており、引き取り料は村に入ってこないと回答でした。

就労センターの運営が社会福祉協議会に委託されました。委託料について詳しく説明してほしいという問い合わせに対して、令和5年度では県の補助金が769万6800円、授産収入が560万7000円などで、運営費と差し引きで800万円ほど不足している。翌年の委託料は見込める金額の不足額、見込める県からの補助金から決めているという説明でした。

人権擁護費がどのように使われているかについては、主には6月と12月にある人権相談所、2月の女性のための人権相談所にかかる費用との説明でした。

健康福祉課関係では、不用額を少なくできないかとの質問がありました。支払わないとならないものは予算がなくて払えないということではいけないので、どうしても最大限でみてしまう。補正などでできる範囲で調整しているとの回答でした。

新型コロナワクチンをどのくらいの方が接種したかという質問に対し、延べ人数で個別接種が111人、集団接種が1,196人との回答でした。生坂村では接種によって健康被害を訴えられた方はいないとのことでした。

教育委員会関係では、備品購入で楽器を購入するとき、どのくらいのグレードのものを購入しているのかという問い合わせに対してコンクールで使用できるものとの回答でした。楽器の修繕費も考えて予算を上げているとのことでした。

福祉センター特別会計では、宴会・食堂の利用が増え、客数がコロナ禍前に戻ってきたとのことで、村からの繰入金が前年度に比べ320万円ほど減っている。今後もさらに客数を増やす工夫をしていただきたい、との意見がありました。それに対して、料理やイベントなど工夫はしている。水曜日の休みがネックとなっており、宿泊客が増えない。発信を工夫していきたいとの回答でした。

燃料費が778万円ほどかかっているが、今年度、木質チップボイラーが設置されると、灯油代などが木質チップ代になる。そうなると燃料費がいくらくらいになりそうか、という問い合わせて、ボイラーの納入は来年2月くらいになり、併せて浴室の改修工事についても考えていく。チップボイラーになると燃料費が変わってくるが、現在のところ、いくらになるかはわからないとのことでした。

修繕費について質問があり、シャワーなどの水栓、車のエアコン、食洗機の修理などにかかったとの説明でした。

国民健康保険特別会計について全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

介護保険特別会計について全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

後期高齢者医療特別会計について全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

介護予防ケアマネジメント事業費が前年度の倍くらいになっていることについて社会福祉協議会に委託をしている包括支援センターが行う業務であり、介護度が比較的軽い方が増えているためという説明でした。

生活支援体制整備事業の委託料については、社会福祉協議会に委託し、社会福祉の支援体制相談窓口設置の委託料のことでした。

議案第39号「生坂村保育所条例の一部を改正する条例案について」

この条例案は、法律に照らして不適当な文言が入っていたものを削除するものです。全員賛成、可とすべきと決定しました。

条例内の不適当な文言が、県から指摘があったときに抜けてしまっていて、削除ができていなかった、とのことでした。次回からは、このようなことがないように注意をしていただきたいとの意見がありました。

議案第40号「生坂村家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について」

この条例案は、保育士1人当たりの配置基準を改善するものです。満3歳以上4歳未満で園児20人に保育士1人から園児15人に対して保育士1人とするなどです。全員賛成、可とすべきと決定しました。

生坂村の配置基準は、元々国の基準より少なく設定しており、条例を改正しても、保育士数など問題がないとのことでした。

家庭の希望で保育園に通っていないお子さんはいるが、待機児童はないとのことでした。

議案第41号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案について」

この条例案は、マイナンバー法の改正に伴い、国民健康保険条例の一部を改正する条例案です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

改正前にある被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合、という文言が、改正後になくなります。改正後は保険証の代わりとなる資格確認証の返還を求められることはないのかという質問に対し、との回答でした。

議案第42号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」について

社会文教常任委員会部分について全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、健康福祉課関係では、生前意思表明に関する講演会について、終末医療だけではなく、遺言書などについても話すなど、住民課にも声をかけて連携していくべきではと

いう意見がありました。それに対して、医師会と協力して、エンディングノートも使い、ご本人の意思を示していく様にする入口として計画しているので、今回講演会をやってみて反省点など、次回に生かすという回答でした。

新型コロナワクチン接種委託料について、どのようなワクチンなのか質問がありました。医療機関での個別接種なので、どのワクチンかは医療機関によるとの回答でした。

ワクチンで後遺障害が残った方が、近隣市町村にもいるので、リスクについても広報してはどうかという意見には、村の立場としては、国で認可された薬は同じように扱っていくということでした。

教育委員会関係として、男女共同参画についての計画が見直されます。男女共同参画社会を推進するようなアンケート計画にならないかという問い合わせに対し、アンケートは委託をしており、業者が国や県の施策近隣町村の状況などを確認して作成しているので、国・県の施策と乖離した部分はないと思うとの回答でした。

子ども・子育て計画アンケートがとられます。保育園の未満児から小学校3年生の子供がいる56世帯の保護者にアンケートが送られています。また、小学校高学年中学生高校生にアンケートに答えてもらいます。子供たちや保護者の意見を聞いて、それを子ども・子育て計画に反映させていきます。

昨年度村政アンケートで子供たち、若者世代にアンケートで聞いた結果も反映させていくのかとの問い合わせに、そうするとの回答がありました。

東京都のある区では、修学旅行に補助を出している。生坂村も修学旅行に村から補助を出してはどうかという意見がありました。意見は参考にさせていただくという回答がありました。

議案第44号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」について全員賛成、可とすべきと決定しました。

陳情6・第6号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情書について」
公的医療保険は国民に平等に医療を補償する仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に格差があってはいけないという陳情の趣旨に賛同し、全員賛成で国に意見書を提出すべきものと決定いたしました。

陳情6・第7号「政府の責任で、医療介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情について」

看護士や介護士など、ケア労働にあたる方の賃金は低い水準にあり、入職者が減少する事態が起こっています。医療崩壊、介護崩壊を人員不足で起こさないために、政府の責任でケア労働者の処遇改善を行う必要があるとの、陳情の趣旨に賛同し、全員賛成で国に意見書を提出すべきものと決定いたしました。

陳情6・第8号「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情について」

学費負担の公私間格差の是正が必要との陳情内容の趣旨に賛同し、全員賛成で国・県に意見書を提出すべきものと決定いたしました。以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（太田譲君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。

社会文教常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

◎討論

○議長(太田譲君) なければ、次に討論に入ります。

ただいま委員長報告がありました議案第35号から議案第44号までの事件案3件、令和5年度決算の認定、条例案3件、補正予算案3件、陳情6件を一括して反対討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

議案第38号「令和5年度生坂村歳入歳出決算の認定について」意見をする立場として討論をいたします。

総務課関係で令和5年度地域脱炭素先行地域計画の成果報告書がこの9月12日の総務建経常任委員会で概要が示されました。この成果報告書については、令和6年度の予算を組む上でも、早く示していただきたいというふうには再三申し上げてきたものですけれども、私個人として公文書公開請求でこの成果報告書を出してくださいということを請求していました、5月2日付のお便りで用意出来次第公開するというお返事をいただきました。最近この議会の前に閲覧ができるというお知らせを総務課長からいただきました。まだ全体は見ていないんですけども、この12日に総務建経常任委員会で、概要をいただいたので、これを読んでみました。

1つはこの決算認定というのは委員会中にも申し上げたんですけども、この予算があってそれが執行されて不用額がいくらというような帳簿上、数字だけの審査ではないということを申し上げました。成果報告書というのは、令和5年度の地域脱炭素に係る調査設計費1億1933万3000円だったと思うんですけども、それが予算として上げられて、それがどのように使われたのかというのは、私達はその数字だけではわからないと思うのです。ですので、この成果報告書というのをもっと早く出していただきたかったというのが1点です。

まだ概要しか私は見ていないんですけども、内容を見せていただいて、例えばマイクログリッドだったらそのマイクログリッドを作るのはやはり脱炭素化に必要であるレジリエンスの向上で必要である。どのように設計したらいいのかという調査されたこと、設計の結果が書いてあります。ボイラーなどについてもそうです。私が気になったのは、それをどのように維持管理をしていくかというのが、この概要だけではわからないなというふうに思いました。

ですので、その調査設計をしていく予算を執行していく上で、それを建設してどのように村が維持をしていけるのか、関与していけるのかということもこの中には入っているべきではないかと思ったのがこれが2点目です。

なので、議案第38号「令和5年度生坂村歳入歳出決算について」は、こちらの成果報告書については、私はこの予算の使い方として、もう少し情報が早くいただきたかった。内容についても全体を見ればまた違うのかもしれないんですけども、長くその維持をしていく上でどうなのかなというふうに思いましたので、こちらで意見を述べさせていただきました。

○議長(太田譲君) 反対討論ではないですか

○1番(島幸恵君) はい。私もはい反対討論で

○議長(太田譲君) ちゃんと反対してください。

○1番(島幸恵君) はい。と言うので歳入歳出決算については不十分と私は思いましたので、反対討論をさせていただきました。

○1番(島幸恵君) 陳情については別にもう1回聞いた方がいいですか。

○議長(太田譲君) 続けてください。

○1番(島幸恵君) 続きまして陳情について、反対の立場から討論をさせていただきます。

在沖縄米空軍による少女誘拐暴行事件に抗議し、日米地位協定の改定を求める陳情です。総務建経常任委員会では、これは地方議会が関与することではないということで継続審議という結果になったんですけども、こちらの書いてあるとおり、私達はその米軍基地の大きな負担というのを沖縄に押し付けている状態であるということで、私達1人1人がやはり自分事として基地の問題を考えていく必要がある。また守るべきは、やはり子供たち、犯罪被害に遭う子供たちや女性をなくしていかなければいけない。私はそう思うので、ぜひこれは小さな村ですけれども、意見書を出していくっていうことは大事なことじゃないかなというふうに思いましたので、こちらで討論をさせていただきます。

1つは先ほど言いましたように、守るべき本当に何を守るべきなのかっていうのは、やはりその子供たちや女性たちの安全であるということが1点、あとは1997年の日米合意というのが守られていなかったというところが2点目です。これ在日米軍に係る事件事故発生時における通報手続きというのが定められて、速やかに何か事件があったら通報、地方自治体へも知らせてくれるという合意というのが、あるのでしっかりとそれを守っていただきたい。

3つ目に、やはり地方自治体にこの97年合意が守られずに通知がされなかつたということは、地方分権改革2000年の国と地方の関係、これは対等というふうに位置づけられているんですけども、今回の問題から地方自治権っていうのは尊重されているのかな、そんなやはり疑問も出てきます。

ですので、この地方分権、地方自治というのをやはり守るという意味でも、この小さな自治体からでもやはり1人1人の議員が地方自治が大事なんだ。守るべきことはやっぱり子供たちとか女性の安全なんだ、そういうことを小さな議会からでも意見を国に上げていくということは、私はすごく大切なことなんじゃないかと思いまして、反対討論とさせていただきます。

○議長(太田譲君) ただいま2点についての反対討論が出されましたので、決算認定の方についてと、今の陳情について、分けて賛成討論の方を求めたいと思います。

決算認定の方について賛成討論のある方いるでしょうか。

○議長(太田譲君) 賛成討論ないようですので、反対討論ござりますか。

○議長(太田譲君) では次に陳情についての反対、賛成討論ござりますでしょうか。

○議長(太田譲君) ないようですが、反対討論ござりますでしょうか。

○議長(太田譲君) 反対討論もないようですので、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

はじめに、議案第35号「松本広域連合規約の変更について」を採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第36号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第36号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第37号「生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第38号「令和5年度生坂村歳入歳出決算の認定について」を採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって議案第38号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第39号「生坂村保育所条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第39号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第40号「生坂村家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第41号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第41号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第42号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第42号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第43号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第44号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6第4号「母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている経営に関する要望」を採決します。

陳情6・第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって陳情6第4号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6第5号「刑事訴訟法の改正による冤罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出について」の陳情を採決します。

陳情6・第5号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、陳情6第5号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6・第6号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情」を採決します。

陳情6第6号を委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、陳情6第6号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6・第7号「政府の責任で医療介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情」を採決します。

陳情6第7号を委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、陳情6・第7号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6・第8号「私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情」を採決します。

陳情6第8号を委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、陳情6第8号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6・第9号「在沖縄米軍兵による少女誘拐・暴行事件に抗議し、日米地位協定の改定を求める陳情」を採決します。

陳情6・第9号を委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって、陳情6・第9号は委員長の報告のとおり決定しました。

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、本日、理事者より追加提案されております

議案第45号「建設工事請負契約の締結について」

(生坂村防災行政無線(同報系)デジタル化改修工事)

議案第46号「建設工事請負契約の締結について」

(生坂村脱炭素先行地域自営線マイクログリッド構築事業)

議員より提出されております。

議員提出第2号「県道上生坂信濃松川停車場線(県道275号線)のトンネル整備を求める決議について」

発議第6号「刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書」の提出について

発議第7号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書」の提出について
発議第8号「政府の責任で、医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや
人員増を求める意見書」の提出について
発議第9号「私立高校への公費助成に関する意見書」の提出について
「議員派遣の件」を追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認めます。
よって、7議案と「議員派遣の件」を日程に追加します。
ここで、追加日程を事務局より配付していただきますのでしばらくお待ちください。

◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より追加議案提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、追加議案のご審議をよろしくお願い申し上げます。両議案とも9月3日火曜日にプロポーザル審査委員会を開催いたしました。

まず、午後1時30分からは、防災行政無線同報系デジタル化改修工事、プロポーザル審査委員会を開催し、指名しました4社のうち1社以外は辞退してしまい、1社の提案について私を含め4名で慎重に審査をいたしました。

評価項目は経営審査評価、同種工事の施工実績、地域貢献、提案システム、音響エリアの工夫、システム障害時の体制、提案に対して妥当な価格であるかなどを評価させていただき、株式会社日立国際電気長野営業所に決定いたしました。

また、午前10時からは、脱炭素先行地域自営線マイクログリッド構築事業、プロポーザル審査委員会を開催し、公募型プロポーザル方式により2社から応募があり、私を含め5名で慎重に審査を行いました。

評価項目は、価格に関する評価、業務全体方針、事業実施体制および実績、リスク対応策、事業スケジュール、工夫やアイデアの提案、事業者ヒアリングなどで評価をさせていただき、これに平林建設、石川組、中山組共同体に決定いたしました。

それでは議案の説明につきましては、事件案2件でございます。

議案第45号「建設工事請負契約の締結について」

この議案は生坂村防災行政無線同報系デジタル化改修工事に係る請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号および生坂村議会の議決に付すべき契約および財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第46号「建設工事請負契約の締結について」

この議案は生坂村脱炭素先行地域自営線マイクログリッド構築事業に係る請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号および生坂村議会の議決に付すべき契約、および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。以上の議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をしたいと思います。再開は11時5分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

◎追加日程1・議案第45号～追加日程2・議案第46号

○議長(太田譲君) 再開します。お諮りします。

追加日程1・議案第45号「建設工事請負契約の締結について（令和6年度 生坂村防災行政無線（同報系）デジタル化改修工事）」

追加日程2・議案第46号「建設工事請負契約の締結について（令和6年度生坂村脱炭素先行地域自営線マイクログリッド構築事業）」

の事件案2件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認め、追加日程1・議案第45号、追加日程2・議案第46号の2件を、一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑討論に入ります。

追加日程1・議案第45号について質疑討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 質疑のある方、質疑がないようだので、討論のある方

○議長(太田譲君) 議案第45号について討論ありますか。

討論ないようですので省略いたします。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程1・議案第45号「建設工事請負契約の締結について（令和6年度生坂村行政無線（同報系）デジタル化改修工事」を採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 次に、追加日程2・議案第46号について質疑討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) はじめに質疑ありますか

○議長(太田譲君) 質疑がないようなので討論に移ります。討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

議案第46号「建設工事請負契約の締結について」反対の立場から討論をいたします。

地域脱炭素先行地域自営性マイクログリッド構築事業に係る公募型プロポーザルによる随意契約についてです。先ほど村長からも説明いただきましたように9月3日に応募された業者の方のプレゼンテーションがありまして、審査があり契約の方が決定したところです。

先ほど村長おっしゃってましたように審査の項目の中でいろいろその価格、業務全体方針、工夫やアイディア、などもプレゼンテーションをして決定されたわけですけれども、こちらもやはりそのプレゼンテーション、これだけやはり大きな契約ですので、村民の皆様、議員もそうですがれども、よくやっぱり理解をしてどんなことがされるのかっていう説明、これが公開をしていただいて聞けなかったのかなということは先ほど全員協議会で質疑をしたんですけども、これも企業の秘密が漏れてしまうといけないという返答だったんですけども、やはりマイクログリッド構築、前々から申し上げているところなんですけれども、これも8億6000万近い契約金額で決まったことで令和8年までの工事にかかるものです。やはりもう少しこのマイクログリッドを構築する、この必要性、意味ということからも、もっとやはり説明をしていただきたかったなというのがずっと思いとしてあります。当然そのレジリエンスの向上、それはあると思います。

けれども、生坂村地方公共団体実行計画において、この計画が策定されるときにパブリックコメントが募集されていたんですけども、このマイクログリッドの構築、これが必要であるというところで、地方公共団体実行計画8ページに降雹、雹が降ることによって特産品であるブドウが壊滅的な被害を受ける、これがマイクログリッドを草尾のブドウ園地まで伸ばす根拠になって

いるのかなというふうに思うんですけれども、その壊滅的な被害っていうのも結局それが何だったのかっていうところは、JAさんに聞いてくださいっていうような回答がされていまして、パブリックコメントに対しては。これだけ大きなものを作るというところでの説明責任っていうのを果たしていただいて、この前も村政懇談会、あとは脱炭素に関わる村民説明会っていうのが第3回目行われたんですけども、そういうところでもしっかりとお話ししていただくべきだったんじゃないかなということ。あとは6月の補正予算で債務負担行為8億8800万円っていうのが出てきたというのも、これも一般質問でも申し上げたんですけども、その唐突だったなっていうのが私の個人的な意見なんですけれども。そこで6月の補正で債務負担行為が通って、もう公募プロポーザル公募がされて、もう9月の議会で事業者っていうのがもう決定されたわけで、もうこれから工事に進んでいくわけなんですけれども、事業者の決定、工事をもう実際にするというところまでの丁寧なというか、もう少しその説明っていうのが私にはあってしかるべきだったんじゃないかな、そういうふうに思いました、議案第46号について反対討論させていただきました。以上です。

○議長(太田譲君) 反対討論がありました。

○議長(太田譲君) 賛成討論はありませんか。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番(山本吉人君) 2番 山本吉人です。賛成討論として発言いたします。

生坂村が脱炭素先行地域に認定されてから何度も予算、またこれからの事業について話してまいりました。マイクログリッドの必要性も十分承知、議会の中でも熟知しておると思います。行政側の執行でも、予算のあり方も何度もチェックしております。現在のところ不手際があるところは一切見受けられません。ですので、マイクログリッドの構築事業についても賛成いたします。討論は以上です。

○議長(太田譲君) 次に、反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論は、ないようですので、賛成討論は省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程2・議案第46号「建設工事請負契約の締結について（生坂村脱炭素先行地域自営線マイクログリッド構築事業）」を採決します。議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程3・議員提出第2号

○議長(太田譲君) 追加日程3・議員提出第2号「県道上生坂信濃松川停車場線(県道275号線)のトンネル整備を求める決議書について」を議題にしたいと思います。

○議長(太田譲君) 提出議員に、提案理由の説明を求めます。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○議長(太田譲君) 2番 山本吉人です。議員提出第2号についてご説明いたします。

「県道上生坂信濃松川停車場線(県道275号線)のトンネル整備を求める決議書」

生坂村議会会議規則第13条の規定により、上記決議を別紙のとおり提出します。

令和6年9月19日

提出者 生坂村議会議員 山本吉人

賛成者

生坂村議会議員 藤澤 幸恵

生坂村議会議員 望月 典子

生坂村議会議員 太田 譲

生坂村議会議員 字引 文威

生坂村議会議員 平田 勝章

生坂村議会議員 吉澤 弘迪

生坂村議会議長

太田譲様

提案理由、口頭です。

1枚めくっていただきまして、県道上生坂信濃松川停車場線県道270号線のトンネル整備を求める決議書

生坂村と隣接する池田町、松川村の3町村を結ぶ県道上生坂信濃松川停車場線は、国道19号と国道147号を繋ぐ重要な道路として、地域の生活、文化、産業、経済、物流の発展において、多大な重責を担っています。そして生坂村にとっても村民の通勤、通学や通院、買い物など生活を支える地域に密着し、なくてはならない生活路線であり、特に直近の2次医療圏である北アルプス医療センターあづみ病院までの緊急搬送路として、命を運ぶ極めて重要な役割を持つ道路になっています。

しかしながら、急峻な地形の上、幅員の狭小で急勾配、急カーブが多い道路形状のため、緊急搬送の際に病状によれば、救急車の通行に支障があるとともに、自動車等による通行の難度が高く、特に冬期間は一層困難となるうえ、近年では降雨、降雪、融雪による土砂崩落や、倒木等は発生し、通行止めとなる事態が頻発しています。

このような状況から、村民をはじめとする地域住民と利用される全ての方がいつでも安全で安心して通行できる災害に強い道路環境の早期整備が必要であり、県道上生坂信濃松川停車場線のトンネル整備について早期実現を強く要望します。以上、決議します。

令和6年9月19日

生坂村議会

以上です。

○議長(太田譲君) 以上で提案理由の説明を終わります。

山本議員提出の議員提出第2号について質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 信濃松川停車場線のトンネル整備、これは議員提案で出すという話が9月10日にあったときに、私としてはそのトンネルを開けることでの環境への影響、いま影響のこともあるってそのトンネルを掘った後の土の問題とか環境というかその水脈の問題とかいろいろ出てきているところですし、あの辺り地滑り地帯で崩れやすいところで地盤は大丈夫なのかということ。

あとは少子高齢化で人口が減っているところで、私達が一番要望としてトンネルが今一番求めていかないといけないところなのかとか、費用対効果とかいろいろ懸念点がありまして、10日にも意見を述べさせていただいたんですけども、その後村民の方にもトンネルのことについて、個別に、そんなにたくさんの方には聞けなかったんですけども、私も意見を聞いてまいりまして、やはりこのトンネルっていうのは悲願だ、そういうことをおっしゃった方もいらっしゃいます。

本当に池田に抜ける道にトンネルができたら、それは本当に便利ですし、やはり救急のとき、救急車が通るときに命を守る道路ということも本当に理解はしています。いろいろお話を聞く中でその悲願という方もいらっしゃいますし、本当にこれは現実的なのというようなご意見もありますし、私の環境への影響などの懸念などから積極的にこれは要望をしていくということはどうなのかなというところで、賛成者には名前が入っていないんですけども、10日にお話をしたときも、調査が、そのトンネルがもしできるとなったら、入ると思うんですけども、その結果を見てその環境への影響っていうのがないよっていうことだったりとか、崩れやすい地盤とかも安全にトンネルができるよっていうことわかればいいなというふうには言ったんですけども。そのトンネルをまず要望しないと調査もしてもらえないというところで、もしこの意見書が通って、それで県の方でトンネルを作りましょうということが認められて、調査が入ったら、それはその調査結果というものをしっかり公表をしていただいて、その住民の説明会というようなこと、いろいろ問題が、もしこういうところがあるよっていうことをしっかり説明していただいて、その住民の方もしっかり意見が言えて納得できた上で、作っていくっていうなら、それは素晴らしいなと思いますので、積極的に私も今その知識がないので、賛成をするということがどうなのかなというところが、あるので。しっかりそのもし調査ができた場合にしっかりその公表をしていただく、住民の方の意見をしっかり聞いていただくということが担保でいただければ賛成をしていくかなと思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 8番 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) この案件につきましては、もう10年来、期成同盟会を作つてそれに参画しているのは三村の議員、それから三村の地域の代表の区長、行政の代表者、それらの人がこの陳情をずっとやってきたわけです。島さん生坂へきて2年ばかりかたたないんで、その経過についてはお知りになっていないと思うんで、わからないことはちょっと聞いて理解をしてもらうと、議会の場でそんな事を言われても、全く心外であつて、この案件については、村民総意の希

望で生坂の人たちはみんな、このことを期待しているわけです。調査のことを言いましたが、トンネルを作るというのは、要するにトンネルを作ってくださいよという要望を出して、それについて担当である県が、調査をして、さっき言った自然だとか災害とかそういうのがないかどうかを決めてルートを決定するという順序ですんで、今から水が出ないとか、土砂災害が起きるとかっていうようなことを言っていたのでは、これは全くいろいろ実施するためには、ナンセンスであると私はそう思います。ここにも書いてありますけれども、島さんの名前はないからやだっていうのはないんですから。他の人たちはみんな総意で、このことについては賛成で発議をしてくれということですので、島さんの話はそのぐらいにしといてもらって、我々のやっぱり気持ちをさっしていただいて、発議を出していただくと、そういうことがいいじゃないかと思いますので、ぜひそのようにやっていただくようお願いをしたいと思います。

○議長(太田譲君) よろしいですか島さん。今の質疑に対してはよろしいですか。

○1番(島幸恵君) はい。

○議長(太田譲君) その他質疑ございますか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) はい。規制同盟会とか経過については私も重々承知しているところですで、調査がされたとしたら、それは当たり前のことなんですけれども、住民にしっかりその内容が公表されて、しっかりその意見は言える場が持てるというところを担保していただきたいというところで質問をしたところです。はい。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 8番 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 私は県知事じゃありませんので、その確約はできませんが、この陳情書のところに書いてある県知事殿に出しているわけです。

工事をやるときにですね、地元に説明がなかつたり、いろんな意見を聞かないなんていうことは全くないわけですよ。島さんの住んでたところには、そういうことがあったかもしれませんけれども、生坂村に限ってはですね、私は議員になってからは、地区の工事とかそういうトンネル、例えば山清路大橋についても、我々下生坂では10何回という地区のですね、話し合いがあって、そして完成をしたわけですから、当然村民に害を与えるような災害だとか自然崩壊どうとかそんなことをやれば、村民はやっぱり承知をしないという事は当たり前ですから。そんなことをその常識のあることを、今更言われても我々は全く心外であって、当たり前の事ですから、あなたの言つてることは。だからそういうことで、まだそういう理解ができないっていうのがさっきも言いましたように、ここに名前を挙げなんでおけばいいわけとして、しっかりそういうことを地元の区長やなんかもですね、我々と一緒に議員もやってましたけれども、期成同盟会のメンバーになってるわけですよ。歴代の区長だとか議員ですね、そういうこともよく地元行って地元の人たちの意見を聞いてから発言をしてほしいと思います。以上です。

○議長(太田譲君) 提出先が県・知事宛なのでそれについて島さんのおっしゃったようなそういう確約は知事じゃないのでできないということですよね、そういう例も今までではないですよ。説明のなかった例はないですよ、ということの回答ですけどよろしいですか。

○1番(島幸恵君) はい。

○議長(太田譲君) その他質疑ございますか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認めます。

○議長(太田譲君) お諮りします。

ただいま議題となっている議員提出第2号について、会議規則第38条3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認めます。

よって、議員提出第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

◎討論

○議長(太田譲君) これより討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 討論ないようですので討論を省略します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

○議長(太田譲君) 議員提出第2号「県道上生坂信濃松川停車場線（県道275号線）のトンネル整備を求める決議書について」採決します。

議員提出第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議員提出第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程4・発議第6号

○議長(太田譲君) 追加日程4・発議第6号「刑事訴訟法の改正による冤罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

○議長(太田譲君) 提出議員の朗読説明を求めます。2番山本議員

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番(山本吉人君) 2番 山本吉人です。

発議第6号「刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙の通り意見書を提出する。

令和6年9月19日提出

提出者 生坂村議会議員 山本 吉人

賛成者 生坂村議会議員 平田勝章

賛成者 生坂村議会議員 太田譲

賛成者 生坂村議会議員 吉澤弘迪

次のページで「刑事訴訟法の改正による冤罪被害者の速やかな救済を求める意見書」無実であるにもかかわらず、有罪とされる、いわゆる冤罪については刑事訴訟法に基づく裁判のやり直し（以下再審という）により救済が図られているが、再審手続きの進め方については、法令において詳細に定められていないため、裁判所の裁量に委ねられており、真理の適正さおよび公平性が損なわれかねない状況となっているため、とりわけ捜査機関等の手元にある証拠の開示が必要となるが、その取り扱いについても明文化規定が存在していないことから、事件によって証拠開示の範囲に差が生じる他、捜査機関により適切に証拠が保存されず、証拠開示の実効性が担保されないなどの懸念がある。

また、再審開始の決定がなされると、その後は公判において有罪または無罪の立証が行われ、再審における最終的な判決がくだされることになる。検察官が再審開始の決定に対して不服申し立てを行い、速やかに公判へ移行ができない事例も相次いでおり、再審手続きがさらに長期化する傾向がある。

よって、本議会は国会および政府において、冤罪被害者を速やかに救済するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

1、刑事訴訟法における再審手続きについて、証拠開示に関する規定を設けること

2、再審手続きにおける証拠開示の実効性を担保するため、証拠の適切な保存に関する規定を設けること

3、刑事訴訟法の改正に当たっては、再審手続きにおける検察官による不服申し立てのあり方についても検討すること

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見を提出します。

令和6年9月19日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

法務大臣様

生坂村議会議長 太田譲

以上です。

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑・討論に入ります。

追加日程4・発議第6号について質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) はじめに質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 質疑ないようですので、討論ありませんか。

○議長(太田譲君) 討論ないようですので討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程4・発議第6号「刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって発議第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程5・発議第7号

○議長(太田譲君) 追加日程5・発議第7号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

○議長(太田譲君) 提出議員の朗読説明を求めます。1番 島議員

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

発議第7号「国民健康保険財政の国庫負担の増額を求める意見書の提出について」
地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年9月19日提出

提出者 生坂村議会議員 島 幸恵

賛成者 生坂村議会議員 望 月典子

賛成者 生坂村議会議員 藤澤 幸恵

賛成者 生坂村議会議員 字引 文威

「国民健康保険財政の国庫負担の増額を求める意見書」

今重くのしかかる国保税は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと、所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。

国は、低所得の方々の保険料軽減措置として、全国知事会等との協議の結果、毎年約3400億円の財政支援を行っている。

しかし、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから3400億円の確実な実施とあわせ、更なる公費の投入が必要だと要望が出されている。そもそも国民健康保険がスタートした翌年の1962年の当時の首相の諮問機関、社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に主婦、事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に子供にかかる均等割は子育て世代への逆行に他ならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子供の均等割の減免が実施されているが、更なる支援が必要である。

公的医療保険は国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入世帯構成の家族が加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは社会の公平、公正という点からも欠かせないものである。

よって政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額をすることを強く求める。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年9月19日

生坂村議会議長、太田譲

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣
以上です。

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑・討論に入ります。

○議長(太田譲君) 追加日程5・発議第7号について質疑討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 初めに質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 討論はありませんか。

◎採決

○議長(太田譲君) 討論を終結し、これより採決に入ります。

追加日程5・発議第7号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、発議第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程6・発議第8号

○議長(太田譲君) 追加日程6・発議第8号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

○議長(太田譲君) 提出議員の朗読説明を求めます。1番 島議員

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

発議第8号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年9月19日提出

提出者 生坂村議会議員 島 幸恵

賛成者 生坂村議会議員 望月 典子

賛成者 生坂村議会議員 藤澤 幸恵

賛成者 生坂村議会議員 字引 文威

政府の責任で、医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

政府は、看護師や介護職など、社会基盤を支える労働者がその役割の重要性に比して、賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した評価料や加算を盛り込みました。

しかし、2.5パーセントのベースアップ目標としていたものの、実際の診療報酬のペア評価料や介護報酬の新加算はその目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や介護施設と在宅介護事業者の間で報酬が大きく異なり、対象外となる事業所もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。

その結果、2.5パーセントのベースアップどころか、2.0パーセント程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5から10パーセントの賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの医療崩壊、介護崩壊を人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府が、ケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく、処遇改善に繋がる施策を再度実効性を伴う形で実施すべきです。私達は差別と分断を許さ

ず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療介護事業の安定的な維持発展のために、下記の事項について国に要望します。

記

1、医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増に繋げるよう政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年9月19日

生坂村議会議長 太田譲

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

以上です。

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑討論に入ります。

追加日程6、発議第8号について質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 質疑ありませんか。

○議長(太田譲君) 討論はありませんか。

◎採決

○議長(太田譲君) 討論を終結し、採決に移ります。

追加日程6・発議第8号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって発議第8号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程7・発議第9号

○議長(太田譲君) 追加日程7・発議第9号「私立高校への公費助成に関する意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

○議長(太田譲君) 提出議員の朗読説明を求めます。1番 島議員

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

発議第9号「私立高校への公費助成に関する意見書の提出について」
地方自治法第99条の規定により、国、県に対し、別紙のとおり意見書を提出する
令和6年9月19日提出

提出者 生坂村議会議員 島 幸恵

賛成者 生坂村議会議員 望月 典子

賛成者 生坂村議会議員 藤澤 幸恵

賛成者 生坂村議会議員 字引 文威

私立高校への公費助成に関する意見書

私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育み、学習、文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。

しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進は見られるものの、生徒急減期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より、高等学校就学支援金制度が実施され、私学に通う生徒にも就学支援金が支給されることになりました。

しかし、昨今の厳しい経済状況の中で保護者の学費負担は深刻な状況が今も続いており、多くの保護者生徒が公立学校との学費格差、全額無償の地域もある中での地域間格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを展開する私学は、子供たちに大きな夢と可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることがあってはなりません。公教育の一翼を担う私学振興のために更なるご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望いたします。

記

1、私学高校への就学支援金制度の拡充並びに、経常費補助の増額を行うこと

2、私立高校への教育条件改善のために施設設備費の補助を行うこと

3、私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

令和6年9月19日

国に対しまして、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、文部科学省科学大臣様

県に対しまして、長野県知事様、長野県総務部総務部長様

生坂村議会議長、太田譲

以上です。

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑討論に入ります。

追加日程7・発議第9号について質疑討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 討論はありませんか。

◎採決

○議長(太田譲君) 討論を終結し、採決に移ります。

追加日程7・発議第9号「私立高校への公費助成に関する意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって発議第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程8・議員派遣の件

○議長(太田譲君) 次に、追加日程8・「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

「議員派遣の件」については、お手元に配付してあるとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認めます。

よって議員派遣の件はお手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出

○議長(太田譲君) 次に、日程3・「閉会中の継続審査および調査の申し出」についてを議題とします。

○議長(太田譲君) お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

会議規則第74条の規定によりこれを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認め、

議会運営委員長平田議員

総務建経常任委員長 山本議員

社会文教常任委員長 島議員から申し出がありました閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

○議長(太田譲君) 以上で本定例会に付された議事日程は、すべて終了しました。これで本日の会議を閉じます。ここで村長の挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは令和6年第3回生坂村議会9月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。今月10日から始まりました9月定例会でございましたが、慎重にご審議をいただき、提出しました全ての議案を原案どおりにご採択いただき、誠にありがとうございました。

令和5年度の決算ではそれぞれ良好な数値で、財政健全化に向けて良い傾向でございましたが、池本代表監査委員さんの決算審査のご提言、また議会の常任委員会でご指摘いただきました滞納整理の強化につきまして、納税は国民の義務でありますし、各種使用料もお支払いいただくよう、県税徴収対策室とも連携をとりながら、困難案件の滞納整理のご指導をいただき、長野県地方税滞納整理機構をお願いするなど、県とも協力して、さらに滞納整理の強化に努めなければと考えております。それは、貴重な自主財源の確保と、税負担の公平性の観点からも引き続き、担当部署で毎月の現状を把握し、滞納者ごとに相談に乗りながら状況を確認し、分納計画を立てさせていただくなど、しっかり対処していかなければと考えているところでございます。

長野県の地域発元気づくり支援金に採択されました事業の一つであります山雅山部は、8月24日に第1回目の部活動として、初心者でも安心、テント泊で楽しむ親子夏休みキャンプを生坂「創造の森」で行いました。残念ながら、野外パブリックビューイングが開始されるキックオフの18時には、雲根地区周辺は大変な雷雨に見舞われ、参加者の皆さんには車内へ一時避難していただくなどの場面もございましたが、松本山雅のアンバサダーをはじめスタッフのサポートにより、参加者11名に、野菜の収穫やBBQを楽しんでいただき、事故や怪我がなく無事に終了することができました。

そして、昨今の気候変動問題について考えざるを得ないこのような急激な天候の変化を目の当たりにしまして、より一層生坂村で取り組んでおりますレジリエンスの強化の重要性を感じた次第でございます。

第2のふるさとづくりプロジェクトは、「旅するいきもの大学校！」と題しました観光庁のモデル実証事業が今月15日より開始されました。全6回のツアーとなっており、旅と移住の間の新しいライフスタイルを提案するツアーとして、企業や学校の研修などの利用も今後想定したいと考えております。約30名の参加応募をいただき、参加者は東京都、神奈川県などを中心とした首都圏の20代から50代の方々となっております。最終回の来年1月11日には講座を修了した参加者を「生坂村公式ネイチャー研究員に認定し、ツアー後の地域活動などに協力してもらう予定でございます。

脱炭素先行地域づくり事業とともに、様々な地域課題をこのように、関係人口を増やすことで中長期的に取り組んでいき、持続可能な村づくりを目指してまいります。6月24日の小立野区から7月29日の古坂区まで10区に出向き開催し、また今回初めて子育て世帯を対象に8月3日にも開催しました村政懇談会および脱炭素事業に関する村民説明会につきましては、多岐にわたりご意見ご要望をお寄せいただきました。この村政懇談会のQ&Aは、広報生坂8月号、9月号に掲載しておりますし、脱炭素事業に関する村民説明会のQ&Aは龍と子8月号に掲載をしております。それぞれご回答申し上げた内容に沿いまして、既に対応が済んでいる案件、今後実施する予定の案件、今後研究、検討をしていく案件、国や県に要望をしていく案件など、種々対応していくことになりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

また、村政懇談会で頂戴しましたご意見等を反映するとともに、来月には村政アンケートの意向調査もお願ひし、第3期生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成してまいりますし、その結果を加味して村政運営を行ってまいりたいと考えております。

そして、これからは、赤とんぼフェスティバルや秋祭りなど多くの行事イベントがコロナ禍前のように行われる予定となっております。生坂村最大のイベント赤とんぼフェスティバルは実行委員、区長合同会議でお決めいただき、今年も10月19日土曜日午前10時から午後8時20分ごろまでの1日の開催となりました。様々なステージ発表、余興、大花火大会等を行い、郷土料理、特産品、各種食品等の販売や嗜好を凝らしたブースの出展、飲食も可能にして、昨年度同様に準備を進めているところでございます。

また、いくさか敬老の日も実行委員会でお決めいただき、今年度も感染防止対策を講じ、酒類等の提供をやめ、明日20日にいくさか敬老の日を開催いたします。70歳以上の皆さんにお越しいただき、堀六平さん歌声会をご覧いただきながら、お茶やブドウとともにご歓談をしながら樂しいひとときを過ごしていただき、やまなみ荘の特製弁当とお酒をお土産にお持ち帰りいただく予定でございます。

また、道の駅いくさかの郷では、21日土曜日に毎月恒例の特産市、15日と22日の日曜日には、JA松本ハイランド主催の山清路ブドウ即売会が行われるなど、生坂村産193カラットの集出荷が最盛期であり、各事業でのPRの効果も表れ、道の駅生坂の郷は1年で一番忙しく賑やかな時期となっております。

そして生坂村の未来のために第6次総合計画や生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略にあります、村の目指すべき将来像を実現するために、喫緊に取り組んでいく課題もありますし、中長期的に方向性を示していく課題もございます。私たち執行側も生坂村のため、村民のためを常に念頭に置き、村政運営を進めているところでありますので、村民の皆さんから負託をいただいた議員各位と各課題の解決や方向づけについて、引き続き検討協議をお願いする次第でございます。

議員各位にはご健勝にてご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会

○議長(太田譲君) 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し深く感謝申し上げます。

以上をもちまして、令和6年第3回生坂村議会定例会を閉会とします。

○議長(太田譲君) なお、この後、全員協議会を開催します。

開会は13時20分から第2会議室で行いますので、お集まりください。

○議長(太田譲君) 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 12時 7分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年9月19日

議長

みの江

署名議員

望月典子

署名議員

宇引文成